

相 続 税 法

(基 础 編)

令和 6 年度版

税務大学校

学習上の留意事項

1 相続税法は、財産税に属する相続税及び贈与税について規定している。これらの租税は、今や多くの人に関わりがある身近な税であるため、税務職員としては基本的な知識として必ず理解しておかなければならぬものである。

しかし、相続税法の全てを理解することは容易ではない。その理解のためには、民法の基礎的知識が不可欠であり、それを念頭に学習を進める必要がある。

そこで、この講本は、図解と設例を取り入れながら、必要に応じて民法の諸規定を解説するとともに、法文の構成にはこだわらずに記述している。

2 この講本の記述の構成は、原則として次のようにになっている。

(1) 学習のポイント

その章又は節で学習する項目のポイントを掲げている。

(2) 本文

税務職員として基本的に理解しておいてもらいたい事項については、大きな活字で記述している。中でも特に重要な語句や専門用語などについては、ゴシック活字で示している。

(3) 注書

本文を理解するために必要な事項等について記述している。

(4) 参考

本文には最小限度必要な基本的事項しか記述していないので、本文を理解するために知っておいた方が良いと思われる事項を記述している。

(5) 設例

具体的な事例に即して理解できるよう、講本中に例題を設けている。

(6) 索引

巻末に索引を設けているが、これは専門用語、重要事項など是非覚えておいてほしい項目なので、理解度のチェックなどに利用することができる。

3 平成31年5月以降の元号の表示については、法律上の文言にかかわらず、「令和」で記述している。

凡　　例

1 この講本は、令和6年1月1日現在の法令及び通達に基づき作成している。

2 法令及び通達の略語は、次による。

相 法=相続税法（昭和25年3月31日法律第73号）

相 令=相続税法施行令（昭和25年3月31日政令第71号）

相 規=相続税法施行規則（昭和25年3月31日大蔵省令第17号）

相基通=相続税法基本通達（昭和34年1月28日直資10（例規））

評基通=財産評価基本通達（昭和39年4月25日直資56、直審（資）17（例規））

措 法=租税特別措置法（昭和32年3月31日法律第26号）

措 令=租税特別措置法施行令（昭和32年3月31日政令第43号）

措 規=租税特別措置法施行規則（昭和32年3月31日大蔵省令第15号）

措 通=租税特別措置法（相続税法関係）通達（昭和50年11月4日直資2-224、直審5-32ほか）

通則法=国税通則法（昭和37年4月2日法律第66号）

通則令=国税通則法施行令（昭和37年4月2日政令第135号）

手続通=国税通則法第7章の2（国税の調査）関係通達（平成24年9月12日課総5-9ほか）

所 法=所得税法（昭和40年3月31日法律第33号）

所基通=所得税基本通達（昭和45年7月1日直審（所）30（例規））

法 法=法人税法（昭和40年3月31日法律第34号）

民 法=民法（明治29年4月27日法律第89号）

3 条文の符号

1、2=条番号

①、②=項番号

一、二=号番号

〈引用例〉

相法15②一=相続税法第15条第2項第1号

相令3の2=相続税法施行令第3条の2

目 次

第1章 総 説	1
第1節 相続税のあらまし	1
1 相続税とは	1
2 相続税の持つ機能	1
3 相続税の課税方式	1
第2節 贈与税のあらまし	3
1 贈与税とは	3
2 贈与税の持つ機能	3
3 贈与税の課税方式	4
第3節 財産の無償取得と課税	5
1 個人の無償取得財産に対する課税関係	5
2 法人の無償取得財産に対する課税関係	5
第2章 納税義務者	6
第1節 相続税の納税義務者	6
1 居住無制限納税義務者	6
2 非居住無制限納税義務者	7
3 居住制限納税義務者	7
4 非居住制限納税義務者	7
5 特定納税義務者	8
第2節 贈与税の納税義務者	10
第3節 財産の所在と納税義務の範囲	11
第3章 相続税の課税価格と税額	12
第1節 課税原因	12
1 相続	12
2 遺贈	14
3 死因贈与	14
第2節 相続税額の計算手順	15
第3節 相続税の課税財産	15
1 相続財産の意義	15
2 本来の相続財産	16
3 みなし相続財産	16
第4節 相続税の非課税財産	22

1 非課税財産とは	22
2 非課税財産の種類	22
3 相続人の取得した生命保険金等のうち一定の金額	22
4 相続人の取得した退職手当金等のうち一定の金額	24
第5節 相続税の課税価格の計算	25
1 相続税の課税価格	25
2 遺産が未分割の場合の課税価格	26
3 課税価格の計算の特例	26
4 相続時精算課税の適用財産価額の加算等	30
5 債務控除	30
6 相続開始前7年以内に被相続人から贈与を受けた者の課税価格	33
第6節 遺産に係る基礎控除額と相続税の総額	35
1 遺産に係る基礎控除額	35
2 相続税の総額	35
第7節 各相続人等の相続税額	39
1 各相続人等の相続税額	39
2 あん分割合	39
第8節 各相続人等の納付すべき相続税額	41
1 相続税額の加算	41
2 历年課税分の贈与税額控除	42
3 配偶者に対する相続税額の軽減	42
4 未成年者控除	43
5 障害者控除	44
6 相次相続控除	44
7 在外財産に対する相続税額の控除（外国税額控除）	45
8 相続時精算課税制度における贈与税額の控除	46
9 相続税の税額控除等の順序	46
第4章 贈与税の課税価格と税額	47
第1節 課税原因	47
1 贈与の内容	47
2 財産の名義変更等と贈与	47
3 贈与の時期	48
第2節 贈与税の課税財産	48
1 本来の贈与財産	48
2 みなし贈与財産	49

3 非課税財産の範囲と内容	51
第3節 贈与税の課税価格と税額の計算	52
1 贈与税の課税価格の計算	52
2 贈与税の基礎控除	53
3 贈与税の配偶者控除	53
4 贈与税の税率と税額	53
5 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税	55
6 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税	57
7 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税	62
 第5章 相続時精算課税制度	 63
第1節 相続時精算課税制度のあらまし	63
1 相続時精算課税制度の目的	63
2 相続時精算課税制度の内容	63
3 適用対象者	63
4 適用対象となる財産等	64
5 適用手続	64
6 留意点	65
7 相続時精算課税における相続税の納税に係る権利又は義務の承継等	65
第2節 相続時精算課税制度における贈与税額の計算	68
1 課税価格	68
2 相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除	68
3 特別控除額	68
4 税率	68
第3節 相続時精算課税制度における相続税額の計算	70
1 課税価格	70
2 相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例	70
3 贈与税額控除	70
第4節 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例	71
1 受贈者等の要件	71
2 対象となる家屋等の要件	71
3 この特例の適用を受けた年分以後の課税方式	72
4 所得税の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を適用する場合	72
 第6章 申告・更正及び決定	 73
第1節 相続税の申告	73

1 申告書の提出	73
2 申告書の記載事項及び添付書類	75
第2節 贈与税の申告	76
1 申告書の提出	76
2 申告書の記載事項及び添付書類	77
第3節 期限後申告及び修正申告の特則	77
1 相続税の特則	77
2 贈与税の特則	78
第4節 更正の請求の特則	78
1 相続税の更正の請求の特則	79
2 贈与税の更正の請求の特則	79
第5節 更正及び決定の特則	79
第6節 贈与税の更正、決定等の期間制限の特則	80
 第7章 税金の納付と延納及び物納	81
第1節 税金の納付	81
1 相続税又は贈与税の納付時期	81
2 連帯納付義務	81
第2節 延 納	82
1 延納の許可の要件	82
2 延納の手続	83
3 延納の許可又は却下の処分	83
4 延納税額に対する利子税	83
第3節 相続税の物納	84
 第8章 相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例	85
第1節 農地等に対する贈与税の納税猶予及び免除の特例	85
1 制度の趣旨	85
2 特例の概要	85
3 納税猶予税額の計算	86
第2節 農地等に対する相続税の納税猶予及び免除の特例	86
1 制度の趣旨	86
2 特例の概要	86
3 相続人のうちに農業相続人がいる場合の相続税額の計算	87
第3節 贈与税の納税猶予の特例と相続税の納税猶予の特例との関係	88
第4節 山林についての相続税の納税猶予及び免除の特例	89

1 制度の趣旨	89
2 特例の概要	89
第5節 非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例	89
1 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（措法70の7）の概要	89
2 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（措法70の7の2）の概要	90
3 贈与税の納税猶予の特例と相続税の納税猶予の特例との関係	90
4 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（措法70の7の5）の概要（特例措置）	90
5 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（措法70の7の6）の概要（特例措置）	91
6 非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例及び相続税の納税猶予制度の特例（措法70の7の7）の概要	91
第6節 医療継続に係る納税猶予及び免除の特例	92
1 医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除（措法70の7の9）の概要	92
2 医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除（措法70の7の12）の概要	93
第7節 特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除の特例	93
1 制度の趣旨	93
2 制度の概要	93
第8節 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除の特例	94
1 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（措法70の6の8）	94
2 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の特例（措法70の6の10）	95
3 贈与税の納税猶予の特例と相続税の納税猶予の特例との関係	95
第9章 相続開始の通知及び支払調書の提出	96
1 相続開始の通知	96
2 保険金、退職手当金などの支払調書の提出	96
第10章 雜則及び罰則	97
第1節 贈与税の申告内容の開示	97
1 制度創設の背景	97
2 制度の仕組み（概要）	97
第2節 罰 則	98
1 脱税犯	98
2 故意の申告書不提出によるほ脱犯	98
3 無申告犯	98
4 秩序犯	98
5 両罰規定	99
6 秘密漏えいの罰	99
第11章 財産の評価	100

第1節 評価の原則	100
1 時価主義とは	100
2 いつの時価か	100
3 時価とは	100
第2節 法定評価	101
1 地上権及び永小作権	101
2 配偶者居住権等	101
3 定期金に関する権利	102
4 立木の評価についての特例	102
第3節 時価評価の取扱い	102
1 基本的な考え方	103
2 主な評価方法	103
3 土地及び土地の上に存する権利	104
4 家屋	116
5 株式及び株式に関する権利	116
[参考] 民法の相続制度の概要	119
第1章 相 繙	120
1 相続の意義	120
2 相続の開始	120
3 相続の効果	120
4 相続開始の場所	121
第2章 相続人と相続人の順位	121
1 相続人の範囲と順位	121
2 胎児の相続	125
3 同時死亡の推定	125
4 代襲相続	126
第3章 相続分の意義とその内容	127
1 相続分の意義と種類	127
2 法定相続分	127
3 代襲相続分	128
4 指定相続分	128
5 身分が重複する場合の相続分	128
6 特別受益者の相続分	129
7 寄与分がある者の相続分	130
8 特別寄与料	130

第4章 相続の承認と放棄	130
1 相続の承認と放棄	130
2 相続の放棄に係る相続人と相続分	131
第5章 遺産の分割	132
1 遺産分割の考え方	132
2 遺産分割の効力	134
第6章 遺贈と死因贈与	134
1 遺言	134
2 遺贈	135
3 死因贈与	136
第7章 遺留分	137
1 遺留分制度	137
2 遺留分権利者と遺留分の割合	137
3 遺留分の算定の基礎となる財産の価額	138
4 遺留分の額の算定	138
5 遺留分侵害額の請求	138
第8章 贈 与	138
索 引	143

第1章 総 説

第1節 相続税のあらまし

学習のポイント

- 1 相続税とは、どのような租税か。
- 2 現行相続税の課税方式とは、どのようなものか。

1 相続税とは

相続税は、死亡した人（被相続人）の財産を相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により取得した配偶者や子など（相続人等）に対して、その取得した財産の価額を基に課される租税である。

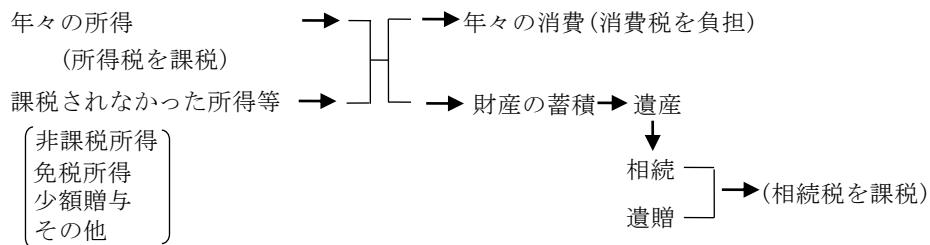
2 相続税の持つ機能

財産が親から子等に移転するだけなのに、なぜ課税されるのか。これにはいろいろな考え方があるが、相続税の持つ機能として代表的な考え方としては、次のようなものがある。

(1) 所得税の補完機能

被相続人が生前において受けた社会及び経済上の要請に基づく税制上の特典、その他による負担の軽減などにより蓄積した財産を相続開始の時点で清算する、いわば所得税を補完する機能である（注）。

(注) 所得の清算としての相続税



(2) 富の集中抑制機能

相続により相続人等が得た偶然の富の増加に対し、その一部を税として徴収することで、相続した者としなかった者との間の財産保有状況の均衡を図り、併せて富の過度の集中を抑制する。

3 相続税の課税方式

(1) 相続税の課税方式

相続税の課税方式には、大別して**遺産課税方式**と**遺産取得課税方式**の二つの方式がある。

- イ 遺産課税方式**とは、被相続人の遺産総額に応じて課税する方式である。
- ロ 遺産取得課税方式**とは、個々の相続人等が取得した遺産額に応じて課税する方式である。

(2) 二つの方式の特徴

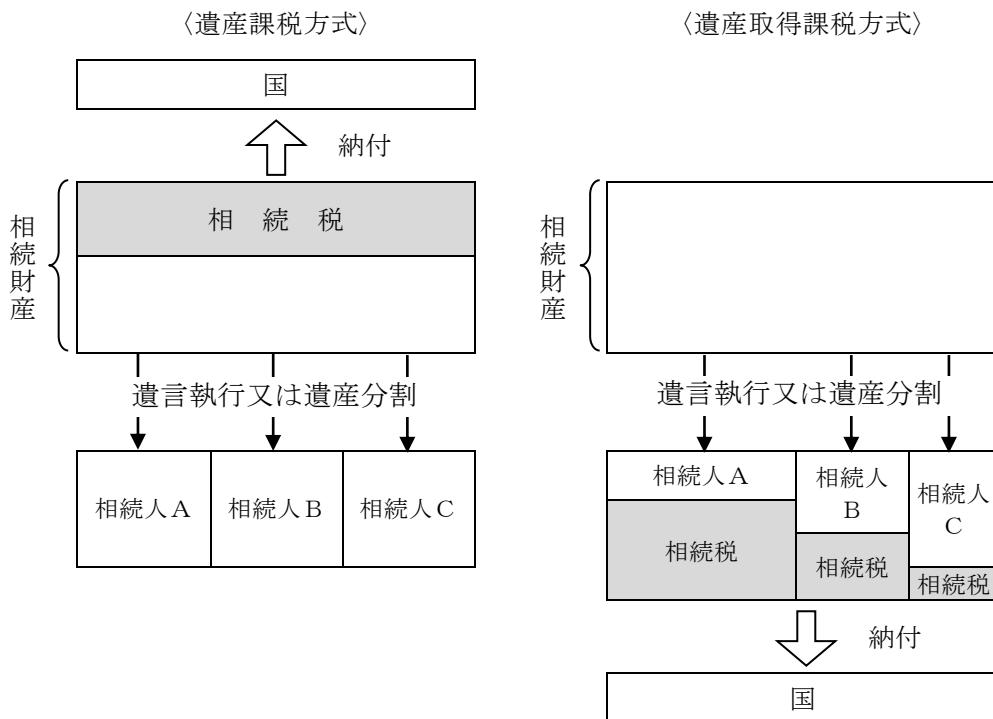
イ 遺産課税方式

被相続人の所得税を補完する意義があり、作為的な遺産分割による租税の回避を防止しやすく、また、遺産分割のいかんに関係なく遺産の総額によって相続税の税額が定まるため、税務の執行が容易である。

ロ 遺産取得課税方式

個々の相続人等が相続した財産の価額に応じて、それぞれ超過累進税率が適用されるため、富の集中化の抑制に大きく貢献し、また、同一の被相続人から財産を取得した者間の取得財産額に応じた税負担の公平が期待できる。

《相続税の課税方法としての遺産課税方式と遺産取得課税方式の概念図》



(3) 現行の課税方式

我が国の相続税の課税方式は、明治38年の相続税法創設以来、遺産課税方式とされていたが、昭和25年に遺産取得課税方式に改められ、昭和33年には税額の計算に当たり遺産課税方式の要素が一部取り入れられ現在に至っている。

遺産取得課税方式には、各遺産取得者間の取得財産額に応じた税負担の公平を図りやすいという

長所がある反面、仮装の遺産分割によって相続税の回避が図られやすいという難点があった。そこで、昭和33年の改正では、遺産取得課税の建前を維持しつつ、各相続人等が相続等により取得した財産の合計をいったん法定相続分で分割したものと仮定して相続税の総額を算出し、それを実際の遺産の取得額に応じてあん分するという計算の仕組み（法定相続分課税方式）が導入された。

現行の課税方式による税額の計算手順については、第3章第2節(15ページ)で説明する。

第2節 贈与税のあらまし

----- 学習のポイント -----

贈与税とは、どのような租税か。

1 贈与税とは

贈与税は、個人からの贈与により財産を取得した者に対して、その取得財産の価額を基に課される租税である。

2 贈与税の持つ機能

相続又は遺贈により財産を取得した場合には相続税が課税されるが、もし、被相続人が生前、相続人となるべき配偶者や子供などに財産を贈与してしまったとしたら、当該被相続人に係る相続につき相続税が課税されなかったり、課税されるとしても少ない負担で済んでしまうということにもなりかねないのである。すなわち、贈与税の制度が存在しないときには、被相続人が相続人に対して生前に贈与することにより財産を分散した場合としなかった場合とでは、最終的に同額程度の財産を取得した者の間で税負担に著しい不公平が生じることになる。

そこで、生前の贈与による取得財産には贈与税を課税することとし、贈与税は相続税に比べて、課税最低限は低く、税率の累進度合は高く規定されている。このように、贈与税は相続税を補完する機能を有し(相続税の補完税と位置付けられ)ていることから、相続税と贈与税は、別個の税目であるにもかかわらず、双方とも相続税法に規定されている。

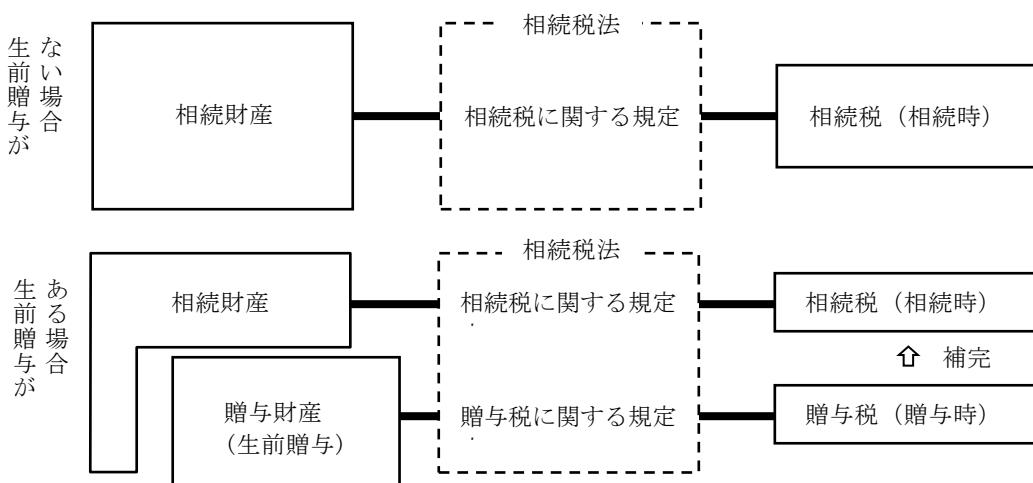
この贈与税の性格を踏まえ、被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者については、相続開始前7年以内に被相続人から贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算する制度（相法19、第3章第5節6（33ページ）参照）が設けられている。また、平成15年度の税制改正により、相続税と贈与税を一体化する仕組みを持つ相続時精算課税制度（相法21の9～18）が設けられている。

〔相続税と贈与税の比較〕

	基礎控除額	税 率	
相続税	3,000万円 + (600万円×法定相続人の数)	最低 1,000万円以下(10%)	最高 6億円超(55%)
贈与税	受贈者1人につき1年間 110万円	最低 200万円以下(10%)	最高 3,000万円超(55%)

(注) 贈与税について、相続時精算課税の適用を受ける場合には、基礎控除額に代え、特別控除額（最大2,500万円）を控除する。

〔相続税と贈与税の関係イメージ〕



3 贈与税の課税方式

贈与税の課税方式は、その持つ機能が相続税の補完機能であることから、相続税の課税方式に準じて決まる。大別すると、贈与をした人（贈与者）に課税する方式と贈与を受けた人（受贈者）に課税する方式とがあるが、わが国の現在の相続税の課税方式は遺産取得課税方式を採用していることから、贈与税の課税方式は受贈者課税方式が採用されている。

第3節 財産の無償取得と課税

学習のポイント

財産を無償で取得した場合には、どのような課税関係が生じるか。

1 個人の無償取得財産に対する課税関係

個人が財産を無償で取得した場合には、その財産の増加によって所得が生じているため、所得税の課税原因となるとも考えられるところであるが、相続、遺贈又は個人からの贈与による財産の取得には相続税又は贈与税が課税されるため、重ねて所得税を課税しないこととされている。

また、贈与税は相続税の補完税であることから、相続や遺贈という概念のない法人からの財産の贈与には贈与税を課税する必要がなく、所得税のみが課税される。

これを整理すると、次のとおりとなる。

- (1) 個人が個人から財産を無償で取得した場合には、相続税又は贈与税が課税され、所得税は課税されない（所法9①十七）。
- (2) 個人が法人から財産を無償で取得した場合には、その個人の一時所得等として所得税が課税される（所法34①、所基通34-1(5)）。

2 法人の無償取得財産に対する課税関係

一般の営利法人が、個人や法人から財産を無償で取得した場合には、法人税が課税される（法法22②）が、公共法人や公益法人等に係る非収益事業の場合には、法人税は課税されない（ただし、①代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団が個人から財産の遺贈又は贈与を受けた場合、②持分の定めのない法人が個人からの財産の遺贈又は贈与を受けた場合で、かつ、その個人の親族などの相続税や贈与税の負担が不当に減少する結果と認められるときは、その人格のない社団又は財団や持分の定めのない法人を個人とみなして相続税や贈与税が課税される。）（相法66①、④）。

第2章 納税義務者

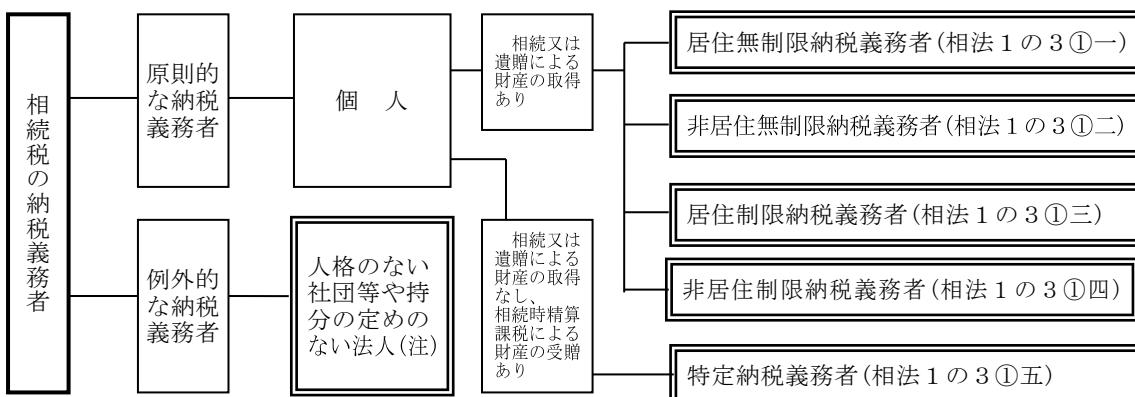
第1節 相続税の納税義務者

学習のポイント

- 1 居住無制限納税義務者、非居住無制限納税義務者、制限納税義務者及び特定納税義務者は、どのようなものか。
- 2 代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団及び持分の定めのない法人の納税義務とは、どのようなものか。

相続税の納税義務者は、原則として、相続又は遺贈により財産を取得した個人である。

なお、相続又は遺贈により財産を取得していない者であっても、被相続人からの贈与について相続時精算課税制度の適用を受けた個人は、相続税の納税義務者とする（相法1の3）。



- (注) 1 財産の取得に伴い人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課されるべき法人税等相当額がある場合には、相続税額の計算上、これを控除する（相法66⑤）。
- 2 持分の定めのない法人については、遺贈者の親族などの相続税の負担が不当に減少する結果になる場合に限られる（相法66④）。
- 3 代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は持分の定めのない法人を設立するための遺言による財産の提供があった場合も含まれる（相法66②、④）。

1 居住無制限納税義務者

相続又は遺贈により財産を取得した次に掲げる者であって、当該財産を取得した時において相続税法の施行地に住所を有するもの（相法1の3①一）

- (1) 一時居住者でない個人
- (2) 一時居住者である個人（当該相続又は遺贈に係る被相続人（遺贈をした者を含む。

以下同じ。) が外国人被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。)

2 非居住無制限納税義務者

相続又は遺贈により財産を取得した次に掲げる者であって、当該財産を取得した時において相続税法の施行地に住所を有しないもの（相法1の3①二）

(1) 日本国籍を有する個人であって次に掲げるもの

イ 当該相続又は遺贈に係る相続の開始前10年以内のいずれかの時において相続税法の施行地に住所を有していたことがあるもの

ロ 当該相続又は遺贈に係る相続の開始前10年以内のいずれの時においても相続税法の施行地に住所を有していたことがないもの（当該相続又は遺贈に係る被相続人が外国人被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。）

(2) 日本国籍を有しない個人（当該相続又は遺贈に係る被相続人が外国人被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。）

(注) 1 「日本国籍を有する個人」には、日本国籍と外国国籍とを併有する者も含まれる（相基通1の3・1の4共-7）。

2 「一時居住者」とは、相続開始の時において、在留資格（出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をいう。以下同じ。）を有する者であつて相続開始前15年以内において相続税法の施行地に住所を有していた期間の合計が10年以下であるものをいう（相法1の3③一）。

3 「外国人被相続人」とは、相続開始の時において、在留資格を有し、かつ、相続税法の施行地に住所を有していた被相続人をいう（相法1の3③二）。

4 「非居住被相続人」とは、相続開始の時において相続税法の施行地に住所を有していなかった被相続人であつて相続開始前10年以内のいずれかの時において相続税法の施行地に住所を有していたことがあるもののうちそのいずれかの時においても日本国籍を有していなかったもの又は相続の開始前10年以内のいずれの時においても相続税法の施行地に住所を有していたことがないものをいう（相法1の3③三）。

3 居住制限納税義務者

相続又は遺贈により相続税法の施行地にある財産を取得した個人で当該財産を得した時において相続税法の施行地に住所を有するもの（上記1に掲げる者を除く。）

（相法1の3①三）

4 非居住制限納税義務者

相続又は遺贈により相続税法の施行地にある財産を取得した個人で、当該財産を得した時において相続税法の施行地に住所を有しないもの（上記2に掲げる者を除く。）

く。) (相法1の3①四)

5 特定納税義務者

相続又は遺贈により財産を取得しなかった個人で、被相続人から相続時精算課税の適用を受ける財産を贈与により取得していた者をいい、その相続時精算課税の適用を受けた財産について納税義務がある（相法1の3①五、21の16①）。

- ※1 住所とは、生活の本拠をいう。生活の本拠であるか否かは、客観的事実によつて判定する（相基通1の3・1の4共-5）。
- ※2 相続税法の施行地とは、相続税法が施行されている地理的範囲のことであり、本州、北海道、四国、九州及びその附属の島（当分の間、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島を除く。）をいう（相法附則2、相令附則2）。（以下、相続税法の施行地内を「(日本)国内」といい、相続税法の施行地外を「(日本)国外」という場合がある。）
- ※3 住所の所在、日本国籍の有無は、財産取得の時を基準として判定する。

《納税義務者の判定（特定納税義務者を除く）》

課税時期：令和3年4月1日～（改正法附則11）

被相続人 贈与者	相続人・受遺者 受贈者	日本国内に住所あり	日本国内に住所なし		
			一時居住者 ※1	日本国籍あり	
日本国内に住所あり				相続開始前10年以内に住所あり	相続開始前10年以内に住所なし
日本国内に 住所なし	外国人被相続人※2		居住制限 納税義務者		非居住制限納税義務者
	外国人贈与者※2				
	相続開始前 10年以内に住所あり	居住無制限 納税義務者		非居住無制限 納税義務者	
日本国内に 住所なし	非居住被相続人※3		居住制限 納税義務者		非居住制限納税義務者
	非居住贈与者※3				
	相続開始前 10年以内に住所なし				

※1 出入国管理及び難民認定法別表第1の在留資格で滞在している者で、相続の開始前15年において日本国内に住所を有していた期間の合計が10年以下の者

※2 出入国管理及び難民認定法別表第1の在留資格で滞在している者

※3 日本国内に住所を有していた期間、日本国籍を有していない者

第2節 贈与税の納税義務者

学習のポイント

- 1 原則的な納税義務者（個人の納税義務者）とは、どのようなものか。
- 2 例外的な納税義務者（個人とみなす納税義務者）とは、どのようなものか。

贈与税の納税義務者は、贈与により財産を取得した個人であり、その納税義務は、贈与により財産を取得した時に成立する。

贈与税の納税義務者は、財産取得の時の住所、日本国籍の有無などにより、居住無制限納税義務者、非居住無制限納税義務者、居住制限納税義務者又は非居住制限納税義務者に区分され、その区分に基づき贈与税の課税財産の範囲が異なる（相法1の4、2の2）。

また、代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は持分の定めのない法人に対する贈与は、これらを個人とみなして贈与税が課税される場合がある（相法66①、④）。

（注）納税義務者の区分や個人とみなされる納税義務者の取扱いは、相続税の場合とおおむね同様である。

第3節 財産の所在と納税義務の範囲

学習のポイント

財産の所在地の判定はなぜ重要なか。

居住無制限納税義務者（相法1の3①一、1の4①一）及び非居住無制限納税義務者（相法1の3①二、1の4①二）には、取得財産の全部について相続税又は贈与税が課税される（相法2①、2の2①）ので、納税義務の判定上その取得財産の所在を問題とする必要はないのに対し、居住制限納税義務者（相法1の3①三、1の4①三）及び非居住制限納税義務者（相法1の3①四、1の4①四）は、その取得財産のうち相続税法の施行地にあるものに対してのみ相続税又は贈与税が課税される（相法2②、2の2②）ことから、その取得財産の所在場所を明らかにすることは、納税義務の有無及びその範囲を判定する上で重要である。

このことから、相続税法では、財産の所在についての規定が設けられており、主な財産の所在地は、次のとおりである（相法10）。

財産の種類	財産の所在
動産又は不動産	動産（現金を含む。）又は不動産の所在（ただし、船舶又は航空機は、それらの登録をした機関の所在）
金融機関に対する預貯金等	受入れをした営業所又は事業所の所在
保険金	保険契約に係る保険会社の本店又は主たる事務所の所在
退職手当金等	支払った者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在
貸付金債権	債務者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在
社債、株式又は出資	社債・株式の発行法人又は出資のされている法人の本店又は主たる事務所の所在
国債又は地方債	相続税法の施行地
外国又は外国の地方公共団体の発行する公債	その外国

【参考法令・通達番号】

相基通10-1～10-7

第3章 相続税の課税価格と税額

第1節 課税原因

学習のポイント

- 1 相続人の範囲と順位及び法定相続分とは、どのようなものか。
- 2 遺産の分割方法には、どのようなものがあるか。
- 3 遺贈とは、どのようなものか。

1 相続

(1) 相続の開始

相続は、死亡によって開始する（民法882《相続開始の原因》）。

また、失踪宣告によっても死亡したものとみなされ、死亡と同様に相続開始の原因となる（民法31《失踪の宣告の効力》）。

(2) 相続人

民法は、誰を相続人とするかを定めた**法定相続主義**を探っている。

(3) 相続人の範囲と順位及び法定相続分

イ 相続人の範囲と順位

民法は、相続人として、配偶者と三つの血族関係者を定めている。そして、配偶者は、常に相続人となるが、血族関係者である相続人については、一定の順位を定めている（民法887《子及びその代襲者等の相続権》、889《直系尊属及び兄弟姉妹の相続権》、890《配偶者の相続権》）。

- ① 第1順位 子（代襲相続人（孫、曾孫など）を含む。）
- ② 第2順位 直系尊属（父母、祖父母など）
- ③ 第3順位 兄弟姉妹（代襲相続人（おい、めい）を含む。）

（注）子には、実子のほか、養子も含まれる（122ページ参照）。

したがって、相続人となる者は、次のとおりである。

- (イ) 配偶者及び子（子が相続開始以前に死亡又は相続権を失ったときは、その直系卑属たる代襲者）
- (ロ) 子がいない場合には、配偶者及び直系尊属
- (ハ) 子も直系尊属もいない場合には、配偶者及び兄弟姉妹（兄弟姉妹が相続開始以前に死亡又は相続権を失ったときは、その子）
- (乙) 他に相続人がいない場合には、配偶者のみ

□ 法定相続分

複数の相続人が共同で相続する場合、これらの相続人を**共同相続人**といい、共同相続人は、相続により被相続人の権利義務を各自の相続分に応じて承継する（民法896（相続の一般的効力））。

民法は、法定相続分及び代襲相続分について次のように定めている（民法900（法定相続分）、901（代襲相続人の相続分））。

(イ) 法定相続分

相続人	法定相続分	留意事項
子と配偶者	子 2分の1 配偶者 2分の1	子が数人あるときは、子の法定相続分を均分する。
直系尊属と配偶者	直系尊属 3分の1 配偶者 3分の2	直系尊属が数人あるときは、直系尊属の法定相続分を均分する。
兄弟姉妹と配偶者	兄弟姉妹 4分の1 配偶者 4分の3	兄弟姉妹が数人あるときは、兄弟姉妹の法定相続分を均分する。 ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹（半血兄弟姉妹）の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹（全血兄弟姉妹）の相続分の2分の1とする。

(ロ) 代襲相続分（代襲相続人の相続分）

代襲相続人となる直系卑属（孫、曾孫など）の相続分は、被代襲者（子、孫など）が受けるべきであった相続分と同じ（直系卑属が2人以上いるときは、その相続分を均分）とする。

また、兄弟姉妹の代襲相続人（兄弟姉妹の子）の相続分についても同様とする。

ハ 相続の承認と放棄

相続が開始すると相続人は、自らの意思に関係なく被相続人に属した財産上的一切の権利義務を承継する（民法896（相続の一般的効力））。

しかし、相続の効果を享受するかどうかの選択の自由が認められている。このことから、相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に、単純承認若しくは限定承認又は相続の放棄をしなければならない（民法915（相続の承認又は放棄をすべき期間））、その期間内に限定承認又は放棄をしなかったときは、単純承認したものとみなされる（民法921（法定単純承認））。

また、一度した承認又は放棄は、その承認又は放棄の期間内であっても、原則として取り消することはできない（民法919（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し））。

なお、相続の放棄によって、相続人の順位、法定相続分が変更になる場合がある。

【参考法令・通達番号】

相基通3-1、3-2、民法938、939

(4) 遺産分割

イ 遺産分割とは

遺産分割とは、共同相続人が相続開始後、相続財産を各共同相続人の間で分配することをいう。

遺産分割は、被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでもでき、また、遺産分割に当たっては、共同相続人間の合意に基づく限り法定相続分に従わない分割も有効である。

なお、分割の効果は相続開始の時に遡って生じる（民法909《遺産の分割の効力》）。

ロ 遺産分割の方法

現物分割	遺産を現物のまま分割する方法で、通常多く行われる方法である。
換価分割	遺産の一部又は全部を金銭に換え、その換価代金を分割する方法である。
債務負担による分割（代償分割）	共同相続人の一人又は数人が遺産の現物を取得し、取得した者が他の相続人に対し、自己の財産を与える方法である。

（注）遺産分割の手続の方法は、①協議分割、②調停分割、③審判分割がある。

2 遺贈

遺贈とは、遺言により、被相続人の財産を相続人、相続人以外の者や法人に無償譲与することをいい、それを受けた者を受遺者という。

遺言は、民法で定める一定の形式を整えることが必要とされる要式行為である（民法960《遺言の方式》）。

遺贈には、包括遺贈と特定遺贈とがある（民法964《包括遺贈及び特定遺贈》）。

包括遺贈とは、例えば、遺産の全部とか2分の1とかいうように遺産の割合を示して行う遺贈をいい、受遺者は相続人と同じ権利義務を有することになる（民法990《包括受遺者の権利義務》）。

特定遺贈とは、この不動産、この株式というように特定の財産を指定して行う遺贈をいう。

3 死因贈与

死因贈与とは、生前に贈与契約をし、その効力が贈与者の死亡により生ずるものという。死因贈与は、贈与者の死亡により効力が生ずる点で遺贈と似ているので、遺贈に関する規定に従うこととされている（民法554《死因贈与》）。

ただし、遺贈は遺言という単独行為によって行われるのに対し、死因贈与は当事者間の契約によって成立するところに違いがある。

第2節 相続税額の計算手順

----- 学習のポイント -----

相続税の計算の仕組みは、どうなっているか。

相続税額の算出過程には、他の税目に見られない特異性があり、相続又は遺贈により財産を取得した者が納付する相続税額を計算するためには、次のように四つの段階の計算が必要である。

第1段階 (課税価格の計算)

相続又は遺贈により財産を取得した者に係る課税価格（各人の課税価格）を個々に計算し、その後、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者の相続税の課税価格の合計額を計算する。

第2段階 (相続税の総額の計算)

課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した残額（課税遺産総額）を基に相続税の総額を計算する。

第3段階 (各人の算出税額の計算)

相続税の総額を各人が取得した財産の額（割合）に応じ配分し、各人の算出税額を計算する。

第4段階 (各人の納付税額の計算)

各人の算出税額から各人に応じた各種の税額控除額を控除し、各人の納付すべき税額を計算する。

第3節 相続税の課税財産

----- 学習のポイント -----

- 1 相続税は、どのような財産にかかるのか。
- 2 本来の相続財産とは、どのようなものか。
- 3 みなし相続財産とは、どのようなものか。

1 相続財産の意義

相続の開始があった場合には、相続人は、被相続人の一身に専属したものを受け、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する（民法896（相続の一般的効力））。

財産に属する権利には、

- ① 不動産や動産の所有権や占有権などの物権
- ② 預金や貸付金、役務の提供などに係る債権

(3) 著作権や特許権、商標権などの無体財産権

など法律上の根拠を有するもののほか、例えば、営業権のような法律上の根拠を有しないものも含まれ、これらが相続人に承継される。

2 本来の相続財産

(1) 本来の相続財産とは

一般には、被相続人に帰属していた財産上の権利義務のうち、相続又は遺贈により相続人又は受遺者が取得するものが本来の相続財産であり、相続税法では、被相続人に帰属していた財産のうち、金銭に見積もることができる経済的価値のあるもの全ての積極財産が課税の対象となる。

なお、未登記の土地建物等、被相続人名義以外の家族名義・他人名義の預貯金等であっても、実質的に被相続人に帰属するものは相続財産に含まれる。

(2) 本来の相続財産の具体例

土地、家屋、借地権、株式、預貯金、現金、貴金属、宝石、書画、骨とう、自動車、電話加入権、立木、金銭債権など。

【参考法令・通達番号】

相基通11の2-1

3 みなし相続財産

(1) みなし相続財産とは

法律的には被相続人から相続又は遺贈により取得したものではないが、実質的には相続又は遺贈により取得した財産と同様の経済的效果を持つものがある。

相続税法では、課税の公平を図る見地から、このような財産を相続又は遺贈により取得したものとみなして相続税の課税対象としており、これを「みなし相続財産」と呼んでいる。

(2) 主なみなし相続財産

- ① 生命保険金等（相法3①一）
- ② 退職手当金等（相法3①二）
- ③ 生命保険契約に関する権利（相法3①三）
- ④ 定期金に関する権利（相法3①四）
- ⑤ 保証期間附定期金に関する権利（相法3①五）
- ⑥ 契約に基づかない定期金に関する権利（相法3①六）
- ⑦ その他遺贈により取得したものとみなされるもの（相法4①②、7、8、9、9の2、9の4、65①）

特別縁故者に対する相続財産の分与、特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料、低額譲受、債務免除等、その他の利益の享受、信託に関する権利等、持分の定めの

ない法人から受ける特別の利益の享受

- ⑧ 相続又は遺贈により財産を取得しなかった相続時精算課税適用者の受贈財産（相法21の16①）
- ⑨ 贈与税の納税猶予の適用を受けていた農地等（贈与者が死亡した場合）（措法70の5）
- ⑩ 贈与税の納税猶予の適用を受けていた非上場株式等（贈与者が死亡した場合）（措法70の7の3、措法70の7の7）

(3) 生命保険金等

イ みなす理由

被相続人の死亡により相続人等が受け取る保険金は、被相続人に帰属した後に相続人等が取得するのではなく、保険契約に基づき被相続人の死亡という事実の発生によって、相続人等が受け取るべきものであることから、本来の相続財産ではない。

しかし、被相続人が保険料を負担し、その死亡により相続人等が取得するものであることから、本来の相続財産と経済的実質は異なるものである。

そこで、相続税法は生命保険金等を「みなし相続財産」として、相続税を課税することにしている（相法3①一）。

□ 相続財産とみなされる金額の計算

相続財産とみなされる保険金の金額は、被相続人がその保険料の全部を負担していた場合には、取得した保険金の全額となり、被相続人が保険料の一部を負担していた場合には、次の算式により計算した金額となる。

（被相続人が保険料の一部を負担していた場合の算式）

$$\frac{\text{取得した保険金額}}{\text{保険契約に基づき被相続人の死亡時までに払い込まれた保険料の総額}} \times \frac{\text{被相続人が負担した保険料の金額}}{\text{相続財産}} = \text{とみなされる金額}$$

【設例】 生命保険金に関する計算

被相続人Aの死亡を保険事故として、相続人である受取人Cは保険金6,000万円を取得した。

なお、死亡時までに払い込まれていた保険料の総額240万円のうち被相続人Aが180万円、相続人Bが60万円を負担していた。

【答】 相続により取得したとみなされる金額は、次のとおりである。

Aから相続により取得したとみなされる金額

$$6,000\text{万円} \times \frac{180\text{万円}}{240\text{万円}} = 4,500\text{万円}$$

（注）残額の1,500万円は、BからCへの贈与とみなされ贈与税の課税関係が発生する。

ハ 保険金の課税関係（保険事故が発生している場合）

保険金は、保険契約に基づき、被保険者が死亡した場合や保険が満期となった場合に支払われ、また、保険料の負担者と保険金の受取人が異なるなどいくつかのケースが生じてくる。

保険金の契約内容等による課税関係は、次の表のとおりである。

【参考法令・通達番号】

相令1の2、相基通3-7~3-14、3-16、3-17、3-28、3-38、3-48

保険契約の種類	契約者	被保険者	保険料負担者	保険金受取人	課 税 関 係
生命保険契約又は損害保険契約	A	A	A	B	(Aの死亡の場合) Bが相続人のときは相続、相続人以外のときは遺贈により取得したものとみなされる。 (満期の場合) BがAから贈与により取得したものとみなされる。
	A	A	C	B	Aの死亡又は満期のいずれの場合も、BがCから贈与により取得したものとみなされる。
※ 損害保険契約の保険金は、偶然の事故に基づく死に伴い支払われるものに限る。	A	A	1/2 A 1/2 C	B	(Aの死亡の場合) Bが相続人のときは保険金の1/2を相続、相続人以外のときは遺贈により取得したものとみなされ、更に、BがCから保険金の1/2を贈与により取得したものとみなされる。 (満期の場合) BがA、Cのそれぞれから保険金の1/2ずつを贈与により取得したものとみなされる。
	A	B	A	A	Bの死亡又は満期のいずれの場合も、Aの一時所得となる。

(注) A、B及びCはいずれも個人とする。

(4) 退職手当金等

イ 相続財産とみなされる退職手当金等

被相続人の死亡により被相続人に支給されるべきであった退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与（弔慰金、花輪代、葬祭料等のうち実質的に退職手当金の性質を有するものが含まれる。）で、被相続人の死亡後3年以内に支給が確定したものを相続人又は相続人以外の者が取得した場合は、その退職手当金等は、相続又

は遺贈により取得したものとみなされる（相法3①二）。また、支給されるものが、金銭であるか、物又は権利であるかを問わない。

（注）弔慰金等の取扱い

弔慰金、花輪代、葬祭料等（弔慰金等）は、本来退職手当金等とは性格が異なるものであり、かつ、遺族に対して直接支出されるものであるから、退職手当金等とはいえない。

ところで、被相続人の雇用主から支給された金品が退職手当金等に当たるかどうかは、その名目にかかわらず実質により判定すべきであり、「弔慰金等」の名目で遺族に支給された金品であっても、その実質が退職手当金等に該当する場合には、相続税の課税対象とすべきである。

実態的には、特に会社役員の死亡退職のような場合、弔慰金等の名目で多額の金員が遺族に支給されるケースがみられ、かつ、上記の実質判定が極めて困難な場合が少なくない。

そこで、相続人等が支給を受けた弔慰金等のうち、実質退職手当金等に該当すると認められるものを除き、次の区分に応じ、それぞれに掲げる金額を超える部分の金額を退職手当金等として取り扱うこととしている（相基通3-20）。

- | | |
|-----------------------|----------|
| ① 被相続人の死亡が業務上の死亡である場合 | 普通給与の3年分 |
| ② 被相続人の死亡が業務上の死亡でない場合 | 普通給与の半年分 |

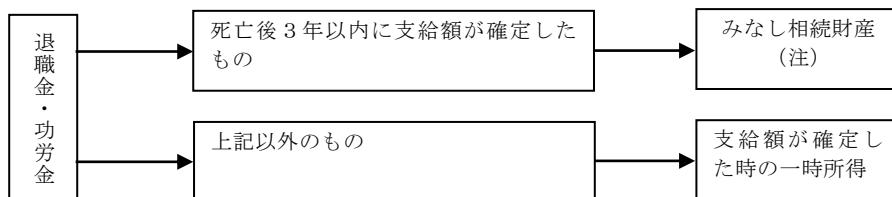
□ みなす理由

被相続人の死亡により被相続人に支給されるべきであった退職手当金等は、相続人又は相続人以外の者が支給者から直接に支給を受けるものであることから、本来の相続財産ではない。

しかし、被相続人に支給されるべきであった退職手当金等は、被相続人が死亡したために相続人等に支給されるものであることから、本来の相続財産と経済的実質は異なるものである。

そこで、相続税法は、死亡に伴う退職手当金等を「みなし相続財産」として、相続税を課税することとしている。

〔退職金・功労金のうち、相続財産とみなされる部分の範囲〕



（注）支給額の確定により新たに申告が必要となった場合は、期限後申告又は修正申告を行うこととなる。

【参考法令・通達番号】

相令1の3、相基通3-18～3-25、3-30～3-33

（5）生命保険契約に関する権利

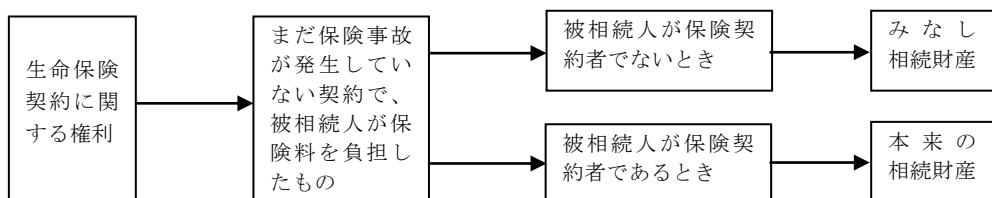
相続開始の時までに保険事故が発生していない生命保険契約で、①被相続人が保険料の全部又は一部を負担し、かつ、②被相続人以外の者が契約者である場合には、相続開始によってその契約者

は、その契約に関する権利のうち、被相続人が負担した保険料の額に対応する部分を、相続又は遺贈により取得したものとみなされる（相法3①三）。

なお、被保険者でない保険契約者が死亡した場合で、保険料をその契約者が負担していたときは、その契約に関する権利は、相続人その他の人が相続又は遺贈により取得する本来の相続財産となる。

【参考法令・通達番号】

相基通3-34～3-39



(6) 定期金に関する権利

定期金に関する権利は、相続開始の時までに定期金給付事由が発生していない定期金給付契約（生命保険契約を除く。）で、①被相続人が掛金の全部又は一部を負担し、かつ、②被相続人以外の者が契約者である場合には、相続開始によってその契約者は、その契約に関する権利のうち、被相続人が負担した掛金の額に対応する部分を、相続又は遺贈により取得したものとみなされる（相法3①四）。

なお、生命保険契約を除いているのは、(5)で説明した生命保険契約に関する権利との重複適用を避けるためである。

(7) 保証期間付定期金に関する権利

定期金受取人が死亡したときはその遺族等に対して定期金（又は一時金）を給付するとされている定期金給付契約に基づき、その定期金受取人たる被相続人の死亡後、その相続人その他の者が定期金受取人（又は一時金受取人）となった場合には、その定期金に関する権利のうち、被相続人が負担した掛金等の額に対応する部分を相続又は遺贈により取得したものとみなされる。

※ 紛失事由が発生している定期金に関する権利の価額は、定期金が給付される期間に応じて（有期定期金、無定期金、終身定期金、一時金）評価する（相法24①）。

《みなし相続財産とされる部分の金額の計算》

定期金に関する 権利の価額 (一時金の給付金額)	$\times \frac{\text{被相続人が負担した掛金等の額}}{\text{相続開始時までの払込掛金等の総額}}$	$=$	みなし相続財産と される部分の金額
--------------------------------	--	-----	----------------------

(8) 特別縁故者に対する財産の分与

民法第958条の2第1項（特別縁故者に対する相続財産の分与）の規定により相続財産の全部又は一部を与えられた場合においては、その与えられた者が、その与えられた時における財産の時価に相当する金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなされる（相法4①）。

(9) 特別寄与料

特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が確定した場合においては、当該特別寄与者が、当該特別寄与料の額に相当する金額を当該特別寄与者による特別の寄与を受けた被相続人から遺贈により取得したものとみなされる（相法4②）。

【参考】

1 主なみなし相続財産

財産の種類	関係法令	規定の要旨
生命保険金、偶然な事故に基づく死亡に伴う損害保険金	相法3①一	各号に掲げる財産を相続又は遺贈により取得したものとみなす。
退職手当金	相法3①二	
生命保険契約に関する権利	相法3①三	
定期金に関する権利	相法3①四	
保証期間付定期金に関する権利	相法3①五	
契約に基づかない定期金に関する権利	相法3①六	
特別縁故者に対する相続財産の分与	相法4	与えられた時のその財産の時価に相当する金額を遺贈により取得したものとみなす。
低額譲受	相法7	(遺言により著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合)その対価と時価との差額に相当する金額を遺贈により取得したものとみなす。
債務免除等	相法8	(遺言により対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で債務を免除等された場合)その免除等された債務の金額に相当する金額を遺贈により取得したものとみなす。
その他の利益の享受	相法9	(遺言により対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合)その時の利益の金額に相当する金額を遺贈により取得したものとみなす。
信託に関する権利	相法9の2~9の6	(遺言等により委託者以外の者が受ける信託の利益について)その利益を受ける権利を遺贈により取得したものとみなす。
相続時精算課税適用者(相続又は遺贈により財産を取得しなかった者)の受贈財産	相法21の16①	その財産を相続又は遺贈により取得したものとみなす。
特別の法人から受ける利益	相法65①	(持分の定めのない法人で、その施設の利用等について役員等又はこれらの者の親族等に対し特別の利益を与えるものに対して財産の贈与又は遺贈があった場合においては、一定の場合を除き)その法人から特別の利益を受ける者が、その財産の贈与又は遺贈により受ける利益に相当する金額をその財産を贈与又は遺贈した者から贈与又は遺贈により取得したものとみなす。
贈与税の納税猶予の適用を受けていた農地等(贈与者が死亡した場合)	措法70の5	その農地等を相続又は遺贈により取得したものとみなす。
贈与税の納税猶予の適用を受けていた非上場株式等(贈与者が死亡した場合)	措法70の7の3 措法70の7の7	その非上場株式等を相続又は遺贈により取得したものとみなす。

2 みなし相続財産ではないが課税価格の計算の基礎となるもの

相続時精算課税適用者(相続又は遺贈により財産を取得しなかった者)の受贈財産	相法21の15①	その財産の価額を相続税の課税価格に加算した価額をもって、相続税の課税価格とする。
相続開始前7年以内の贈与財産	相法19①	その財産の価額を相続税の課税価格に加算したものを相続税の課税価格とみなす(第3章5節6(33ページ)参照)。

第4節 相続税の非課税財産

学習のポイント

非課税財産とは、どのようなものか。

1 非課税財産とは

相続税法では、相続又は遺贈により取得した財産（みなし相続財産を含む。）であっても公益性や社会政策的見地あるいは国民感情の面から、相続税の課税対象から除いているものがある。

これを相続税の**非課税財産**という（相法12）。

2 非課税財産の種類

- ① 皇室経済法第7条の規定により皇位とともに皇嗣が受けた物（相法12①一）
- ② 墓所、靈びょう及び祭具並びにこれらに準ずるもの（相法12①二）
- ③ 一定の公益事業を行う者が取得した公益事業用財産（相法12①三）
- ④ 条例による心身障害者共済制度に基づく給付金の受給権（相法12①四）
- ⑤ 相続人が取得した生命保険金等のうち一定の金額（相法12①五）
- ⑥ 相続人が取得した退職手当金等のうち一定の金額（相法12①六）
- ⑦ 相続税の申告書の提出期限までに国、地方公共団体、特定の公益法人又は認定特定非営利活動法人に贈与（寄附）した財産（措法70）

なお、香典は、被相続人に帰属しないため相続税の課税対象とはならない。

【参考法令・通達番号】

相基通12-1～12-10、措通70-1-1～70-1-14

3 相続人の取得した生命保険金等のうち一定の金額

(1) この規定の趣旨は

被相続人の死亡により相続人又は相続人以外の者が取得した生命保険金等のうち、被相続人が負担した保険料に対応する部分は、相続又は遺贈により取得したものとみなされ相続税の課税対象となるが、相続人が取得した保険金については、一定の金額が非課税とされている（相法12①五）。

この規定は、生命保険制度を通じて貯蓄増進を図る見地のほか、被相続人の死後ににおける相続人の生活安定のための社会的見地から設けられたものである。そのため、その適用が受けられる者は、相続人（相続を放棄した者又は相続権を失った者を除く。）に限られる。

(2) 非課税とされる一定の金額とは

次の算式による金額となる。

(算式)

$$500\text{万円} \times \text{「法定相続人の数」} = \text{保険金の非課税限度額}$$

(注) 1 全ての相続人（放棄した者等を除く。）の取得した保険金の合計額が保険金の非課税限度額以下である場合には、その保険金の全額が非課税となる。

2 全ての相続人（放棄した者等を除く。）の取得した保険金の合計額が保険金の非課税限度額を超える場合には、次の算式により算出した金額が、各相続人の非課税の額となる。

(算式)

$$\frac{\text{保険金の非課税限度額} \times \frac{\text{その相続人が取得した保険金の合計額}}{\text{すべての相続人（放棄した者等を除く。）が取得した保険金の合計額}}}{=} \text{その相続人の非課税金額}$$

(3) 非課税限度額を算定するときの「法定相続人の数」とは

相続税法第15条第2項に規定する「相続人の数」のことをいい、民法の規定による「相続人の数」と次の点で異なっている（相法15②）。

- イ 相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとする。
- ロ 被相続人に養子がいる場合には、次の区分に応じて、「法定相続人の数」に算入する養子の数が次の人数に制限される。

- (イ) 被相続人に実子がいる場合 1人
- (ロ) 被相続人に実子がない場合 2人

この場合、次の者は実子とみなして(イ)又は(ロ)の数を計算する（相法15③、相令3の2）。

- ① 特別養子縁組（民法817の2①）による養子となった者
- ② 配偶者の実子で被相続人の養子となった者
- ③ 配偶者の特別養子縁組による養子となった者で被相続人の養子となった者
- ④ 実子等の代襲相続人

(表) 相続人の数の確定のための相続関係者の区分表（第1順位の相続人の場合）

相 繙 関 係 者 の 区 分		民法上の相続人	相続税法上の法定相続人
相続権を失った者		×	×
相続を放棄した者		×	○
その他の者	配偶者	○	○
	子	実子	○
	養子	特別養子、連れ子である養子	○
		1人又は2人	○
		その他の養子	上記以外
			○
			×

(注) 表の中の○印は該当、×印は非該当を示す。

【参考法令・通達番号】

相令3の2、相基通3-1、3-2、12-8、12-9、15-1~15-7

【参考】 相続税法において、この「法定相続人の数」（相続税法第15条第2項に規定する相続人の数）を基礎としている規定は、次のとおり。

- ① 生命保険金等の非課税限度額の計算（相法12①五イ）
- ② 退職手当金等の非課税限度額の計算（相法12①六イ）
- ③ 遺産に係る基礎控除額の計算（相法15①）
- ④ 相続税の総額の計算（相法16）

4 相続人の取得した退職手当金等のうち一定の金額

被相続人が死亡したため相続人又は相続人以外の者に対し、被相続人に支給されるべきであった退職手当金等が支給された場合には、その退職手当金等は、相続又は遺贈により取得したものとみなされ相続税の課税対象となるが、生命保険金等と同様に相続人（相続を放棄した者又は相続権を失った者を除く。）に限り、取得した退職手当金等のうち一定の金額は、非課税とされている（相法12①六）。

なお、非課税となる一定の金額の計算方法及び金額は、3(2)と同様である。

第5節 相続税の課税価格の計算

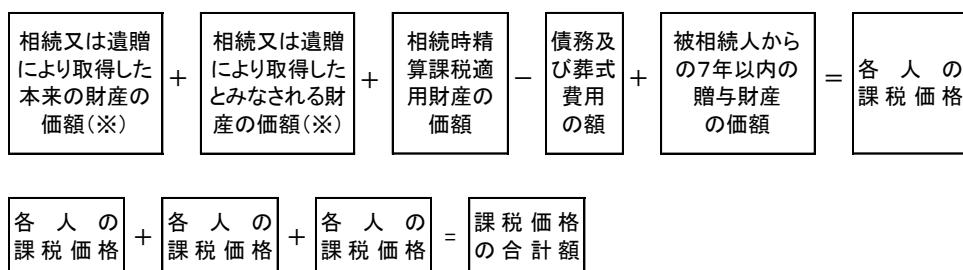
学習のポイント

- 1 相続税の課税価格とは、どのようなものか。
- 2 債務控除の対象となるものとは、何か。
- 3 相続開始前7年以内に被相続人から贈与を受けていた場合の課税価格は、どのようになるか。

1 相続税の課税価格

被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した各人の相続税の課税価格（各人の課税価格）は、次のように計算し、各人の課税価格を合計したものを「課税価格の合計額」という。

これを図示すると次のようになる。



(※) 非課税財産は除かれます。

(注) 相続税の納税義務者の中に、被相続人からの贈与について相続時精算課税の適用を受けた者がいるときは、その者が相続時精算課税の適用を受けた贈与財産の価額（贈与時の価額）を課税価格に加算する（第5章「相続時精算課税制度」（63ページ）を参照）。

【参考】

代償分割が行われた場合の課税価格

代償分割とは、共同相続人又は包括受遺者のうちの一部の者が遺産の現物を取得し、他の者に対して債務（代償債務）を負担する遺産分割の手法である。

例えば、共同相続人である被相続人の子3人のうち、1人が農地を相続し、農地を相続した子が他の2人に対して金銭（代償財産）を交付する（金銭の支払債務を負担する）というような分割方法である。

代償分割が行われた場合には、代償財産の交付を受けた者及び交付をした者について、それぞれ代償財産の価額を加算、減算して相続税の課税価格を求める。

【参考法令・通達番号】

相基通11の2-9、11の2-10

2 遺産が未分割の場合の課税価格

相続税の課税価格は、遺産の総額を基に各相続人や受遺者ごとに計算することとなっていることから、相続が単独相続であれば簡単であるが、相続人が2人以上いる場合には、共同相続人のうち、誰がどの財産を相続するかということが確定しないと課税価格の計算ができないこととなる。

一般的には、被相続人が遺言により個々の財産について、その帰属者を指定しておくことはまれであり、また、相続財産の中には、直ちに遺産分割が行われないものも少なくない。

そこで、相続税の申告書の提出期限までに遺産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によって分割されていない場合には、その分割されていない財産は、民法の規定による相続分（民法900《法定相続分》、901《代襲相続人の相続分》、902《遺言による相続分の指定》、903《特別受益者の相続分》）又は包括遺贈の割合に従って、その財産を取得したものとして課税価格を計算することとされている（相法55）。

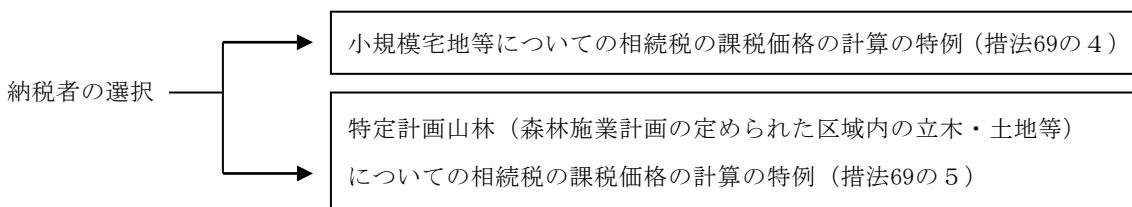
【参考法令・通達番号】

相基通11の2-2、55-1

3 課税価格の計算の特例

相続財産のうち、相続人等の生活基盤の維持に不可欠なものであることなどの理由から課税価格の計算上、次のような特例が設けられている。

これらの特例は、原則として、納税者の選択によりいずれか一つのみ適用できるが、納税者が選択した小規模宅地等の面積が限度面積に満たない場合には、その満たない面積に相当する部分を限度として特例の併用ができることとなっている（措法69の4②、69の5④、⑤）。



(1) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

イ 特例の趣旨

被相続人等の居住の用又は事業の用に供されていた宅地等は、相続人等の生活基盤、社会的基盤の維持に不可欠なものであり、その処分に相当の制約を受けることに配慮して、一定の要件を満たすとき限り、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定割合を減額するというものである。

ロ 特例の内容

相続又は遺贈によって取得した財産のうちに、相続開始の直前において被相続人等（被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族をいう。）の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等で、一定の建物等の敷地の用に供されているもの（特例対象宅地等）がある場合において、これらの宅地等を取得した全ての相続人等の同意により選択したもの（選択特例対象宅地等）については、限度面積までの部分に限り、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、

次の区分に応じた割合を減額する（措法69の4、措令40の2、措規23の2）。

相続開始の直前における 宅地等の利用区分		要 件		限度 面積	減額さ れる割 合
被相続人等 の事業の用 に供されて いた宅地等	貸付事業以外の事 業用の宅地等	① 特定事業用宅地等に該当 する宅地等	特定事 業用等 宅地等	400m ²	80%
	貸付事業用の宅地 等	② 特定同族会社事業用宅地 等に該当する宅地等 (一定の法人の事業の用に供 されていたものに限る。)		400m ²	80%
		③ 貸付事業用宅地等に該当する宅地 等		200m ²	50%
被相続人等の居住の用に供されて いた宅地等		④ 特定居住用宅地等に該当する宅地 等		330m ²	80%

(注) 1 「宅地等」とは、建物又は構築物の敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利（耕作地及び採草放牧地を除く。）で、棚卸資産及びこれに準ずる資産に該当しないものをいう。

- 2 「貸付事業」とは、不動産貸付業、駐車場業、自転車駐車場業及び準事業（事業と称するに至らない不動産の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行うもの）をいう。
- 3 「貸付事業用宅地等」を選択する場合の「限度面積」については、次の算式により調整が必要となる。

$$\boxed{\text{「特定事業用等宅地等の面積}} \times \frac{200}{400} + \boxed{\text{「特定居住用宅地等の面積}} \times \frac{200}{330} + \boxed{\text{「貸付事業用等宅地」の面積}} \leq 200\text{m}^2$$

4 「特定事業用宅地等」とは、相続開始の直前において、被相続人等の事業（貸付事業を除く。）の用に供されていた宅地等（相続開始前3年以内に新たに事業の用に供された宅地等（宅地等の上で事業の用に供されていた減価償却資産のうち被相続人等が有していたもの相続開始時における価額の合計額が当該宅地等の相続開始時における価額の15%以上である場合を除く。）を除く。）で、次の要件のいずれかを満たす当該被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したものをいう。

- (1) 当該親族が、相続開始の時から相続税の申告期限までの間に当該宅地等の上で営まれていた被相続人の事業を引き継ぎ、申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、当該事業を営んでいること
- (2) 当該被相続人の親族が当該被相続人と生計を一にしていた者であって、相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続き当該宅地等を自己の事業の用に供していること

5 「特定同族会社事業用宅地等」とは、相続開始の直前から相続税の申告期限まで、一定の法人の事業（貸付事業を除く。）の用に供されていた宅地等で、次の要件の全てを満たす被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したものとされる。

- (1) 当該法人の役員（法人税法2条15号に規定する役員（清算人を除く。））であること
- (2) その宅地等を申告期限まで有していること

[一定の法人の要件]

相続開始の直前において、被相続人及び当該被相続人の親族その他当該被相続人と特別の関係のある者が有する株式の総数又は出資の総額が当該株式又は出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資の総額の50%を超える法人（清算中の法人を除く。）であること

6 「特定居住用宅地等」とは、相続開始の直前において、被相続人等の居住の用（被相続人が老人ホーム等に入所したことにより居住の用に供されなくなった場合において、一定の要件を満たすときは、当該入所により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用を含む。）に供されていた宅地等（当該宅地等が二以上ある場合には、一定の要件を満たす一の宅地等に限る。）で、当該被相続人の配偶者又は次の要件のいずれかを満たす当該被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したものという。

- (1) 当該親族が相続開始の直前において当該宅地等の上に存する当該被相続人の居住の用に供されていて一棟の建物（当該建物の構造上区分された独立部分が当該親族の居住の用に供されている場合において、一定の要件を満たすときは、当該親族の居住の用に供されている部分を含む。）に居住していた者であって、相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、当該建物に居住していること
- (2) 当該親族（当該被相続人の居住の用に供されていた宅地等を取得した一定の者に限る。）が次の要件の全てを満たすこと

- ① 相続開始前3年以内に相続税法の施行地内にある当該親族、当該親族の配偶者、当該親族の三親等内の親族又は当該親族と特別の関係がある法人が所有する家屋に居住したことがないこと
 - ② 当該被相続人の相続開始時に当該親族が居住している家屋を相続開始前のいずれの時においても所有していたことがないこと
 - ③ 相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有していること
- (3) 当該親族が当該被相続人と生計を一にしていた者であって、相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続き当該宅地等を自己の居住の用に供していること

7 「貸付事業用宅地等」とは、被相続人等の事業（不動産貸付業その他政令で定めるものに限る。）の用に供されていた宅地等（相続開始前3年以内に新たに貸付事業の用に供された宅地等（相続開始の日まで3年を超えて引き続き貸付事業を行っていた被相続人等の貸付事業に供されたものを除く。）を除く。）で、次の要件のいずれかを満たす当該被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したもの（上記5の特定同族会社事業用宅地等に該当するものを除く。）をいう。

- (1) 当該親族が、相続開始の時から申告期限までの間に当該宅地等に係る被相続人の貸付事業を引き継ぎ、申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、当該貸付事業の用に供していること
- (2) 当該被相続人の親族が当該被相続人と生計を一にしていた者であって、相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続き当該宅地等を自己の貸付事業の用に供していること

ハ 適用を受けるための手続

この特例の適用を受けるためには、相続税の申告書を提出することが必要である。

また、原則として、申告期限までに、共同相続人又は包括受遺者により分割されていない特例対象宅地等については適用されないが、申告期限までに分割されなかった場合であっても、①申告期限後3年以内に分割された場合、②申告期限後3年以内に分割できないことについて例えば、遺産分割につき訴訟になっているなど特別の事情があり、このことについて税務署長の承認を受けている場合に、一定の期間内に遺産分割が行われたときは、その適用が受けられる（措法69の4④⑦）。

【参考法令・通達番号】

措通69の4-1～69の4-39

(2) 特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例

イ 特例の趣旨

この特例は、森林施業の継続性を支援する観点から一定の森林経営計画の対象となる山林について課税の軽減を図るために設けられたものであり、被相続人の親族が被相続人から相続又は遺贈により取得した財産のうちに森林経営計画の定められた区域内に存する立木又は土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）がある場合には、一定の要件を満たすとき限り、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算において、その財産の価額の一定割合を減額するというものである。

ロ 特例の内容

(イ) 特定計画山林相続人等（措法69の5②三）が相続又は遺贈（その相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものに係る贈与を含む。）により取得した特定計画山林でこの特例の適用を受けるものとして選択をしたもの（選択特定計画山林）について、その相続開始の時からその相続又は遺贈に係る相続税の申告書の提出期限まで引き続きその選択特定計画山林の全てを有している場合には、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、5%を減額する（措法69の5①）。

(ア) 特定計画山林相続人等の範囲

この特例の適用を受けることができる「特定計画山林相続人等」とは、次のA又はBに掲げる者をいう（措法69の5②三）。

A 相続又は遺贈により特定森林経営計画対象山林（措法69の5②一）を取得した個人で、相続開始の時から相続税の申告期限まで引き続き特定森林経営計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林経営計画に基づき施業を行っていること等一定の要件を満たすもの

B 贈与により特定受贈森林経営計画対象山林（措法69の5②二）を取得した個人で、その贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について相続時精算課税適用者であること等一定の要件を満たすもの

(ハ) 特定計画山林の範囲

上記の「特定計画山林」とは、被相続人が相続開始又は贈与の直前に受けている市町村等の認定に係る森林経営計画等の一定の立木又は土地等をいう（措法69の5②四）。

ハ 特例の併用等

この特例は、原則として、相続又は遺贈により財産を取得した者が、小規模宅地等の相続税の課税価格の計算の特例（措法69の4①）の適用を受け、又は受けている場合には適用されない。

ただし、小規模宅地等の選択宅地等面積が200m²未満である場合において、選択特定計画山林として選択をするときは、次の算式により算出した価額に達するまでの部分について、特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けることができる（措法69の5④、⑤）。

$$A \times \frac{200\text{m}^2 - B}{200\text{m}^2}$$

A：特定森林經營計画対象山林及び特定受贈森林經營計画対象山林の価額

B：選択した小規模宅地等の面積

4 相続時精算課税の適用財産価額の加算等

被相続人である特定贈与者から相続時精算課税の適用を受ける贈与により財産を取得した者に係る相続税の課税価格は、次のとおりである。

（1）相続又は遺贈により財産を取得した者である場合

相続又は遺贈により財産を取得した者については、被相続人である特定贈与者からの贈与により取得した相続時精算課税の適用を受ける財産の価額から相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した後の残額を相続税の課税価格に加算した価額をもって、相続税の課税価格とする（相法21の15①）。

この場合、加算する「贈与により取得した財産の価額」は、その財産の贈与時の価額による（相基通21の15—2）。

（2）相続又は遺贈により財産を取得しなかった者である場合

相続又は遺贈により財産を取得しなかった者については、被相続人である特定贈与者からの贈与により取得した相続時精算課税の適用を受ける財産の価額から相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した後の残額を、相続又は遺贈により取得したものとみなして、相続税の課税価格を計算する（相法21の16①）。

この場合、当該財産の価額は、贈与財産の贈与時の価額による（相法21の16③一）。

（注）相続時精算課税については、第5章「相続時精算課税制度」（63ページ）を参照。

5 債務控除

（1）債務

相続税の課税価格の計算上、相続人又は包括受遺者が負担した債務の金額は、取得財産の価額から控除される（相法13）。

イ 債務控除の対象となる債務とは

- ① 相続人又は包括受遺者が承継した債務であること（相法13①）
- ② 被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの（借入金、未払金及び公租公課など。）であること（相法13①）

③ 確実と認められるものであること（相法14①）

（注）被相続人の公租公課は、その死亡の際納税義務が確定しているもののほか、被相続人の死亡後相続税の納税義務者が納付し、又は徴収されることとなった被相続人の所得に対する所得税額等である。ただし、相続人の責めに帰すべき事由により納付し、又は徴収されることとなった延滞税、加算税などの附帯税は除く（相令3）。

□ 債務控除の対象とならない債務

被相続人の債務であっても、相続税の非課税財産である①墓所、靈びよう及び祭具並びにこれらに準ずるもの、②宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業の用に供する財産について、これらの取得、維持又は管理のために生じた債務の金額は、その財産を課税価格に算入しないこととの見合いで、控除しないこととされている（相法13③）。

例えば、被相続人が生前に購入した墓碑の未払代金は、債務控除の対象とはならない。

ハ 債務控除を適用できる者

債務控除を適用することができる者は、被相続人の相続人及び包括受遺者である（相法13①）。この「相続人」には、本来、相続を放棄した者又は相続権を失った者は含まれないのであるが、これらの者であっても、被相続人の葬式費用を現実に負担した場合には、その負担額は債務控除をすることができるとして取り扱われている（相基通13-1）。

二 納税義務者の区分と債務控除の範囲

（イ）居住無制限納税義務者及び非居住無制限納税義務者の場合（相法13①）

次に掲げるものの金額のうち、その者の負担に属する部分の金額を控除する。

① 被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの（公租公課を含む。）
② 被相続人に係る葬式費用

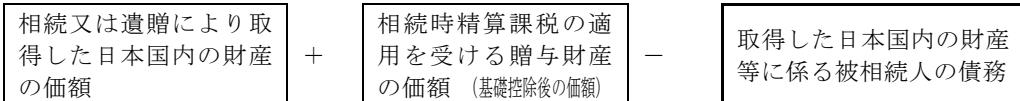
$$\boxed{\text{相続又は遺贈により} \\ \text{取得した全ての財産} \\ \text{の価額}} + \boxed{\text{相続時精算課税の適} \\ \text{用を受ける贈与財産} \\ \text{の価額} \quad (\text{基礎控除後の価額})} - \boxed{\text{被相続人の債務及び} \\ \text{葬式費用}}$$

（ロ）居住制限納税義務者及び非居住制限納税義務者の場合（相法13②）

被相続人の債務で次に掲げるものの金額のうち、その者の負担に属する部分の金額を控除する。なお、被相続人に係る葬式費用は控除できない。

① その制限納税義務者が相続又は遺贈により取得した日本国内にある財産に係る公租公課
② その制限納税義務者が相続又は遺贈により取得した日本国内にある財産を目的とする留置権、特別の先取特権、質権又は抵当権で担保される債務
③ その制限納税義務者が相続又は遺贈により取得した日本国内にある財産の取得、維持又は管理のために生じた債務
④ その制限納税義務者が相続又は遺贈により取得した日本国内にある財産の贈与の義務

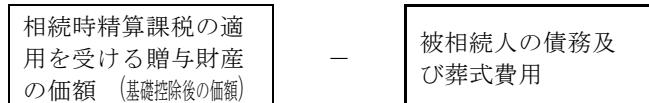
⑤ 被相続人が日本国内に有していた営業所又は事業所に係る営業上又は事業上の債務



ホ 特定納税義務者の場合（相令5の4）

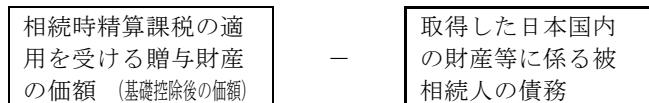
(イ) 相続開始の時において日本国内に住所を有する場合

上記ニ(イ)の場合と同一である。



(ロ) 相続開始の時において日本国内に住所を有しない場合

上記ニ(ロ)の場合と同一である。



ヘ 特別寄与料が相続税の課税価格に算入される場合の支払った特別寄与料

特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が当該特別寄与者に係る相続税の課税価格に算入される場合には、当該特別寄与料を支払うべき相続人が相続又は遺贈により取得した財産※については、当該相続人に係る課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額から当該特別寄与料の額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による（相法13④、21の15②、令元改正法附則1三〇）。

※ 被相続人が相続時精算課税における特定贈与者（相法21の9⑤）である場合のその被相続人からの贈与により取得した相続時精算課税の規定の適用を受ける財産（相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除額を控除した後のこれらの財産）を含む。

(2) 葬式費用

葬式費用は、相続税の課税価格の計算上、相続人又は包括受遺者が負担したものをお控除することとされている（相法13①二）。

葬式費用は、(1)の債務とは本質的に異なり、本来、遺族が負担すべきものであり控除できないようにみられるが、相続開始に伴う必然的出費であり、いわば相続財産そのものが担っている負担ともいえることを考慮して、控除することとされている。

イ 債務控除の対象となる葬式費用とは

相続税法では明確な範囲を規定していないが、次のものが葬式費用として控除できる。

- ① 葬式若しくは葬送に際し、又はこれらの前において、埋葬、火葬、納骨又は遺がい若しくは遺骨の回送その他に要した費用（仮葬式と本葬式とを行うものにあっては、その両者の費用）

- ② 葬式に際し、施与した金品で、被相続人の職業、財産その他の事情に照らして相当程度と認められるものに要した費用
- ③ ①又は②に掲げるもののほか、葬式の前後に生じた出費で通常葬式に伴うものと認められるもの
- ④ 死体の搜索又は死体若しくは遺骨の運搬に要した費用

□ 葬式費用には該当しないもの

- ① 香典返れい費用
- ② 墓碑・墓地の購入費及び墓地借入料
- ③ 初七日、その他法要のための費用
- ④ 医学上、裁判上など特別の処置に要した費用

(注) 制限納税義務者は、控除できる債務の範囲が制限されているほか、葬式費用についても控除対象とならない。

【参考法令・通達番号】

相基通13-1～13-6、14-1

6 相続開始前7年以内に被相続人から贈与を受けた者の課税価格

(1) 規定の内容

相続又は遺贈により財産を取得した者が、相続開始前7年以内にその相続に係る被相続人から暦年課税による贈与により財産を取得したことがある場合には、その贈与により取得した財産の価額（その贈与のうち相続開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、その財産の価額の合計額から100万円を控除した残額）を相続税の課税価格に加算する（相法19（具体的な加算対象期間については、(2)加算対象期間（34ページ）を参照。））。

- (注) 1 贈与税の配偶者控除（相法21の6）の対象となった受贈財産のうち、その配偶者控除に相当する部分（最高2,000万円）については、加算の対象とならない（相法19②）。
- 2 相続開始の年に被相続人から贈与により取得した財産で、相続税の課税価格に加算するものは、その年の贈与税の課税価格には算入しない（相法21の2④）。
- 3 加算する贈与財産に課税されていた贈与税は、算出した相続税額から控除（贈与税額控除）して二重課税を排除している。
- 4 被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者に限り、贈与財産を加算するので、相続又は遺贈により財産を取得しなかった者（みなし相続財産を取得した者を除く。）が、贈与により取得した財産は、加算しない。
- 5 相続税の課税価格に加算した贈与財産の価額からは、債務控除はできない。

【参考法令・通達番号】

相基通11の2-5、19-1～19-5、19-9

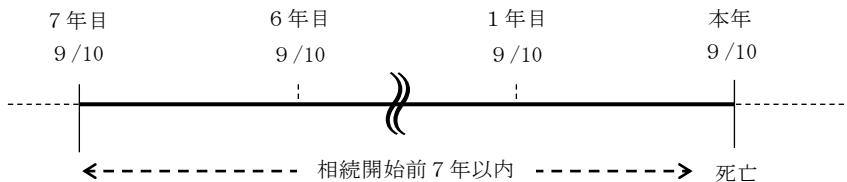
(2) 加算対象期間

暦年課税による生前贈与の具体的な加算対象期間等は以下のとおりである（相法令和5年改正附則19①～③）。

贈与の時期	加算対象期間
～令和5年12月31日	相続開始前3年間
令和6年1月1日～	贈与者の相続開始日
	令和6年1月1日～令和8年12月31日
	令和9年1月1日～令和12年12月31日
	令和13年1月1日～
	令和6年1月1日～相続開始日
	相続開始前7年間

(3) 相続開始前7年以内とは

その相続の開始の日から遡って7年目の応当日からその相続開始の日までの間をいう。



(4) 課税価格に加算する理由

贈与税が相続税の補完税としての役割をもつ意味においては、課税された贈与税は、贈与者の相続開始に係る相続税の課税上精算される必要があり、その趣旨に基づき、相続開始前7年以内の贈与財産の価額を相続税の課税価格に加算することとしたものである。

第6節 遺産に係る基礎控除額と相続税の総額

学習のポイント

- 1 遺産に係る基礎控除額は、どのように計算するのか。
- 2 相続税の総額は、どのように計算するのか。

1 遺産に係る基礎控除額

(1) 遺産に係る基礎控除額とは

「課税価格の合計額」から控除する金額で、いわば相続税の課税最低限度額である。遺産に係る基礎控除額よりも課税価格の合計額が少ない場合には、相続税は課税されない。

(2) 遺産に係る基礎控除額の計算

遺産に係る基礎控除額は、次の算式により計算した金額である（相法15①）。

(算式)

$$\text{遺産に係る基礎控除額} = 3,000\text{万円} + (\text{600万円} \times \text{法定相続人の数})$$

なお、「法定相続人の数」は、第3章第4節3の(3)「非課税限度額を算定するときの『法定相続人の数』とは」（23ページ）で述べた法定相続人の数と同じである。

【参考法令・通達番号】

相法15②、③、相基通15-1～15-7

2 相続税の総額

(1) 相続税の総額とは

相続税の総額は、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者に係る相続税の税額である。

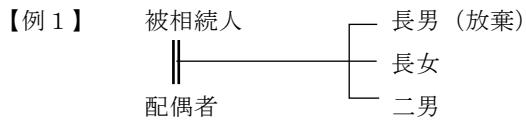
(2) 相続税の総額の計算

①「課税価格の合計額」から「遺産に係る基礎控除額」を控除した残額（課税遺産総額）を計算し、②この残額を「法定相続人の数」に応じた「法定相続分」（次のイ参照）により取得したものとしてあん分した各取得金額を計算し、③その各取得金額に「相続税の超過累進税率」（次のロ参照）を乗じて計算した金額を合計して、「相続税の総額」を算定する（相法16）。

イ 「法定相続人の数」に応じた「法定相続分」

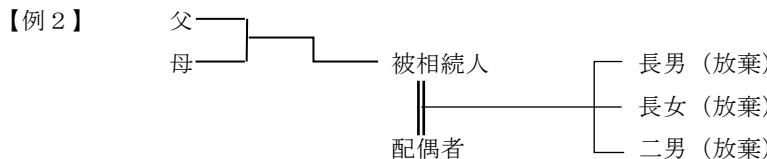
「法定相続人の数」は、上記1(2)の「法定相続人の数」と同じであり、「法定相続分」とは民法の規定による法定相続分（民法900）及び代襲相続人の相続分（民法901）をいう。

「法定相続人の数」に応じた「法定相続分」の例を挙げれば、次のとおりである。



[法定相続人の数] 4人 (配偶者、長男、長女、二男)

[法定相続分] 配偶者 : 1/2、長男・長女・二男 : 1/6



[法定相続人の数] 4人 (配偶者、長男、長女、二男)

[法定相続分] 配偶者 : 1/2、長男・長女・二男 : 1/6



(注)……▶ は、養子縁組を示す。

[法定相続人の数] 3人 (配偶者、長男、養子1人)

[法定相続分] 配偶者 : 1/2、長男 : 1/4、養子1人 : 1/4



(注)……▶ は、養子縁組を示す。

[法定相続人の数] 4人 (配偶者、孫2人、養子1人)

[法定相続分] 配偶者1/2、養子(孫でない者) : 1/6、養子(孫でもある者) : 1/4、孫(養子でない者) : 1/12

□ 相続税の超過累進税率

相続税の総額を算定する際に、法定相続分に応じて取得したものとしてあん分した各取得金額に乘ずる相続税の超過累進税率は、次表のとおりである（相法16）。

法定相続分に応ずる取得金額	税率
1,000万円以下の部分	10%
1,000万円を超える3,000万円以下の部分	15%
3,000万円を超える5,000万円以下の部分	20%
5,000万円を超える1億円以下の部分	30%
1億円を超える2億円以下の部分	40%
2億円を超える3億円以下の部分	45%
3億円を超える6億円以下の部分	50%
6億円を超える部分	55%

相続税の超過累進税率は、上記のとおりであるが、実務上は、次のような速算表によって税額を算出している。

相続税の速算表（平成27年1月1日以降適用）

遺産に係る基礎控除額控除後の法定相続人の各取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

(注) 速算表の使用方法

法定相続分に応ずる各取得金額×税率－控除額＝税額

【参考法令・通達番号】

相法16、相基通16-1、民法900、901

【設例】

相続人Aの法定相続分に応ずる取得金額を4,000万円として、相続税の超過累進税率を適用して、算出税額を計算しなさい。

【答】

$$(1000万円以下) \quad 10,000,000円 \times 10\% = 1,000,000円 \dots \textcircled{1}$$

$$(1000万円超3,000万円以下) \quad 20,000,000円 \times 15\% = 3,000,000円 \dots \textcircled{2}$$

$$(3,000万円超5,000万円以下) \quad 10,000,000円 \times 20\% = 2,000,000円 \dots \textcircled{3}$$

①+②+③=6,000,000円となる。

【解説】

実務上、法定相続分に応ずる各取得金額を、上記のように、階級別に分けて累進税率を乗じて算出することは、手数がかかるので「相続税の速算表」により算出することとしている。

上記、取得金額4,000万円の例では、

$40,000,000\text{円} \times 20\% - 2,000,000\text{円} = 6,000,000\text{円}$ と計算する。

この場合の控除額2,000,000円は、一律に20%の率を乗することにより過大となる部分を調整するためのものである。

この過大となる部分は、次の計算により求められる。

(1000万円以下)

$10,000,000\text{円} \times (20\% - 10\%) = 1,000,000\text{円}$ ①

(1000万円超3,000万円以下)

$20,000,000\text{円} \times (20\% - 15\%) = 1,000,000\text{円}$ ②

①+②=2,000,000円

(参考)

相続人等	各人の合計	甲	乙	丙
本来の相続財産	①+②+③	①	②	③
みなし相続財産	④+⑤+⑥	④	⑤	⑥
債務・葬式費用	⑦+⑧+⑨	⑦	⑧	⑨
3年内贈与加算	⑩+⑪+⑫	⑩	⑪	⑫
課税価格 (千円未満切捨て)	イ	①+④-⑦+⑩= ⑬	②+⑤-⑧+⑪= ⑭	③+⑥-⑨+⑫= ⑮
基礎控除	ロ	3,000万円+600万円×法定相続人の数		
課税遺産総額	ハ	イーロ		
法定相続分	一	二	ホ	ヘ
法定相続分に応ずる取得金額 (千円未満切捨て)		ハ×ニ=ト	ハ×ホ=チ	ハ×ヘ=リ
相続税の総額 (百円未満切捨て)	相続税の総額 (百円未満切捨て)	ト×税率	チ×税率	リ×税率

第7節 各相続人等の相続税額

学習のポイント

- 1 各相続人等の相続税額とは、どのようなものか。
- 2 あん分割合は、どのように計算するか。

1 各相続人等の相続税額

相続税の総額を誰がいくら負担すべきか、この負担の割合計算を行うことが必要になる。各相続人又は受遺者の相続税額（算出税額）は、相続税の総額を基に次により算出する（相法17）。

(算式)

$$\text{相続税の総額} \times \frac{\text{各人の課税価格}}{\text{課税価格の合計額}} = \text{各相続人又は受遺者の相続税額(算出税額)}$$

あん分割合

2 あん分割合

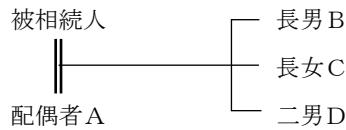
「各人の課税価格」が「課税価格の合計額」のうちに占める割合（あん分割合）に小数点2位未満の端数が生じた場合には、各相続人等の全員が選択した方法により、その合計値が1になるように端数を調整して各相続人等の相続税額を計算して差し支えないものとされている。

【参考法令・通達番号】

相基通17-1

(参考) (P38の参考の続き)

相続人等	各人の合計	甲	乙	丙
相続税の総額の基となる税額 (百円未満切捨て)	相続税の総額 (百円未満切捨て)	ト×税率	チ×税率	リ×税率
あん分割合	1	⑬÷イ=ヌ	⑭÷イ=ル	⑮÷イ=ヲ
算出税額	⑯+⑰+⑱	相続税の総額×ヌ=⑲	相続税の総額×ル=⑳	相続税の総額×ヲ=㉑

【設例】 各相続人等の相続税額の計算

被相続人は、財産12,000万円（債務と葬式費用控除後の金額）を残して死亡した。

配偶者Aが6,000万円、Bが2,400万円、Cが1,800万円、Dが1,800万円の財産を取得した場合の遺産に係る基礎控除の額及び相続税の総額並びに各相続人等の相続税額を計算しなさい。

【答】

1 遺産に係る基礎控除の額

$$3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times 4\text{人}) = 5,400\text{万円}$$

2 課税遺産総額

$$12,000\text{万円} - 5,400\text{万円} = 6,600\text{万円}$$

3 相続税の総額の計算

各相続人の民法の規定（この設例の場合第900条）の相続分に応ずる取得金額は、

$$\text{配偶者A} \quad 6,600\text{万円} \times 1/2 = 3,300\text{万円}$$

$$\text{B, C 及びD} \quad 6,600\text{万円} \times 1/2 \times 1/3 = 1,100\text{万円}$$

となり、これに相続税の速算表の率を適用した金額を合計すると

$$\text{配偶者A} \quad 3,300\text{万円} \times 20\% - 200\text{万円} = 460\text{万円}$$

$$\text{B, C 及びD} \quad 1,100\text{万円} \times 15\% - 50\text{万円} = 115\text{万円}$$

$$460\text{万円} + 115\text{万円} \times 3\text{人} = 805\text{万円}$$

4 相続税のあん分割合

(相続人)	(課税価格)	(課税価格の合計額)	(あん分割合)
-------	--------	------------	---------

$$\text{A} \quad 6,000\text{万円} \div 12,000\text{万円} = 0.50$$

$$\text{B} \quad 2,400\text{万円} \div 12,000\text{万円} = 0.20$$

$$\text{C} \quad 1,800\text{万円} \div 12,000\text{万円} = 0.15$$

$$\text{D} \quad 1,800\text{万円} \div 12,000\text{万円} = 0.15$$

$$\text{あん分割合の合計} = 1.00$$

5 各相続人等の相続税額

(相続人)	(相続税の総額)	(あん分割合)	(各相続人等の相続税額)
-------	----------	---------	--------------

$$\text{A} \quad 805\text{万円} \times 0.50 = 4,025,000\text{円}$$

$$\text{B} \quad 805\text{万円} \times 0.20 = 1,610,000\text{円}$$

$$\text{C} \quad 805\text{万円} \times 0.15 = 1,207,500\text{円}$$

$$\text{D} \quad 805\text{万円} \times 0.15 = 1,207,500\text{円}$$

第8節 各相続人等の納付すべき相続税額

学習のポイント

- 1 相続税額の加算とは、どのようなものか。
- 2 税額控除（贈与税額控除、配偶者に対する相続税額の軽減、未成年者控除、障害者控除、相次相続控除、在外財産に対する税額控除）とは、どのようなものか。

1 相続税額の加算

被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者が被相続人との血縁関係の薄い者である場合や全く血縁関係がない者である場合には、その財産の取得には偶然性が強く、また、被相続人が子を越えて孫に財産を遺贈する場合には、相続税の課税を1回免れることになるため、一定の財産取得者については、算出税額にその2割相当額を加算した金額をもってその者の納付すべき相続税額とされている（相法18）。

(1) 加算の対象者

次のいずれかに該当する者以外の者である。

イ 被相続人の一親等の血族

この場合の「一親等の血族」については、次の点に留意する。

- (イ) 被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡し、又は相続権を失ったため、代襲相続人となつた当該被相続人の直系卑属を含む（相法18①かつこ書）。
- (ロ) 被相続人の直系卑属（代襲相続人である者を除く。）が被相続人の養子となっている場合のその養子（民法上被相続人の一親等の法定血族に該当する。）は含まれない（相法18②）。

ロ 被相続人の配偶者

(2) 加算額

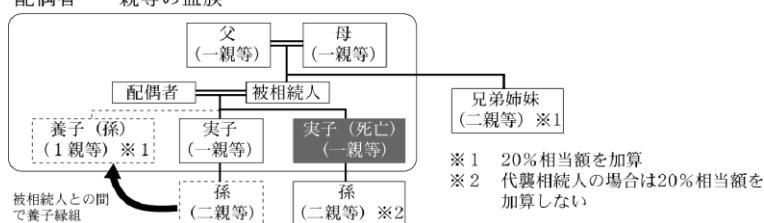
その者の算出税額の100分の20に相当する金額である。

なお、相続開始の時において上記(1)の「一親等の血族」に該当しない者が、相続時精算課税適用者である場合は、被相続人の一親等の血族であった期間内に被相続人からの贈与により取得した相続時精算課税の適用を受ける財産に対応する相続税額については、加算の対象とならない（相法21の15②、21の16②、相令5の2の2）。

【参考法令・通達番号】

相基通18-1～18-5

配偶者・一親等の血族



2 历年課税分の贈与税額控除

相続又は遺贈により財産を取得した者が、相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けていた財産の価額は、その者の相続税の課税価格に加算して相続税を計算することから、加算した贈与財産に課税されていた贈与税相当額を算出税額（上記1の相続税額の加算をした後の税額）から控除する（相法19①括弧書）。これは、贈与財産に課された贈与税と相続税の課税価格への加算による相続税との二重課税を排除するものである。

【参考法令・通達番号】

相令4、相基通19-1～19-7

3 配偶者に対する相続税額の軽減

被相続人の配偶者については、その課税価格が、課税価格の合計額のうち配偶者に係る法定相続分相当額までである場合、又は、1億6,000万円以下である場合には、税額控除により納付すべき相続税額が算出されないこととされている。この税額控除を「配偶者に対する相続税額の軽減」という（相法19の2①）。

この軽減措置は、①配偶者による財産の取得は、同一世代間の財産移転であり、遠からず次の相続が生じて、その際、相続税が課税されることになるのが通常であること、②長年共同生活を営んできた配偶者に対する配慮、③遺産の維持形成に対する配偶者の貢献等を考慮して設けられたものである。

なお、相続又は遺贈により財産を取得した者が、隠蔽仮装行為に基づき相続税の申告をしていた（又はしていなかった）場合には、その隠蔽仮装行為による部分については、この規定は適用されない（相法19の2⑤、⑥）。

(1) 適用対象となる配偶者

この軽減措置の適用を受けられるのは、被相続人の配偶者であり、無制限納税義務者、制限納税義務者の別を問わない。また、配偶者が相続を放棄しても適用がある。

この配偶者は、法律上の婚姻の届出をした者に限られるから、いわゆる内縁の配偶者には適用がない。

(2) 軽減される配偶者の相続税額の算式

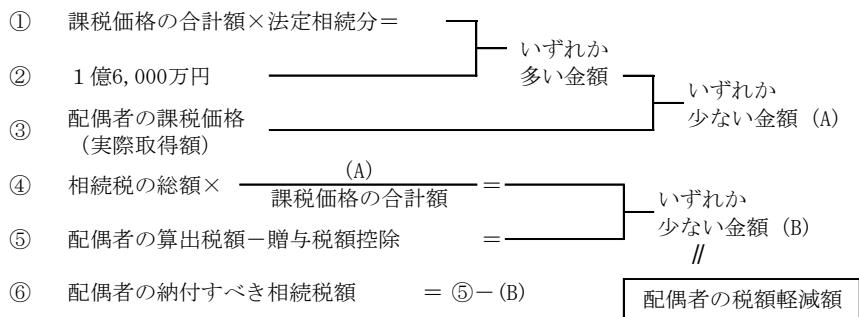
$$\text{相続税の総額} \text{ (配偶者の隠蔽仮装行為に基づく金額を課税価格から除いて計算)} \times \frac{\text{次のイ又はロのうちいづれか少ない金額}}{\text{課税価格の合計額} \text{ (配偶者の隠蔽仮装行為に基づく金額を除いた金額)}}$$

イ 課税価格の合計額（配偶者の課税価格に算入されるもののうち、隠蔽仮装行為に基づく金額を除く。）に配偶者の法定相続分（相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合の相続分）を乗じた金額又は1億6,000万円のいづれか多い金額

ロ 配偶者の課税価格（配偶者の課税価格に算入されるもののうち、隠蔽仮装行為に基づく金額を除く。）

【参考】

次により求めた金額(B)が、配偶者に対する相続税額の軽減額となる。

**(3) 適用を受けるための手続**

配偶者に対する相続税額の軽減の適用を受けるには、納付すべき税額の有無に関係なく、相続税の申告書（期限後申告書及び修正申告書を含む。）又は更正の請求書を提出することが必要である（相法19の2③）。

なお、この規定は、原則として申告期限までに遺産分割などにより配偶者が実際に取得したものに限って適用され、未分割の財産については、適用されない。

ただし、申告期限までに遺産分割が行われなかった場合であっても、①申告期限後3年以内に遺産分割が行われた場合、②申告期限後3年以内に遺産分割ができないことについて、例えば、遺産分割につき訴訟になっているなどの特別の事情があり、そのことについて税務署長の承認を受けている場合に、一定の期間内に遺産分割が行われたときはその適用が受けられる（相法19の2②）。

【参考法令・通達番号】

相令4の2、相基通19の2-1～19の2-19

4 未成年者控除

相続又は遺贈により財産を取得した者が、被相続人の法定相続人で、かつ、未成年者である場合には、その者の算出税額から満18歳に達するまでの1年につけ10万円を乗じた金額を控除する（相法19の3）。

なお、令和4年3月31日以前に相続又は遺贈により財産を取得した財産に係る相続税については、「満20歳」に達するまであることに留意する。

(算式)

$$10\text{万円} \times (18\text{歳} - \text{その未成年者の年齢}) = \text{未成年者控除額}$$

年数の計算に当たっては、18歳に達するまでの年数に1年未満の端数があるときは、これを1年として計算する。

$$(例) 18\text{歳} - 13\text{歳} 7\text{か月} = 4\text{年} 5\text{か月} \dots \dots \dots 5\text{年}$$

$$10\text{万円} \times 5\text{年} = 50\text{万円} \text{ (控除額)}$$

したがって、満18歳に達するまでの年数を計算するには、18年からその未成年者の満年令を控除すればよいことになる。

未成年者控除額は、まず、未成年者の算出税額から控除されるが、その者から控除しきれない控除不足額は、その者の扶養義務者（配偶者及び民法第877条に規定する親族をいう。以下同じ。）（相法1の2一）の相続税額から控除される。扶養義務者が2人以上いる場合は、扶養義務者全員の協議により定める。

（注） 適用対象者

- ① 無制限納税義務者であること
- ② 被相続人の法定相続人であること
- ③ 18歳未満であること

【参考法令・通達番号】

相令4の3、相基通1の2-1、19の3-1～19の3-6

5 障害者控除

相続又は遺贈により財産を取得した者が、被相続人の法定相続人で、かつ、85歳未満の障害者である場合には、その者の算出税額から満85歳に達するまでの1年につき10万円（特別障害者は20万円）を乗じた金額を控除する（相法19の4）。

（算式）

$$\begin{aligned} \text{障害者の場合} & 10\text{万円} \times (85\text{歳} - \text{その障害者の年齢}) \\ & = \text{障害者控除額} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{特別障害者の場合} & 20\text{万円} \times (85\text{歳} - \text{その障害者の年齢}) \\ & = \text{障害者控除額} \end{aligned}$$

年数の計算に1年未満の端数があるときは、未成年者控除の場合と同様に、これを1年として計算する。

障害者控除の控除不足額が生じたときの取扱いも、未成年者控除の場合と同様である。

（注） 1 適用対象者

- ① 居住無制限納税義務者であること
- ② 被相続人の法定相続人であること
- ③ 85歳未満の者で、かつ、障害者に該当すること

2 障害者・特別障害者

障害者（一般障害者）とは、精神又は身体に障害のある者で一定のものをいい、特別障害者とは、障害者のうち、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者など、精神又は身体に重度の障害がある者で一定のものをいう。

【参考法令・通達番号】

相令4の4、相基通19の4-1～19の4-6

6 相次相続控除

相続税は、相続又は遺贈により財産を取得した場合に課税されることから、短期間に続けて相続の開始があった場合には、同一の財産についてその都度相続税が課税され、長期間にわたり相続の開始がなかった場合に比べ、著しい税負担の差異が生じる。

このため、10年以内に2回以上相続が開始し、相続税が課せられる場合には、前回の相続につき課せられた税額の一定割合相当額を、後の相続の際に課せられる相続税額から控除し、その負担の軽減を図ることとしている（相法20）。

$$A \times \frac{C}{B-A} \times \frac{D}{C} \times \frac{10-E}{10} = \text{控除額}$$

(注) 1 上記算式中の $\frac{C}{B-A}$ の割合が $\frac{100}{100}$ を超えるときは $\frac{100}{100}$ として計算する。

2 算式中の符号は、次のとおりである。

A : 第二次相続に係る被相続人が第一次相続により取得した財産につき課せられた相続税額

B : 第二次相続に係る被相続人が第一次相続により取得した財産の価額（債務控除後）

C : 第二次相続により相続人及び受遺者の全員が取得した財産の価額（債務控除後）

D : 第二次相続によりその控除対象者が取得した財産の価額（債務控除後）

E : 第一次相続開始の時から第二次相続開始の時までの期間に相当する年数（1年未満の端数は切捨て）

この場合、相次相続控除の適用を受けることができる者は、被相続人の相続人に限られ、相続人以外の者には適用されない。この相続人とは、民法に規定する相続人をいう。

したがって、相続を放棄した者及び相続権を失った者については、相続人ではないから、たとえその者が遺贈により取得した財産がある場合でも、この規定の適用はない。

(注) 適用要件

- ① 被相続人の相続人であること
- ② その相続の開始前10年以内に開始した相続によりその相続の被相続人が財産を取得していること
- ③ その相続の開始前10年以内に開始した相続により取得した財産について被相続人に対し相続税が課税されたこと

【参考法令・通達番号】

相基通20-1～20-4

7 在外財産に対する相続税額の控除（外国税額控除）

相続又は遺贈により法施行地外にある財産を取得した場合において、その財産に対して外国の法令により我が国の相続税に相当する税が課せられたときには、その課せられた相続税に相当する金額は、その者の算出税額から控除する（相法20の2）。

これは、いわゆる国際二重課税の緩和規定である。

(注) 控除対象者

外国税額控除の適用を受けることができる者は、次の要件に該当する者である。

- ① 相続又は遺贈（相続開始の年にその相続に係る被相続人から受けた贈与を含む。）により財産を取得したこと
- ② 取得した財産は、法施行地外に所在するものであること
- ③ 取得した財産について、その財産の所在地国において相続税に相当する税が課税されたこと

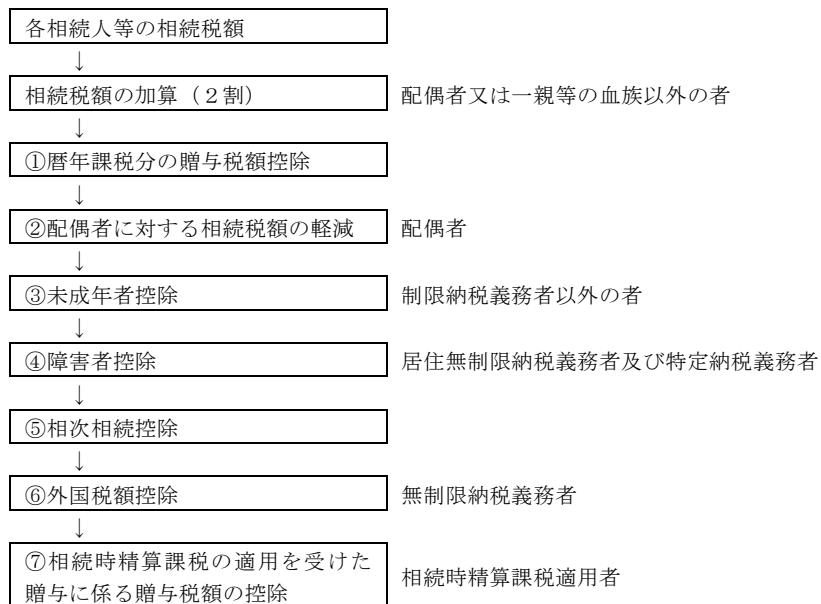
【参考法令・通達番号】

相基通20の2-1、20の2-2

8 相続時精算課税制度における贈与税額の控除

第5章「相続時精算課税制度」第3節(70ページ)参照。

9 相続税の税額控除等の順序



(注) ①から⑥までの控除においては、先順位の控除をして、相続税額が零となる場合又は当該控除の金額が控除しきれない場合は、後順位の控除をすることなく、その者の納付すべき相続税額はないものとなる。

なお、⑦の控除において、相続税額から控除しきれない贈与税相当額については、還付を受けることができる(相法27③、33の2)。

【参考法令・通達番号】

相基通20の2-4

第4章 贈与税の課税価格と税額

第1節 課税原因

贈与税は、贈与（死因贈与を除く。）により財産を取得した場合、その財産取得という事実を課税原因とする租税である。贈与とは、民法上の贈与契約をいい、その内容は民法に規定されている。

学習のポイント

- 1 どのような場合に贈与となるか。
- 2 贈与の時期はいつか。

1 贈与の内容

(1) 贈与とは

贈与とは、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与えるという意思を表示し、相手方がこれを受諾することによって成立する契約である（民法549（贈与））。

(2) 贈与の方法

贈与は、書面によるものと書面によらないものとがある。書面による贈与は、これを解除することができないのに対し、書面によらない贈与は、既に履行した部分を除き、いつでも解除することができる（民法550（書面によらない贈与の解除））。

(3) 贈与の特殊形態

- ① 定期贈与……定期給付を目的とする贈与（例えば、毎月一定額を贈与する。）
- ② 負担付贈与……贈与を受けた者に一定の給付をなすべき義務を負わせる贈与（例えば、評価額4億円の土地を贈与する代わりに借入金2億円を負担させる場合など。）
- ③ 死因贈与……贈与者の死亡により効力を生ずる贈与（相続税の課税対象となる。）

【参考法令・通達番号】

民法552～554、相基通1の3・1の4共-8

2 財産の名義変更等と贈与

贈与は、通常、親族その他特殊関係がある者相互間において行われることが多く、しかも大部分が書面によらないで行われるので、財産の名義変更が行われた場合であっても、贈与に該当するか否かの判断は困難である。

しかし、財産の名義変更は、新たにその所有権を取得した者が第三者に対し、所有権を主張するために行われる場合がほとんどであり、一般的に名義人が所有権者と推定されている。

このようなことから、不動産や株式等の名義変更が行われた場合において、対価の授受が行われて

いないとき又は他人名義で新たに不動産や株式等を取得したときには、原則として、それらの財産は、その名義人となった者が贈与を受けたものとして取り扱われる。

ただし、これらの行為が贈与の意思に基づくものではなく、他のやむを得ない理由に基づいて行われたことが明らかな場合には、その財産について贈与税が課税される前に、その財産の名義を実際の所有者の名義にしたときに限り、贈与がなかったものとして取り扱われる。

【参考法令・通達番号】

相基通9-9、昭39.5.23付直審(資)22・直資68

3 贈与の時期

贈与税は、贈与により取得した財産に対して課税されるが、贈与の時期がいつであるかということは、納税義務の成立の時期、その財産の評価の時期、申告期限などに関連して重要な問題となる。

贈与の時期は

- ① 書面による贈与については、その贈与契約の効力が発生した時
- ② 書面によらない贈与については、その贈与の履行があった時
- ③ 停止条件付の贈与については、その条件が成就した時
- ④ 農地又は採草放牧地の贈与については、上記①から③までにかかるらず、農地法の規定による農業委員会又は都道府県知事の許可のあった日又は届出の効力の生じた日（ただし、その許可に停止条件が付されている場合など、許可のあった日又は届出の効力が生じた日後に贈与があつたと認められるものを除く。）

贈与の時期がいつであるかは、所有権などの移転の登記又は登録の目的となる財産についても上記と同様に判定するのであるが、その贈与の日が明確でないものについては、特に反証のない限りその登記又は登録があった時に贈与があつたものとして取り扱われる。

【参考法令・通達番号】

相基通1の3・1の4共-8～1の3・1の4共-11

第2節 贈与税の課税財産

学習のポイント

- 1 本来の贈与財産とは、どのようなものか。
- 2 みなし贈与財産とは、どのようなものか。
- 3 非課税財産とは、どのようなものか。

1 本来の贈与財産

贈与契約によって取得した財産を、一般に**本来の贈与財産**という。

この場合の財産とは、金銭で見積もることができる経済的価値のある全てのものをいい、①土地、立木、現金の所有権などの物権、②貸付金、売掛金などの債権、③著作権、商標権などの無体財産権のほか、④信託受益権など法律の根拠を有する権利及び⑤営業

権のような法律の根拠を有しないものであっても経済的価値の認められるものも含まれる。

【参考法令・通達番号】

相基通11の2-1

2 みなし贈与財産

(1) みなし贈与財産を課税対象とする理由

法律的には贈与により取得したものではない財産であっても、実質的には贈与により取得した場合と同様の経済的効果を持つ次の財産については、課税の公平を図る観点から、相続税法上贈与により取得したものとみなして贈与税の課税対象としている。

(2) 主なみなし贈与財産

- ① 生命保険金等（相法5）
- ② 定期金に関する権利（相法6）
- ③ 財産の低額譲受による利益（相法7）
- ④ 債務免除等による利益（相法8）
- ⑤ その他の利益の享受（相法9）
- ⑥ 信託に関する権利（相法9の2～6）
- ⑦ 特別の法人（持分の定めのない法人）から受ける特別の利益（相法65①）

(3) 生命保険金等

生命保険契約や損害保険契約の保険事故の発生により保険金を取得した者が、その保険料の全部又は一部を負担していない場合には、その保険事故の発生した時に、その保険金を、保険料を負担した者から贈与により取得したものとみなされる（相法5①）。

これは、保険金受取人が、保険料の負担者から保険金の贈与を受けたのと何ら差異がないことから、贈与により取得したものとみなして贈与税を課税するものである。

ただし、保険料負担者が被相続人であり、被相続人の死亡を保険事故として受け取った保険金は、相続税の課税対象となるので、贈与により取得したものとみなされない（相法5④）。

贈与により取得したものとみなされる保険金額は、次の算式により計算した金額となる（相法5①）。

（算式）

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{保険金受取人以外の者が負担した保険料の額}}{\text{払込保険料の総額}} = \text{贈与により取得したものとみなされる金額}$$

【参考法令・通達番号】

相基通5-1～5-7

(4) 財産の低額譲受による利益

著しく低い価額の対価で財産を譲り受けた場合には、その財産の時価（土地等、家屋等並びに上場株式である場合には通常の取引価額に相当する金額、それ以外の財産である場合には相続税評価額をいう。）と支払った対価の額との差額に相当する金額を、財産を譲渡した者から贈与により取得したものとみなされる（相法7）。

しかし、この場合であっても、その財産を譲り受けた者が、資力を喪失して債務を弁済することが困難であるため、その弁済に充てる目的でその者の扶養義務者から譲り受けたものであるときは、その債務を弁済することが困難である部分の金額については、このみなし贈与の規定は適用されない（相法7ただし書）。

なお、この財産の著しく低い価額の対価による譲渡が遺言によりなされた場合には、時価と対価との差額は遺贈により取得したものとみなされるので、贈与税の課税対象から除外され、相続税の対象となる。

【参考法令・通達番号】

相基通7-1～7-5、評基通169(2)、平元.3.29直評5・直資2-204

(5) 債務免除等による利益

対価を支払わないで又は著しく低い価額の対価で債務の免除、引受け又は第三者のためにする債務の弁済による利益を受けた場合には、その債務の免除、引受け又は弁済があった時に、その債務の免除、引受け又は弁済に係る債務の金額に相当する金額（対価の支払いがあった場合には、その価額を控除した金額）をその債務の免除、引受け又は弁済をした者から贈与により取得したものとみなされる（相法8）。

しかし、この場合であっても、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、①債務の免除を受けた場合又は②債務者の扶養義務者に債務の引受け又は弁済してもらった場合には、贈与とみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額について、贈与税は課税されない（相法8ただし書）。

なお、その債務の免除などが遺言によってなされた場合の取扱いは、財産の低額譲受による利益の場合と同様である。

【参考法令・通達番号】

相基通8-1～8-4、民法519

(6) その他の利益の享受

対価を支払わないで又は著しく低い価額の対価で利益を受ける場合には、その利益を受けた者が、その時に、その利益の価額に相当する金額を、その利益を受けさせた者から贈与により取得したものとみなされる（相法9）。

その他の利益を受ける例としては、次のような場合がある。

- ① 同族会社に対する財産の無償提供などにより株式や出資の価額が増加した場合
- ② 同族会社の増資に際し、新株の変則的な割当てがあった場合
- ③ 無利子の金銭の貸与等があった場合
- ④ 共働き夫婦が住宅等の購入に当たって、その住宅取得資金を共同で負担して購入している場合、夫と妻の収入に応じた負担額によらないで、夫（妻）だけの財産として登記した場合

（注）親族間で、無償又は無利子で土地、建物、金銭等の貸与があった場合、原則として、地代、家賃、利子に相当する経済的利益を受けたものとして取り扱われることとなる。

しかし、その利益を受ける金額が少額である場合又は課税上弊害がないと認められる場合には、強いて課税

しないこととされている。

なお、親子間等の「ある時払いの催促なし」や「出世払い」のような貸借は贈与として取り扱われる。

【参考法令・通達番号】

相基通9-1～9-14

(7) 信託に関する権利

信託の効力が生じた場合において、適正な対価を負担せずに信託の受益者等となるときなどには、信託に関する権利を贈与によって取得したものとみなされる（相法9の2～9の6）。

3 非課税財産の範囲と内容

(1) 非課税財産とは

贈与税についても相続税の場合と同様に公益性や社会政策的見地あるいは国民感情の面から、贈与税の課税対象から除外することが相当と認められる財産については、贈与税の課税価格に算入されない。

この課税価格に算入されない財産を非課税財産という（相法21の3）。

(2) 非課税財産の範囲

- ① 法人からの贈与（相法21の3①一）（ただし、所得税（一時所得）が課税される。）
- ② 扶養義務者相互間の通常必要と認められる生活費又は教育費（相法21の3①二）
- ③ 公益事業を行う者がその事業の用に供するため取得した財産（相法21の3①三）
- ④ 特定公益信託で財務大臣の指定するものから交付される特定の金品（相法21の3①四）
- ⑤ 地方公共団体の条例による心身障害者共済制度に基づいて支給される給付金を受ける権利（相法21の3①五）
- ⑥ 公職選挙法の適用を受ける公職の候補者が選挙運動に関し贈与を受けた金品で、同法の規定により報告がされたもの（相法21の3①六）
- ⑦ 特別障害者が特別障害者扶養信託契約に基づいて受ける信託受益権（相法21の4）
- ⑧ 相続又は遺贈により財産を取得した者が相続開始の年に取得した被相続人からの贈与財産（相法21の2④）（ただし、相続税の課税価格に算入する。）
- ⑨ 直系尊属からの住宅取得等資金の贈与のうち一定の金額（措法70の2）
- ⑩ 直系尊属からの教育資金の贈与のうち一定の金額（措法70の2の2）
- ⑪ 直系尊属からの結婚・子育て資金の贈与のうち一定の金額（措法70の2の3）
- ⑫ 社交上の香典や贈答品などで社会通念上相当と認められるもの（相基通21の3-9）

【参考法令・通達番号】

相令2、2の2、4の5、4の7～4の19、相基通21の3-1～21の3-9

第3節 贈与税の課税価格と税額の計算

学習のポイント

贈与税の課税価格と税額の計算は、どのように行うか。

1 贈与税の課税価格の計算

(1) 贈与税の課税価格

贈与税の課税価格は、その年1月1日から12月31日までの間に贈与により取得した財産及び贈与により取得したものとみなされる財産の価額の合計額となる（相法21の2）。

なお、贈与により取得した財産のうちに非課税財産があるときは、課税価格計算の基礎に算入されない（相法21の3）。

(2) 贈与税の税額の計算

課税価格から、贈与税の「基礎控除」及び「配偶者控除」を控除した後の金額に税率を適用して、納付すべき税額を計算する（相法21の7）。

（注）贈与税の税額控除として、在外財産に対する贈与税額の控除（外国税額控除）がある（相法21の8）。

課税価格の計算から贈与税の納付税額までの計算過程を示すと、次のとおりである。

第1段階 課税価格の計算

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{本 来 の} \\ \text{贈 与 財 产} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{み な し} \\ \text{贈 与 財 产} \end{array}} = \boxed{\text{課 税 価 格}}$$

第2段階 贈与税額の計算

$$\left(\boxed{\begin{array}{l} \text{贈 与 さ れ た 財 产 の} \\ \text{合 计 額} \quad (\text{課 税 価 格}) \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{配 偶 者} \\ \text{控 除 额} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{基 礎 控 除 额} \\ (110 \text{ 万 円}) \end{array}} \right)$$

控除後の課税価格（1,000円未満の端数切捨て）

$$\times \boxed{\text{累 進 税 率}} - \boxed{\text{外 国 税 额 控 除}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{納 付 す べ き} \\ \text{贈 与 税 额} \end{array}}$$

100円未満の端
数切捨て

（注）贈与財産のうちに、相続時精算課税制度の適用を選択している贈与者からの贈与財産とそれ以外の贈与財産がある場合には、贈与税額の計算は、それぞれの財産別に行うことになる。

なお、相続時精算課税制度の適用を受ける贈与財産の税額計算については、第5章第2節「相続時精算課税制度における贈与税額の計算」（68ページ）を参照。

2 贈与税の基礎控除

基礎控除の金額は、110万円である（相法21の5、措法70の2の4）。

3 贈与税の配偶者控除

(1) 贈与税の配偶者控除の趣旨

- ① 夫婦の財産は夫婦の協力によって形成されたものであるとの考え方から夫婦間においては一般に贈与という認識が薄いこと
- ② 配偶者の老後の生活保障を意図して贈与される場合が多いこと
などを考慮し、夫婦間の贈与については特に贈与税を軽減するものである。

(2) 贈与税の配偶者控除の適用要件

婚姻期間（民法に規定する婚姻の届出があった日から贈与の日までの期間）が20年以上の配偶者から、次の居住用不動産又はその取得資金の贈与を受けた場合には、その贈与を受けた居住用不動産等の課税価格から2,000万円までの金額を控除することができる（相法21の6）。

- ① 国内にある専ら居住の用に供する土地等又は家屋で、その贈与を受けた日の属する年の翌年3月15日までに受贈者が居住し、かつ、その後も引き続き居住する見込みであるもの
- ② ①の居住用不動産の取得資金で、その金銭の贈与を受けた日の属する年の翌年3月15日までに取得した居住用不動産に受贈者が居住し、かつ、その後引き続き居住する見込みであるもの

③ 贈与税の申告書等が提出されること

この控除は、その年の前年以前のいずれかの年において同じ配偶者からの贈与につき既に贈与税の配偶者控除を受けている場合には、重ねてその適用を受けることはできない。

なお、贈与税の配偶者控除の適用を受けた受贈財産のうち贈与税の配偶者控除相当額は、相続開始前3年以内に贈与を受けた財産の相続税の課税価格の加算から除外される（相法19）。

2,000万円の配偶者控除は 基礎控除に先立って控除される（最高控除額は、基礎控除額と合わせて最高2,110万円）。

（注）配偶者控除の額は、2,000万円と贈与を受けた居住用不動産等の価額のうちいずれか少ない方の金額とする。

【参考法令・通達番号】

民法739、相令4の6、相基通21の6-1～21の6-9

4 贈与税の税率と税額

贈与税の税率は、次のような超過累進税率となっている。

贈与税額は、贈与税の配偶者控除及び基礎控除後の課税価格に対して、この税率を適用して計算する（相法21の7、措法70の2の5）。

（注） 納税義務者が、代表者又は管理者の定めのある人格のない社団・財団又は持分の定めのない法人である場合には、贈与財産について、贈与者の異なるごとに、贈与者の各一人のみから財産を取得したものとみなして算出した場合の贈与税額の合計額を納付すべき贈与税額とする（相法66①、④）。

(1) 贈与税の税率（贈与税の超過累進税率）

基礎控除後の課税価格	一般税率 (一般贈与財産)	特例税率 (特例贈与財産)
200万円以下の金額の部分	10%	10%
200万円を超える金額の部分	15%	15%
300万円を超える金額の部分	20%	
400万円を超える金額の部分	30%	20%
600万円を超える金額の部分	40%	30%
1,000万円を超える金額の部分	45%	40%
1,500万円を超える金額の部分	50%	45%
3,000万円を超える金額の部分		50%
4,500万円を超える金額の部分	55%	55%

直系尊属（父母や祖父母など）からの贈与により財産を取得した受贈者（財産の贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の者に限る。）については、「特例税率」を適用して税額を計算する。

なお、令和4年3月31日以前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、財産の贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者であることに留意する。

この特例税率の適用がある財産のことを「特例贈与財産」といい、また、特例税率の適用がない財産（「一般税率」を適用する財産）のことを「一般贈与財産」という。

贈与税の超過累進税率は、上記のとおりであるが、実務上では、相続税の計算と同様に、次のような速算表によって求めている。

(2) 贈与税の速算表（平成27年1月1日以降適用）

一般贈与財産			特例贈与財産		
基礎控除後の課税価格	一般税率	控除額	基礎控除後の課税価格	特例税率	控除額
200万円以下	10%	—	200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円	400万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円	600万円以下	20%	30万円
600万円以下	30%	65万円	1,000万円以下	30%	90万円
1,000万円以下	40%	125万円	1,500万円以下	40%	190万円
1,500万円以下	45%	175万円	3,000万円以下	45%	265万円
3,000万円以下	50%	250万円	4,500万円以下	50%	415万円
3,000万円超	55%	400万円	4,500万円超	55%	640万円

(3) 税額算出方法

基礎控除後の課税価格に対し、その該当欄の税率を乗じた金額から控除額を差し引いた額が税額である。

イ 3,500,000円の特例贈与財産の贈与を受けた場合の贈与税額は、

$$3,500,000円 - 1,100,000円 = 2,400,000円$$

$$2,400,000円 \times 15\% - 100,000円 = 260,000円$$

ロ 1,000,000円の一般贈与財産と4,000,000円の特例贈与財産の贈与を受けた場合の贈与税額は、

$$(1,000,000円 + 4,000,000円) - 1,100,000円 = 3,900,000円$$

(1) 一般贈与財産に対応する税額

$$(3,900,000円 \times 20\% - 250,000円) \times 1,000,000円 / 5,000,000円 = 106,000円$$

(2) 特例贈与財産に対応する税額

$$(3,900,000円 \times 15\% - 100,000円) \times 4,000,000円 / 5,000,000円 = 388,000円$$

上記①、②の合計金額

$$106,000円 + 388,000円 = 494,000円$$

【参考】

○ 在外財産に対する贈与税額の控除（相法21の8）

贈与により個人が法施行地外にある財産を取得した場合において、その財産についてその国の法令により贈与税に相当する税金が課税されているときは、国際的な二重課税の防止からその税額に相当する金額を控除する。

控除額は、次の①、②のいずれか低い金額

① 外国で課された税額

$$\text{② その者の贈与税額} \times \frac{\text{在外財産の価額}}{\text{その年分の贈与税の課税価格}}$$

5 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税

令和4年1月1日から令和5年12月31までの間に、父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等（以下「新築等」という。）の対価に充てるための金銭（以下「住宅取得等資金」という。）を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、次表の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となる（措法70の2）。

(1) 受贈者ごとの非課税限度額

贈与の時期	省エネ等住宅	左記以外の住宅
令和4年1月1日～ 令和5年12月31日	1,000万円	500万円

(注) 1 省エネ等住宅

省エネ等基準（①断熱等性能等級4以上若しくは一次エネルギー消費量等級4以上であること、②耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上若しくは免震建築物であること又は③高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上であること。）に適合する住宅用の家屋であることにつき、一定の書類により証明されたものをいう。

2 非課税限度額

既に非課税制度の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額を控除した残額が非課税限度額となる。

(2) 受贈者等の要件

イ 贈与を受けた時に贈与者の直系卑属（贈与者は受贈者の直系尊属）であること（措法70の2①）

(注) 受贈者の配偶者の父母（又は祖父母）は直系尊属には当たらないが、養子縁組をしている場合の養親は直系尊属に当たる。

ロ 贈与税の居住無制限納税義務者又は非居住無制限納税義務者であること（措法70の2②一）

- ハ 贈与を受けた年の1月1日において、18歳以上（令和4年3月31日以前の贈与については、20歳以上）であって、当該年の年分の所得税の合計所得金額が2,000万円以下（新築等をする住宅用の家屋の床面積が40m²以上50m²未満の場合は、1,000万円以下）であること（措法70の2②一）
- ニ 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、住宅取得等資金の全額を充てて住宅用の家屋の新築等をすること（措法70の2①一～三）
- ホ 贈与を受けた年の翌年3月15日までにその家屋に居住すること、又は同日後遅滞なくその家屋に居住することが確実であると見込まれること（措法70の2①一～三）
- ヘ 受贈者の配偶者、親族などの一定の特別の関係がある者から住宅用の家屋を取得したものではないこと、又はこれらの者との請負契約等により新築若しくは増改築等をしたものではないこと
- ト 平成21年から令和3年までの年分において、旧非課税制度（平成22・24・27年度の各税制改正前の「住宅取得等資金の贈与税の非課税」及び旧措法70条の2のことをいう。）の適用を受けたことがないこと

(3) 対象となる家屋等の要件

イ 新築又は取得の場合

- (イ) 新築又は取得した住宅用の家屋の登記簿上の床面積(マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)が40m²以上240m²以下で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること
- (ロ) 取得した住宅用の家屋が次のいずれかに該当すること
 - ① 建築後使用されたことのないもの
 - ② 建築後使用されたことのあるもので、昭和57年1月1日以後に建築されたもの
 - ③ 建築後使用されたことのあるもので、耐震基準に適合するものとして、「耐震基準適合証明書」又は「建設住宅性能評価書の写し」などにより証明されたもの
 - ④ 建築後使用されたことのあるもの（上記②及び③のいずれにも該当しないものに限る。）で、耐震改修を行うことにつき建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第1項の申請等をし、かつ、取得期限までに耐震基準に適合することとなったことにつき証明がされたもの

ロ 増改築等の場合

- (イ) 増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積(マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)が40m²以上240m²以下で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること
- (ロ) 増改築等の工事が、自己が所有し、かつ、居住している家屋に対して行われたもので、一定の工事に該当することにつき「確認済証の写し」、「検査済証の写し」又は「増改築等工事証明書」などにより証明されたものであること
- (ハ) 増改築等の工事に要した費用の額が100万円以上であること

（注）増改築等の工事の部分に居住の用以外の用に供される部分がある場合には、増改築等の

工事に要した費用の額の2分の1以上が、自己の居住の用に供される部分の工事に充てられていないなければならない。

- (注) 1 対象となる住宅用の家屋は、日本国内にあるものに限られる。
- 2 「新築」若しくは「取得」又は「増改築等」には、その新築若しくは取得又は増改築等とともに取得する敷地の用に供される土地等の取得（その新築に先行してその敷地の用に供される土地等の取得が行われる場合における当該土地等の取得を含む。）も含まれる。

【参考法令・通達番号】

措法70の2②二～四、⑦、措令40の4の2①～⑨

(4) 基礎控除等との併用

この非課税規定の適用後の残額には、暦年課税にあっては基礎控除額（110万円）、相続時精算課税にあっては特別控除額（2,500万円）が適用できる。

(5) 所得税の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を適用する場合

「当該非課税規定」又は第5章第4節の「相続時精算課税の特例」のいずれかの適用を受ける者が、所得税の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合において、次の①の金額が②の金額を超えるときには、その超える部分に相当する住宅借入金等の年末残高については、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用はない（措令26⑥）。

① 住宅借入金等の金額

② 住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等（次の注2において「住宅の取得等」という。）の対価の額又は費用の額（注1）から、その贈与の特例を受けた部分の金額を差し引いた額（注2）

- (注) 1 ①の住宅借入金等のうちにその住宅用の家屋の敷地の用に供されている一定の土地等の取得に係るものがある場合には、その土地等の対価を含む。

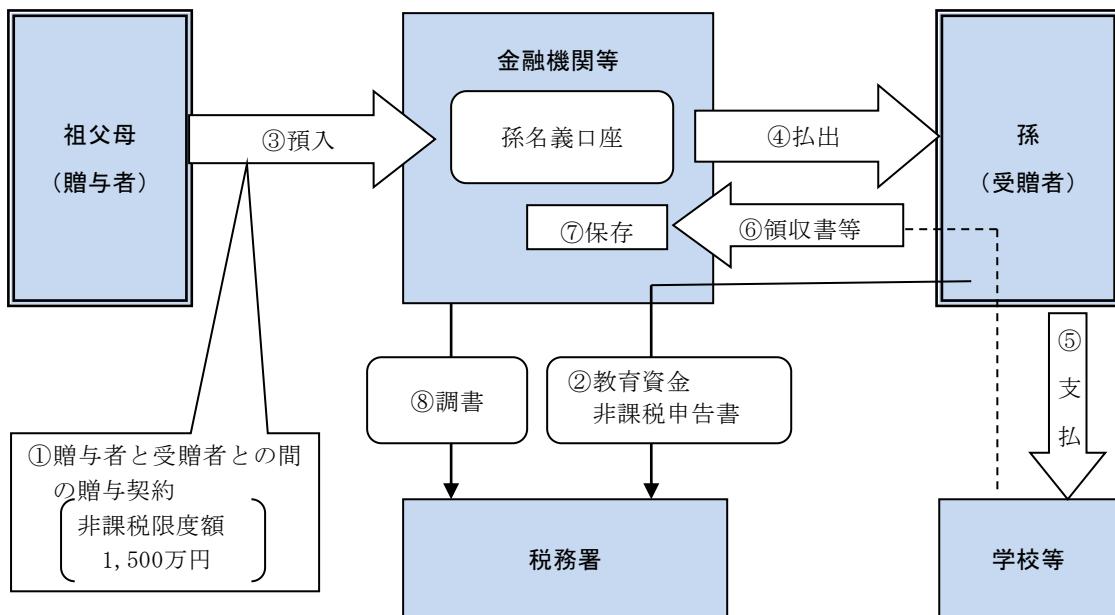
- 2 平成23年6月30日以後に住宅の取得等に関する契約を締結し、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合には、その補助金等の額も差し引く。

6 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税

平成25年4月1日から令和8年3月31日までの間に、受贈者（教育資金管理契約（注1）を締結する日において30歳未満の者に限る。）が、教育資金（注2）に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等において有価証券を購入した場合（以下、これら①～③の場合を「教育資金口座の開設等」という。）には、これらの信託受益権又は金銭等の価額のうち、1,500万円（学校等以外に支払う金銭については500万円）までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して教育資金非課税申告書を提出することにより、贈与税が非課税となる（注3）（措法70の2の2）。

その後、受贈者が30歳に達するなどにより、教育資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税拠出額（注4）から教育資金支出額（注5）を控除した残額があるときは、

その残額がその契約が終了した日の属する年に贈与があったこととされる(措法70の2の2⑯)。



(注) 1 「教育資金管理契約」とは、受贈者の教育に必要な教育資金を管理することを目的とする契約であつて次のものをいう(措法70の2の2②二)。

(1) 受贈者の直系尊属と受託者の間の信託に関する契約で、

- ① 信託の主たる目的が教育資金の管理であること、
- ② 信託財産が金銭等に限られること、
- ③ 受贈者を信託の利益の全部についての受益者とすること、
- ④ その他一定の事項

が定められているもの。

(2) 受贈者と銀行等との間の普通預金又は貯金等に係る契約で、

- ① 教育資金の支払に充てるために預金又は貯金を払い出した場合には、受贈者は銀行等に、教育資金の支払に充てた金銭に係る領収書等を提出すること、
- ② その他一定の事項、

が定められているもの。

(3) 受贈者と金融商品取引業者との間の有価証券の保管の委託に係る契約で、

- ① 教育資金の支払に充てるために有価証券の譲渡、償還等により金銭の交付を受けた場合には、受贈者は金融商品取引業者に、教育資金の支払に充てた金銭に係る領収書等を提出すること、
- ② その他一定の事項、

が定められているもの。

2 「教育資金」とは、次のものをいう（措法70の2の2②一、措令40の4の3⑥⑦⑧）。

(1) 学校等に対して直接支払われる次のような金銭

- イ 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学（園）試験の検定料など
- ロ 学用品の購入費、修学旅行費、学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用

(2) 学校等以外に対して直接支払われる金銭で社会通念上相当と認められるもの

(3) 教育（学習塾・そろばん等）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など

(4) スポーツ（水泳・野球等）又は文化芸術に関する活動（ピアノ・絵画等）その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など

(5) (3)の役務の提供又は(4)の指導で使用する物品の購入に要する金銭

(6) (2)に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの

(7) 通学定期券代、留学のための渡航費などの交通費

※1 「学校等」とは、学校教育法で定められた幼稚園、小・中学校、高等学校、大学（院）、専修学校、各種学校、一定の外国の教育施設、認定こども園又は保育所等をいう。

2 令和元年7月1日以後に支払われる上記(3)～(5)の金銭で、受贈者が23歳に達した日の翌日以後に支払われるものについては、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用に限る。

3 信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、その信託等により取得した信託受益権等については、本措置の適用を受けることができない（措法70の2の2①④）。

なお、この規定は、平成31年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用される。

4 「非課税拠出額」とは、教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書に、この制度の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額（1,500万円を限度とする。）をいう（措法70の2の2②四）。

5 「教育資金支出額」とは、金融機関等の営業所等において、教育資金として支払われた事実が領収書等により確認され、かつ、記録された金額を合計した金額をいう（措法70の2の2②五）。

(1) 特例の対象となる贈与

イ 贈与者と信託会社との間の教育資金管理契約に基づき受贈者が信託の受益権を取得した場合

ロ 書面による贈与により取得した金銭を、受贈者と銀行等との間の教育資金管理契約に基づき預金又は貯金としてその銀行等に預け入れた場合

ハ 書面による贈与により取得した金銭等で、受贈者と金融商品取引業者との間の教育資金管理契約に基づき、その金融商品取引業者で有価証券を購入した場合

(2) 適用手続等

イ 教育資金非課税申告書等の提出

この特例の適用を受けるためには、受贈者は、教育資金非課税申告書（注1）を取扱金融機関の営業所等を経由して受贈者の納税地の所轄税務署長に提出（注2）しなければならない（措法70の2の2③）。

また、受贈者が既に教育資金非課税申告書を提出してこの特例を受けた場合でその提出した教育資金非課税申告書に記載された金額が1,500万円に満たない場合（非課税額に残額がある場合）において、直系尊属から追加の教育資金に係る信託受益権又は金銭等の贈与を受けたときは、追加教育資金非課税申告書を取扱金融機関の営業所等を経由して受贈者の納税地の所轄税務署長に提出することにより、追加でこの特例の適用を受けることができる。

（注）1 「教育資金非課税申告書」とは、この非課税の特例を受けようとする旨、受贈者の氏名及び住所又は居所その他一定の事項を記載した申告書をいう（措法70の2の2②三、措規23の5の3⑤）。

2 教育資金非課税申告書等の取扱金融機関の営業所等に対する書面による提出に代えて、その取扱金融機関の営業所等に対して、当該申告書等に記載すべき事項のオンラインによる提供がされることになり、その提供があったときは、当該申告書等の提出があったものとみなされる（措法70の2の2⑦⑧）。

ロ 払出しの確認等

受贈者は、払い出した金銭を教育資金の支払に充てたことを証する書類（領収書等）を取扱金融機関の営業所等に提出しなければならない（措法70の2の2⑨）。

取扱金融機関の営業所等は、提出された書類により払い出された金銭が教育資金に充てられたことを確認し、その確認した金額等を記録するとともに、当該書類及び記録を当該教育資金管理契約が終了した日の属する年の翌年3月15日後6年を経過する日まで保存しなければならない（措法70の2の2⑩）。

ハ 教育資金管理契約終了時の扱い

教育資金管理契約は、①受贈者が30歳に達した場合（注）、②受贈者が死亡した場合、③契約当事者の間で当該契約を終了させる合意があった場合に終了する（措法70の2の2⑯）。

教育資金管理契約が終了した場合の扱いは次のとおり。

（注） 受贈者が30歳に達した場合においても、その達した日において、①学校等に在学している場合又は②教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受けている場合のいずれかに該当するときは教育資金口座に係る契約は終了しないものとし、その達した日の翌日以後については、その年において①若しくは②のいずれかに該当する期間がなかった場合におけるその年12月31日又はその受贈者が40歳に達する日のいずれか早い日に教育資金口座に係る契約が終了する。

なお、この規定は、令和元年7月1日以後30歳に達する受贈者について適用される。

（イ）調書の提出

取扱金融機関の営業所等の長は、教育資金管理契約が終了した場合には、その契約に係る受贈者の氏名及び住所その他の一定の事項を記載した調書を、その契約が終了した日（受贈者死

亡により終了した場合には、取扱金融機関の営業所等の長が受贈者の死亡を知った日)の属する月の翌々月末日までに、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない(措法70の2の2⑩)。

(ロ) 残額の扱い

A 受贈者が30歳に達した場合

非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額については、受贈者が30歳に達した日に贈与があったものとして贈与税を課税する(措法70の2の2⑪⑫)。

B 受贈者が死亡した場合

非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額については、贈与税を課さない(措法70の2の2⑬⑭)。

C 契約終了の合意があった場合

非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額については、合意に基づき教育資金管理契約が終了する日に贈与があったものとして贈与税を課税する(措法70の2の2⑪⑫)。

※ 上記A又はCに該当し贈与税の申告を行う際に暦年課税を選択した場合、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る管理残額に対しては、一般税率が適用される(措法70の2の2⑯二)。

ニ 契約期間中に贈与者が死亡した場合

信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合(その死亡の日において、受贈者が次のいずれかに該当する場合を除く。)において、その死亡の日における非課税拠出額から教育支出額を控除した残額のうち、一定の計算をした金額(以下「管理残額」という。)を、その受贈者がその贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして相続財産に加算する(措法70の2の2⑯⑰)。この規定は、平成31年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用される。

(イ) 23歳未満である場合

(ロ) 学校等に在学している場合

(ハ) 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受けている場合

(注) 上記(ロ)又は(ハ)については、その旨を明らかにする書類を贈与者が死亡した旨の届出と併せて金融機関等の営業所等に提出した場合に限る。

なお、信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、その贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、受贈者が23歳未満である場合等であっても、その贈与者の死亡の日における管理残額を、その受贈者がその贈与者から相続等によって取得したものとみなされる(措法70の2の2⑯)。

この規定は、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る管理残額に対する相続税について適用される。また、相続財産に加算した管理残額に相当する相続税額に対して、相法18(相続税額の加算)が適用されるのは、令和3年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る管理残額に対する相続税額であることに留意する。

7 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税

平成27年4月1日から令和7年3月31日までの間に、個人（結婚・子育て資金（注1）管理契約を締結する日において18歳以上50歳未満の者に限る。以下「受贈者」という。）の結婚・子育て資金の支払いに充てるために、その直系尊属（以下「贈与者」という。）が金銭等を拠出し、金融機関（信託会社（信託銀行を含む。）、銀行及び金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）をいう。）に信託等をした場合には、信託受益権の価格又は拠出された金銭等の額のうち受贈者1人につき1,000万円（結婚に際して支出する費用については300万円を限度とする。）までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して結婚・子育て資金非課税申告書等を提出することにより、贈与税が非課税となる（注2）（措法70の2の3）。

なお、契約期間中に贈与者が死亡した場合には、死亡日における非課税拠出額（注3）から結婚・子育て資金支出額（注4）を控除した残額（以下「管理残額」という。）を、贈与者から相続等により取得したものとみなして、相続財産に加算するとともに、その管理残額に対する相続税額については、相法18（相続税の加算）の規定が適用されることに留意する（注5）。

また、受贈者が50歳に達することなどにより、結婚・子育て資金管理契約が終了した場合には、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除（管理残額がある場合には、管理残額も控除する。）した残額があるときは、その残額はその契約が終了した日の属する年の贈与税の課税価格に算入される（注6）。

（注）1 「結婚・子育て資金」とは、次に掲げる費用に充てるための金銭をいう。

- (1) 結婚に際して支出する婚礼（結婚披露を含む。）に要する費用、居住に要する費用及び引越しに要する費用のうち一定のもの
- (2) 妊娠、出産に要する費用、子の医療費及び保育料のうち一定のもの
- 2 信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、その信託等により取得した信託受益権等については、本措置の適用を受けることができない。
- 3 「非課税拠出額」とは、結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書にこの制度の適用を受けるものとして記載された金額の合計額（限度額1,000万円）をいう。
- 4 「結婚・子育て資金支出額」とは、金融機関等の営業所等において、結婚・子育て資金の支払の事実を証する書類（領収書等）により結婚・子育て資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額の合計額をいう。
- 5 相法18（相続税の加算）の規定が適用されるのは、令和3年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る管理残額に対する相続税額であることに留意する。
- 6 令和5年4月1日以後に取得した信託受益権等に係る管理残額に対しては、一般税率が適用される。
- 7 受贈者の年齢要件については、令和4年3月31日以前に贈与者から信託受益証券等を取得した場合には、20歳以上50歳未満の者であることに留意する。

第5章 相続時精算課税制度

第1節 相続時精算課税制度のあらまし

学習のポイント

相続時精算課税制度とは、どのようなものか。

1 相続時精算課税制度の目的

高齢化の進展に伴い、相続による次世代への資産移転の時期が従来よりも大幅に遅れてきていること、高齢者の保有する資産の有効活用を通じて経済社会の活性化にも資するといった社会的要請を踏まえ、生前における贈与による資産移転の円滑化に資することを目的として、平成15年度税制改正において創設された。

2 相続時精算課税制度の内容

この制度は、納税者の選択により、暦年単位による贈与税の課税方法「暦年課税」に代えて、贈与時には本制度に係る贈与税額（特別控除額：累積2,500万円、税率：一律20%）を納付し、その後、その贈与をした者の相続開始時には、本制度を適用した受贈財産の価額と相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額を課税価格として計算した相続税額から既に納付した本制度に係る贈与税額を控除した金額を納付する（贈与税額が相続税額を上回る場合には還付を受ける）ことにより、贈与税・相続税を通じた納税をすることができるものである（相法21の9～21の18）。

3 適用対象者

相続時精算課税の適用を受けるためには、次のとおり受贈者及び贈与者について一定の要件がある（相法21の9①、措法70の2の6①）。

(1) 受贈者（相続時精算課税適用者）

贈与者の推定相続人である直系卑属及び孫のうち、贈与を受けた年の1月1日において18歳以上である者

なお、令和4年3月31日以前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、贈与を受けた年の1月1日において20歳以上である者となるので留意する（改正法附則23③）。

(2) 贈与者（特定贈与者）

贈与をした年の1月1日において60歳以上である者

4 適用対象となる財産等

相続時精算課税の適用に当たっては、贈与財産の種類（贈与によって取得したものとみなされる財産を含む。）、贈与財産の価額（金額）並びに贈与回数に関する制限はない。

5 適用手続

- (1) 相続時精算課税の適用を受けようとする受贈者は、贈与を受けた財産に係る贈与税の申告期間内に「相続時精算課税選択届出書」（贈与者ごとに作成が必要）を贈与税の申告書に添付して、納税地の所轄税務署長に提出する（相法21の9②）。

なお、提出された当該届出書は撤回することができない（相法21の9⑥）。

（注）1 贈与者が贈与をした年の中途に死亡した場合は、当該届出書を次のイ又はロのいずれか早い日までに贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長に提出する。

イ 贈与税の申告書の提出期限（贈与の年の翌年3月15日）

ロ 贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限（贈与者の相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月を経過する日）

2 当該届出書は、一度提出すれば翌年以降再提出する必要はない。

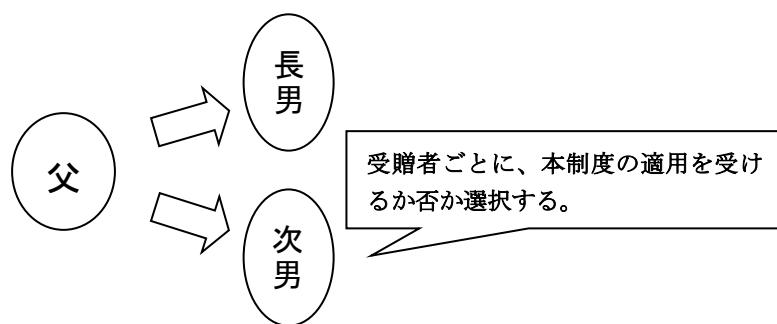
- (2) 特定贈与者（当該届出に係る贈与者）からの贈与により取得する財産については、当該届出書に係る年分以降、全て本制度の適用を受ける（相法21の9③）。

【参考法令・通達番号】

相令5①、③、④、相基通21の9-1～21の9-5

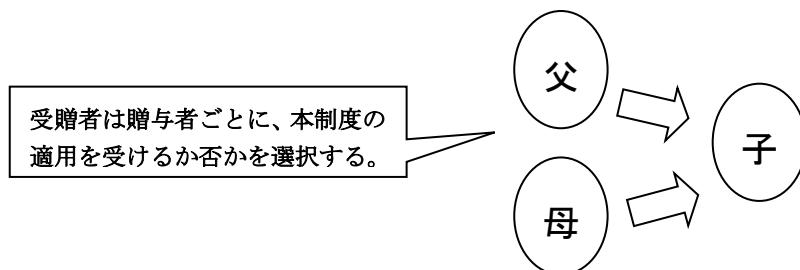
（事例1）

長男、次男が父から財産の贈与を受けた場合、長男、次男のそれぞれが父からの贈与により取得した財産について本制度の適用を受けるか否かを選択することになる。



（事例2）

子が父母から財産の贈与を受けた場合、子は父母から贈与により取得した財産について贈与者（父又は母）ごとに本制度の適用を受けるか否かを選択することになる。

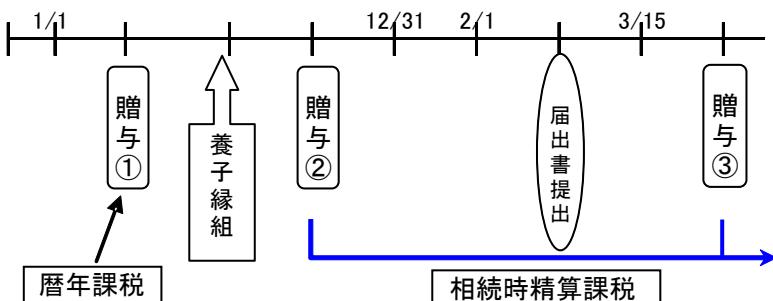


6 留意点

(1) 年の中途において贈与者の推定相続人となった場合

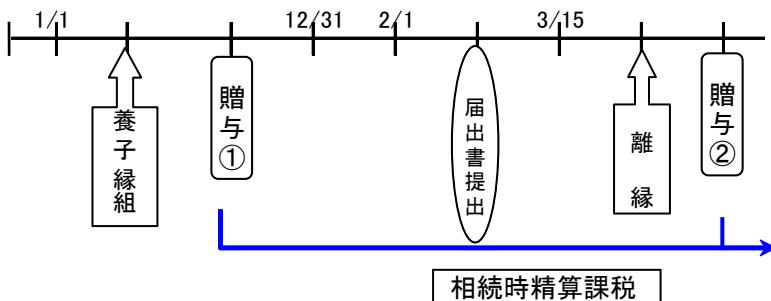
贈与のあった年の1月1日において18歳（令和4年3月31日以前は20歳）以上である者が、同日において60歳以上の者からの贈与により財産を取得した場合に、その年の中途においてその贈与者の養子となったことその他の事由によりその贈与者の推定相続人となったとき（配偶者となったときを除く。）には、推定相続人となった時より以前にその者からの贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用はできない（相法21の9④）。

贈与者の推定相続人となった時以後において当該贈与者からの贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることができる。



(2) 特定贈与者の推定相続人でなくなった場合

相続時精算課税適用者が、その特定贈与者の推定相続人でなくなった場合においても、当該特定贈与者からの贈与により取得した財産については相続時精算課税が適用される（相法21の9⑤）。



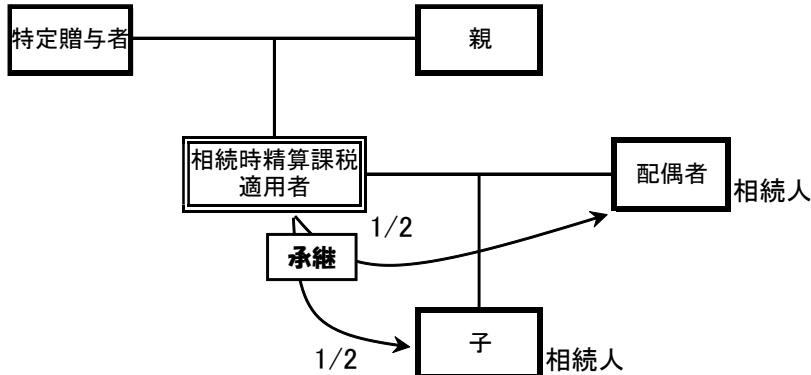
7 相続時精算課税における相続税の納税に係る権利又は義務の承継等

(1) 相続時精算課税適用者である受贈者が特定贈与者よりも先に死亡した場合

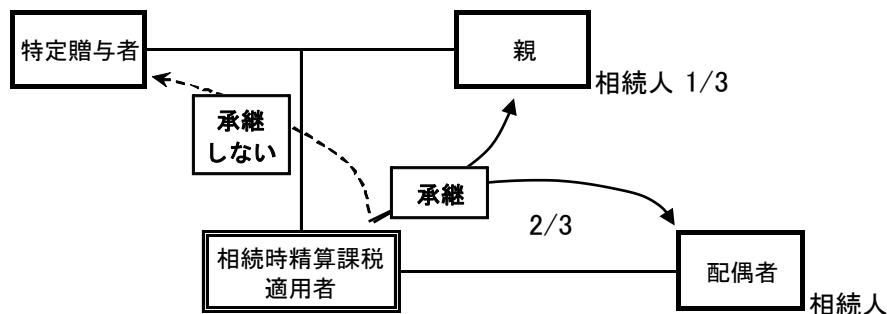
相続時精算課税適用者である受贈者が特定贈与者よりも先に死亡した場合には、この受贈者の相続人（包括受遺者を含む。）は、本来この受贈者が、特定贈与者に相続の開始があった場合に精算すべきである納税に係る権利及び義務を承継する。

つまり、その後に特定贈与者が死亡した場合の相続税の申告において、この受贈者の相続人は、相続税と贈与税の一体課税を受けることとなり、これにより計算される相続税額が、相続時精算課税の下で、既に納付した贈与税額よりも大きい時は、その差額分である相続税を納付し、小さい時は、贈与税の還付を受けることができる（相法21の17）。

注1 相続時精算課税適用者の相続人が2人以上いる場合は、各相続人（相続人のうちに特定贈与者がいる場合はその特定贈与者を除く。）が承継する権利又は義務は、民法第900条から第902条に規定する相続分（その特定贈与者がいないものとして計算した相続分）によりあん分する（相法21の17③、相令5の6）。



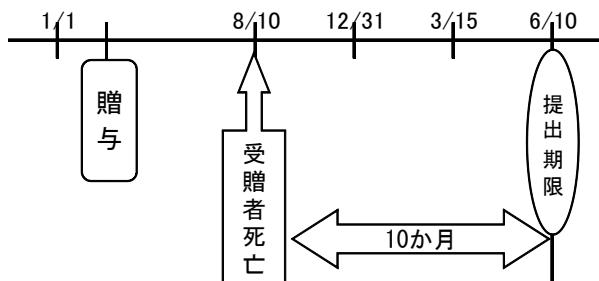
注2 相続時精算課税適用者の相続人のうちに特定贈与者がいる場合は、その特定贈与者は、この権利又は義務を承継しない（相法21の17①ただし書）。



(2) 受贈者が「相続時精算課税選択届出書」を提出する前に死亡した場合

受贈者が相続時精算課税の適用を受けることができる場合において、その受贈者が「相続時精算課税選択届出書」を提出する前に死亡したときは、その受贈者の相続人（包括受遺者を含み、その贈与者を除く。）は、その受贈者に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に、「相続時精算課税選択届出書」をその死亡した受贈者の贈与税の納稅地を所轄する税務署長に共同（連署）で提出することができる（相法21の18①、相令5の6）。

この提出により、その受贈者の相続人は、受贈者が有することになる相続時精算課税の適用を受けることに伴う納稅に係る権利又は義務を承継する（相法21の18②）。



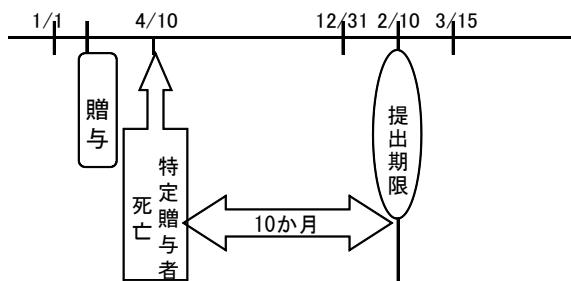
(3) 受贈者が「相続時精算課税選択届出書」を提出する前に特定贈与者が死亡した場合

受贈者が相続時精算課税の適用を受ける場合において、特定贈与者が年の中途中で死亡したときにおける「相続時精算課税選択届出書」の提出期限は次のとおりである。

イ 受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限以前に特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限が到来するとき

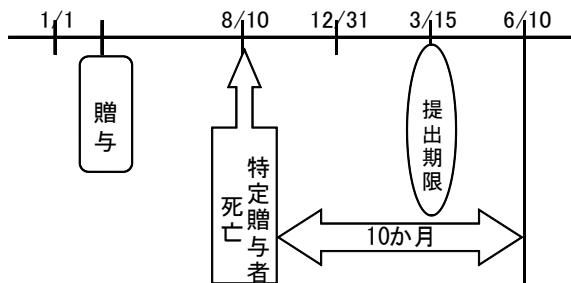
特定贈与者に係る相続税の申告書の提出期限までに、「相続時精算課税選択届出書」を特定贈与者に係る相続税の納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない（相法21の9②、相令5③④、相基通21の9-2）。

注 特定贈与者に係る相続税の申告書を提出する必要がない場合であっても、「相続時精算課税選択届出書」を提出しなければならない。なお、特定贈与者に係る相続税の申告書を提出するときは、その申告書に添付して提出する。



ロ 特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限前に受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限が到来するとき

その受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限までに、「相続時精算課税選択届出書」を、特定贈与者に係る相続税の納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない（相法21の9②、相令5①③、相基通21の9-2）。



なお、上記イ及びロのいずれの場合も、特定贈与者が死亡した年に取得した相続時精算課税適用財産については、贈与税の申告をする必要はない（相法28④）。

第2節 相続時精算課税制度における贈与税額の計算

学習のポイント

相続時精算課税制度における贈与税額は、どのように計算するのか。

1 課税価格

特定贈与者ごとにその年中において贈与により取得した財産の価額を合計し、それぞれの合計額をもって、贈与税の課税価格とする（相法21の10）。

（注）相続時精算課税適用者が特定贈与者からの贈与により取得した財産については、相法第21条の5（贈与税の基礎控除）から同法第21条の7（贈与税の税率）の規定の適用はない（相法21の11）。

2 相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除

特定贈与者からの贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税の課税価格から110万円を控除する（相法21の11の2①、措法70の3の2①）

なお、同一年中において2人以上の特定贈与者からの贈与により財産を取得した場合には、特定贈与者の異なるごとに、110万円に、特定贈与者ごとの贈与税の課税価格が当該課税価格の合計額のうちに占める割合を乗じて控除額を計算する（相法21の11の2②、相令5の2、措法70の3の2③、措令40の5の2）。

※ この規定は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用される。

3 特別控除額

特定贈与者ごとの相続時精算課税に係る贈与税の課税価格からそれぞれ次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を控除する（相法21の12①）。

(1) 2,500万円（既にこの特別控除を適用した金額がある場合には、その金額の合計額を控除した残額）

(2) 特定贈与者ごとの贈与税の課税価格

なお、この特別控除は、贈与税の期限内申告書に控除を受ける金額、前年以前にこの特別控除を適用し控除した金額等の記載がある場合に限り適用される（相法21の12②、相規12）。

（注）税務署長は、これらの記載がない期限内申告書の提出があった場合において、その記載がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載をした書類の提出があった場合に限り、特別控除を適用することができる（相法21の12③）。

4 税率

贈与税額は、特定贈与者ごとに計算した贈与税の課税価格（特別控除額を控除した金額）にそれぞれ20%の税率を乗じて計算した金額とする（相法21の13）。

【設例】

子が父から3年にわたり財産の贈与（令和4年に1,000万円、令和5年に1,300万円、令和6年に800万円）を受け、令和4年から相続時精算課税制度の適用を受けた場合の各年分の贈与税に係る課税価格及び贈与税額を計算しなさい。

【答】**(令和4年の計算)**

課税価格 特別控除額（※）

$$1,000\text{万円} - 1,000\text{万円} = 0\text{万円}$$

※ 特別控除額の計算

$$(2,500\text{万円}-0\text{万円}) > 1,000\text{万円} \text{ (課税価格)} \quad \therefore 1,000\text{万円}$$

(令和5年の計算)

課税価格 特別控除額（※）

$$1,300\text{万円} - 1,300\text{万円} = 0\text{万円}$$

※ 特別控除額の計算

$$(2,500\text{万円}-1,000\text{万円} \text{ (1年目の特別控除額)})$$

$$> 1,300\text{万円} \text{ (課税価格)} \quad \therefore 1,300\text{万円}$$

(令和6年の計算)

課税価格 基礎控除額 特別控除額（※）

$$800\text{万円} - 110\text{万円} - 200\text{万円} = 490\text{万円}$$

税率 贈与税額

$$490\text{万円} \times 20\% = 98\text{万円}$$

※ 特別控除額の計算

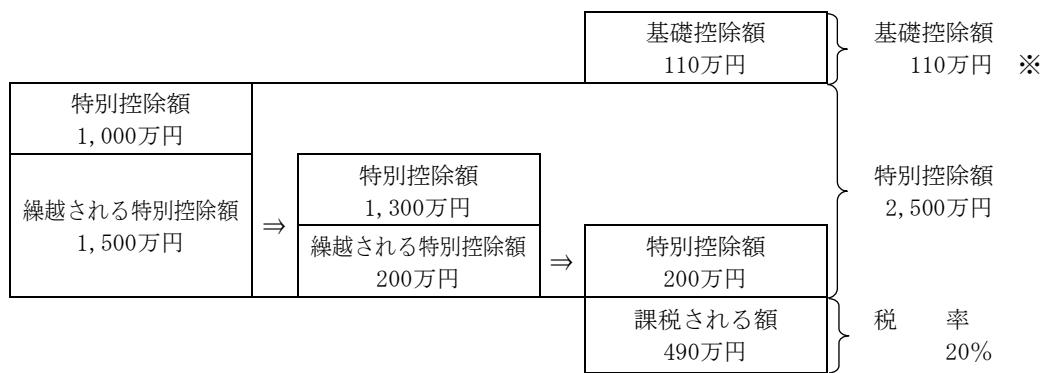
$$(2,500\text{万円}-2,300\text{万円} \text{ (特別控除額の合計額)}) < 690\text{万円} \text{ (基礎控除後の課税価格)}$$

$$\therefore 200\text{万円}$$

(令和4年)

(令和5年)

(令和6年)



第3節 相続時精算課税制度における相続税額の計算

学習のポイント

相続時精算課税制度における相続税額は、どのように計算するか。

1 課税価格

相続時精算課税適用者が、特定贈与者の相続に際し、相続又は遺贈により財産を取得した時は、相続時精算課税の適用を受けた財産から相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した後の残額を相続税の課税価格に加算する（相法21の15①）。

また、当該適用者が、特定贈与者の相続に際し、相続又は遺贈により財産を取得しなかった時は、相続時精算課税の適用を受けた財産から相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した後の残額を相続又は遺贈により取得したものとみなされる（相法21の16①）。

2 相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例

相続時精算課税適用者が、特定贈与者からの贈与により取得した土地又は建物について、その贈与の日からその特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に、令和6年1月1日以後に災害（※1）によって一定の被害（※2）を受けた場合（当該相続時精算課税適用者がその土地又は建物を贈与日から災害発生日まで引き続き所有していた場合に限る。）には、その相続税の課税価格への加算の基礎となるその土地又は建物の価額は、その贈与の時における価額から、その災害による被災価額を控除した残額とすることができる（措法70の3の3）。

※1 災害とは、震災、風水害、冷害その他の自然現象の異変による災害及び火災、鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいう。

2 一定の被害とは、その土地の贈与時の価額又はその建物の想定価額（注1）のうちに、その土地又は建物の被災価額（注2）の占める割合が10%以上となる被害をいう。

（注）1 想定価額とは、その建物の災害発生における一定の算式により求めた価額をいう。

2 被災価額とは、被害額から保険金などにより補填される金額を差し引いた金額をいい、その土地の贈与時の価額又はその建物の想定価額を限度とする。

3 贈与税額控除

相続時精算課税の適用を受ける財産につき課せられた贈与税相当額は、相続税額から控除する（相法21の15③）。

なお、相続税額から控除しきれない贈与税相当額については、還付を受けることができる（相法27③、33の2）。この場合の申告書は、特定贈与者の相続開始の日の翌日から起算して5年を経過する日まで提出することができる（通則法74①）。

【参考法令・通達番号】

相令5の3、相令9、相令10、相基通27-8

第4節 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例

学習のポイント

住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例は、どのようなものか。

平成15年1月1日から令和5年12月31日までの間に、贈与により住宅取得等資金を取得した場合において、贈与者の年齢がその年の1月1日において60歳未満であっても、一定の要件を満たすときは、相続時精算課税の適用を受けることができる（措法70の3）。

1 受贈者等の要件

- イ 贈与税の居住無制限納税義務者又は非居住無制限納税義務者であること（措法70の3③一イ）
- ロ 住宅取得等資金の贈与をした者の直系卑属である推定相続人（孫を含む。）であること（措法70の3③一ロ）
(注) 配偶者の父母（又は祖父母）は、直系尊属に当たらないので、非課税制度の適用を受けることはできない（養子縁組をしている場合を除く。）。
- ハ 贈与を受けた年の1月1日において、18歳以上（令和4年3月31日以前の贈与の場合は20歳以上）であること（措法70の3③一ハ）
- ニ 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、住宅取得等資金の全額を充てて住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をすること（措法70の3①一～三）
- ホ 贈与を受けた年の翌年3月15日までにその家屋に居住すること又は同日後遅滞なくその家屋に居住することが確実であると見込まれること（措法70の3①一～三）
- ヘ 受贈者の配偶者、親族などの一定の特別の関係がある者から住宅用の家屋を取得したものではないこと、又はこれらの者との請負契約等により新築若しくは増改築等をしたものではないこと

2 対象となる家屋等の要件

- イ 新築又は取得の場合
 - (イ) 新築又は取得した住宅用の家屋の登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が40m²以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されること
 - (ロ) 取得した住宅用の家屋が次のいずれかに該当すること
 - ① 建築後使用されたことのないもの
 - ② 建築後使用されたことのあるもので、昭和57年1月1日以後に建築されたもの
 - ③ 建築後使用されたことのあるもので、耐震基準に適合するものとして、「耐震基準適合証明書」又は「建設住宅性能評価書の写し」などにより証明されたもの
 - ④ 建築後使用されたことのあるもの（上記②及び③のいずれにも該当しないものに限る。）で、耐震改修を行うことにつき建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第1項の申請等をし、

かつ、取得期限までに耐震基準に適合することとなったことにつき証明がされたもの

ロ 増改築等の場合

- (イ) 増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が40m²以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること
 - (ロ) 増改築等の工事が、自己が所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき「確認済証の写し」、「検査済証の写し」又は「増改築等工事証明書」により証明されたものであること
 - (ハ) 増改築等の工事に要した費用の額が100万円以上であること
- (注) 増改築等の工事の部分に居住の用以外の用に供される部分がある場合には、増改築等の工事に要した費用の額の2分の1以上が、自己の居住の用に供される部分の工事に充てられていなければならない。
- (注) 1 対象となる住宅用の家屋は、日本国内にあるもの限られる。
2 「新築」若しくは「取得」又は「増改築等」には、その新築若しくは取得又は増改築等とともに取得する敷地の用に供される土地等の取得（その新築に先行してその敷地の用に供される土地等の取得が行われる場合における当該土地等の取得を含む。）も含まれる。

【参考法令・通達番号】

措法70の3③二～四、⑦、措令40の5①～⑤、⑦

3 この特例の適用を受けた年分以後の課税方式

住宅取得等資金の贈与を受けた場合において、当該特例の適用を受けたときには、当該特例の対象となる住宅取得等資金の贈与があった年分以降の年分について、当該贈与者からの贈与財産に対する贈与税については、その財産が住宅取得等資金であるか否かに関わらず相続時精算課税の適用を受けることになる（措法70の3②、相法21の9③）。

4 所得税の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を適用する場合

第4章第3節5の「住宅取得等資金の非課税」又は「当該特例」のいずれかの適用を受ける者が、所得税の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、当該特別控除の額の計算に注意を要する（57ページを参照）。

第6章 申告・更正及び決定

相続税や贈与税には、納税者の申告により納付すべき税額が確定する申告納税制度が採用されている。

相続税や贈与税の申告、更正の請求、更正及び決定の手続規定には、国税通則法に規定されている一般的な規定と相続税法に定められている特則的な規定がある。

第1節 相続税の申告

学習のポイント

- 1 申告書の提出を要する者は誰か。
- 2 申告書の提出期限はいつか。
- 3 申告書の提出先（納税地）はどこか。

1 申告書の提出

(1) 申告書の提出を要する者

被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者の課税価格の合計額が、遺産に係る基礎控除額を超える場合において、納付すべき相続税額が算出される者は、相続税の申告書を提出しなければならない（相法27①）。

ただし、被相続人の配偶者については、配偶者の税額軽減がないものとして税額計算を行った場合に、納付すべき相続税額が算出されるときは、相続税の申告書を提出しなければならない（配偶者の税額軽減の適用により相続税額が零になるときであっても、相続税の申告書を提出しなければならない。）（相法19の2③）。

（注） 配偶者に対する相続税額の軽減（相法19の2）のほか、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（措法69の4）など相続税に係る特例の中には、申告書の提出を適用要件にしているものが少なくない。このような規定の適用を受ける場合には、その規定の適用により納付すべき相続税額が零になる場合であっても、相続税の申告書を提出しなければならないことに留意する（相法19の2③、措法69の4⑦、69の5⑦、70⑤⑩）。

(2) 申告書の提出期限

相続税の申告期限は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内である（相法27①）。

例えば、相続の開始があったことを知った日が令和5年6月19日とすると、申告期限は令和6年4月19日となる。

ただし、その者が、納税管理人の届出をしないで、相続税法の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、その有しないこととなる日までに提出しなければならない（同項括弧書）。

（注） 1 「相続の開始があったことを知った日」とは、自己のために相続の開始があったことを

知った日をいうので、通常は被相続人の死亡の日をいい、例えば、相続開始後に認知の裁判が確定して相続人となった者については、その裁判の確定を知った日が、「相続の開始があったことを知った日」となる（相基通27-4）。

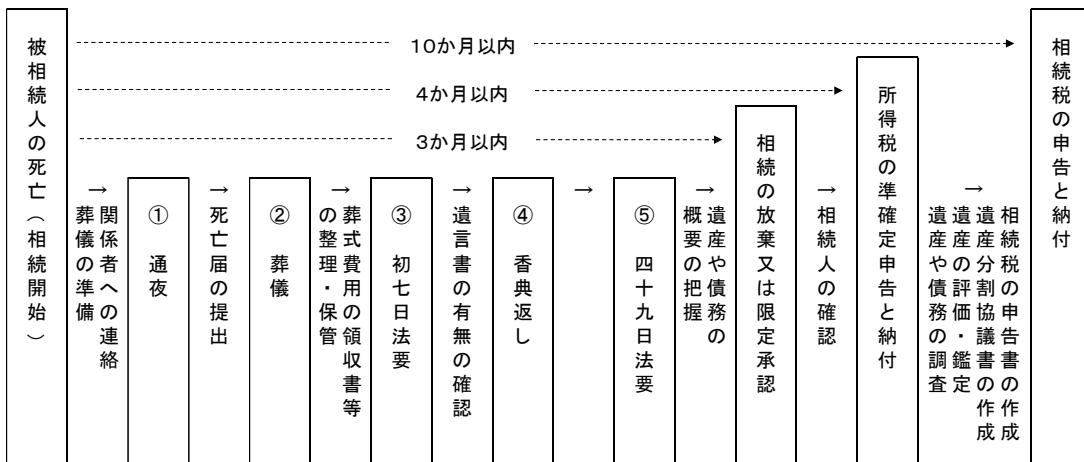
2 相続財産が分割されていない場合であっても、上記の期限までに申告をしなければならない。

この場合、相続人等は民法の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って財産を取得したものとして相続税の計算（未分割財産については、配偶者の税額の軽減の特例、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例などの適用はない。）をし、申告と納税を行うこととなる。その後、相続財産の分割が行われ、その分割に基づき計算した税額が申告額と異なることとなったときは、実際に分割した財産の額に基づいて修正申告又は更正の請求をすることができる（相法55）。

なお、上記(1)により相続税の申告書の提出を要する者が、申告書の提出期限前に、申告書を提出しないで死亡した場合には、その者の相続人及び包括受遺者は、その相続の開始（本来の提出義務者の死亡）があったことを知った日の翌日から10か月以内に、死亡した者に代わって相続税の申告書を提出しなければならない（相法27②）。

また、民法958条の2『特別縁故者に対する相続財産の分与』の規定により被相続人の特別縁故者に相続財産法人に係る財産の全部又は一部が与えられたこと、また、特別寄与者が特別寄与料を取得したことにより、新たに申告書の提出要件に該当することとなったときは、当該事由が生じたことを知った日の翌日から10か月以内に相続税の申告書を提出しなければならない（相法29①）。

（参考）一般的な相続開始後の流れ



(3) 申告書の提出先（納税地）

相続税の申告書は、相続又は遺贈により財産を取得した者の納税地の所轄税務署長に提出することとされている（相法27①）。

この場合の納税地は、相続又は遺贈により財産を取得した者の住所地等である（相

法62①②)が、相続財産は、被相続人の住所地を中心に存在していることなどから、被相続人の死亡時における住所が日本国内にある場合には、当分の間、被相続人の死亡時における住所地が納税地とされており(相法附則3)、相続税の申告書は被相続人の住所地を所轄する税務署長に提出することとなる。

更に、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者で、相続税の申告をしなければならない者が2人以上ある場合には、共同して相続税の申告書を提出することができるとされている(相法27⑤)ことから、一般的には、多くの場合に共同して相続税の申告書が提出されている。

【参考法令・通達番号】

相令7、相基通27-1、27-3

2 申告書の記載事項及び添付書類

相続税の申告書には、課税価格、相続税の総額の計算に関する事項、納税義務者の住所、氏名など相続税法施行規則第13条に規定する事項を記載するとともに、被相続人の死亡の時における財産及び債務、被相続人から相続人又は受遺者が相続又は遺贈により取得した財産又は承継した債務の各人ごとの明細並びにその遺産を各相続人がどのように分割したかなど同規則第16条に規定する事項を記載した明細書を添付しなければならない(相法27④)。

(注) 1 配偶者の税額軽減の適用については、相続又は遺贈により取得することが確定した相続財産について、相続税の申告書を提出して初めて適用されることから、次の証明書等を添付することが必要である(相法19の2③、相規1の6③)。

- ① 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し(印鑑証明書を添付)
- ② その他生命保険金や退職金の支払い通知書などの財産の取得状況の分かる書類

2 平成30年4月1日以後に提出する相続税の申告書の添付書類については、次に掲げるものが追加された。

- ① 戸籍の謄本を複写したもの

従来の相続人等の戸籍の謄本そのものに代えて、これらの書類を複写したものも提出することも可能とされた。

- ② 法定相続情報一覧図の写し又はそれを複写したもの

相続関係を証する書類として、次の要件を満たす法定相続情報一覧図の写し又はそれを複写したものを提出することも可能とされた。

イ 系統図方式で記載されていること

ロ 子の継柄について、実子又は養子の別が記載されていること

※ 「法定相続情報一覧図」は、不動産登記規則第247条に規定があり、この制度は、①被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍関係の書類等及びその記載に基づく法定相続情報一覧図(被相続人の氏名、最後の住所、最後の本籍、生年月日及び死亡年月日並びに相続人の氏名、住所、生年月日及び継柄の情報を記載した書面)を登記官に提出し、②登記官が上記内容を確認し、認証文付きの法定相続情報一覧図の写しを交付し、③交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続に利用されることで、相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担の軽減を図るものである。

これらを受けて、一定の記載事項が記載されていることを要件として、法定相続情報一覧図の写しを相続税の申告書の添付書類に加えることとした。

第2節 贈与税の申告

学習のポイント

- 1 申告書の提出を要する者は誰か。
- 2 申告書の提出期限はいつか。
- 3 申告書の提出先（納税地）はどこか。

1 申告書の提出

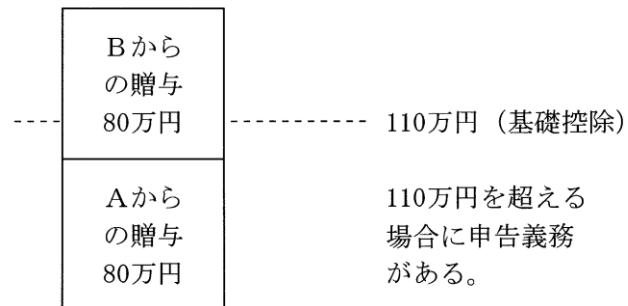
(1) 申告書の提出を要する者

贈与によって財産を取得した者で、次に該当する者は、贈与税の申告書を提出しなければならない（相法28①）。

① その年分の贈与税の課税価格について、110万円の基礎控除額を控除し、贈与税の税率を適用して算出した税額から在外財産に対する贈与税額の控除をしても、なお納付すべき贈与税額がある者

② 相続時精算課税の適用を受ける財産を取得した者

（注）相続時精算課税の適用を受ける財産については、相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除額の控除後の課税価格がある場合に申告書の提出を要する。



(2) 申告書の提出期限

贈与税の申告書の提出期限は、贈与により財産を取得した年の翌年2月1日から3月15日である（相法28①）。

（注）財産の贈与を受けた者が年の途中で死亡した場合には、その相続人又は包括受遺者が、相続開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に贈与税の申告書を提出しなければならない（相法28②一）。

(3) 申告書の提出先（納税地）

贈与税の申告書は、贈与により財産を取得した者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない（相法28①、62①②）。

この場合の納税地は、贈与により財産を取得した者の日本国内にある住所地（日本国内に住所を有しないこととなった場合には、居所地）をいう。

なお、日本国内に住所及び居所のいずれも有しないこととなる者並びに日本国内に住所を有しない者は、納税地を定めて、納税地の所轄税務署長に申告しなければならない。

2 申告書の記載事項及び添付書類

贈与税の申告書には、課税価格、贈与税額など相続税法施行規則第17条第1項に規定する事項を記載しなければならない。

また、贈与税の配偶者控除については、次の書類を添付した申告書を提出した場合に限り適用される（相法21の6②、相規9）。

- ① 戸籍の謄本又は抄本及び戸籍の附票の写し（贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限る。）
- ② 受贈者が取得した居住用不動産に関する登記事項証明書など

第3節 期限後申告及び修正申告の特則

1 相続税の特則

相続税は、他の税と同様に、納税義務の成立の時点である相続開始時の事実関係に基づいて税額を計算し、申告期限までに期限内申告書を提出するのが基本であるが、相続税については、特に、申告期限後に新たに生じた事情により、税額計算の基となつた基本的な事実関係が変動することが少なくない。

そこで、相続税法では、後発的な事由に基づく申告、期限後申告、修正申告及び更正の請求の特則規定を置き、相続税額の変更等に関する手続を整理している。

（1）期限後申告の特則

期限内申告書の提出期限後において、次の事由が生じたことにより新たに申告書の提出要件に該当することとなった者は、期限後申告書を提出することができる（相法30①）。

- イ 共同相続人によって未分割財産の分割が行われ、課税価格が変動したこと
- ロ 認知、推定相続人の廃除に関する裁判の確定、その他の事由により、相続人が異動したこと
- ハ 遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額が確定したこと
- ニ 遺贈に関する遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があつたこと
- ホ 条件付で物納が許可された場合でその条件が成就されないために許可が取り消され、又は取り消されることとなるときにおいて、物納に充てた土地について、土壤が特定有害物質等により汚染されていること又は除去しなければ土地の通常の使用ができない廃棄物等が地下にあることが判明したこと
- ヘ 相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があつたこと
- ト 分割後の被認知者からの価額請求があつたことにより弁済すべき額が確定したこと

チ 条件付の遺贈について、条件が成就したこと

(2) 修正申告の特則

一般の修正申告書は、国税通則法の規定に従って提出することとなるが、相続税法には、次のような修正申告の特則が設けられている。

イ 相続税の期限後申告書を提出できる上記(1)イからチまでに掲げる事由が生じたことにより、既に確定した相続税額が不足した場合には、相続税の修正申告書を提出することができる（相法31①）。

ロ 民法958条の3（特別縁故者に対する相続財産の分与）の規定により被相続人の特別縁故者に相続財産法人に係る財産の全部又は一部が与えられたこと、また、特別寄与者が特別寄与料を取得したことにより、既に確定した相続税額に不足を生じた場合には当該事由が生じたことを知った日の翌日から10か月以内に相続税の修正申告書を提出しなければならない（相法4①②、31②）。

【参考法令・通達番号】

相基通31-1

2 贈与税の特則

(1) 期限後申告の特則

贈与税の申告期限後において、前記1(1)イからチまでに掲げる事由が生じたことにより、相続又は遺贈により財産を取得しないこととなった（相続開始の年に贈与を受けた財産につき相続税法21条の2第4項の適用がないこととなった）結果、新たに贈与税の申告書の提出要件に該当することとなった者は、期限後申告書を提出することができる（相法30②）。

（注） 例えば、遺産が未分割である場合において、贈与財産につき相続税の課税価格に加算し、贈与税の申告はしなかつたところ、遺産分割において財産を取得しなかったため、贈与税の申告を要することとなる場合がある。

(2) 修正申告の特則

上記(1)と同様の事由が生じたことにより、既に確定した贈与税額に不足を生じた場合には、修正申告書を提出することができる（相法31④）。

第4節 更正の請求の特則

納付すべき税額を過大に申告した場合の救済手段としての更正の請求は、国税通則法第23条に規定されているが、相続税法には、相続税や贈与税の固有の事由によって納付すべき税額が過大となった場合について更正の請求の特則が設けられている（相法32）。

（注） 相続税についての一般的な更正の請求の期限は、法定申告期限から5年以内である（通則法23）。なお、贈与税については、一般的の場合に更正の請求をすることができる期間が国税通則法の規定にかかわらず、6年以内とされている（平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来するものの更正の請求については、相続税、贈与税ともに法定申告期限から1年以内とされていた。）。

相続税は、被相続人単位の財産の総額等に基づき相続税の総額を求め、課税価格の合計額に占める各相続人等の課税価格の割合で税額を配分する仕組みであることから、後発的事由等により負担すべき各相続人等の相続税額が変動することや、遺産分割が要件となっている配偶者の税額軽減等により税額が減少することがあることを踏まえて、各種特則が設けられている。

1 相続税の更正の請求の特則

次に掲げる事由により申告をした者又は決定を受けた者の課税価格及び相続税額が過大となった場合は、その事由が生じたことを知った日の翌日から4か月以内に限り更正の請求をすることができる（相法32①一～九）。

- ① 前記第3節1(1)「期限後申告の特則」のイからチまでの事由
- ② 特別縁故者に対して相続財産法人に係る財産の分与があったこと、また、特別寄与者が特別寄与料を取得したこと
- ③ 遺産の分割が行われたことにより、配偶者について配偶者の税額軽減額が増加したこと
 - (注) 更正の請求に基づいて減額更正をした場合において、相続又は遺贈により財産を取得した他の者の相続税額が増加するときについては、前記第3節1(2)「修正申告の特則」とともに、更正又は決定の期間制限の特則が定められている（相法35③）。
- ④ 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例についての納税猶予を受けているときにおいて次の事由が生じたこと
 - ・ 所法137の2⑬の規定により国外転出をした者に係る納税猶予分の所得税額の納付義務を承継したその者の相続人がその納税猶予分の所得税額に相当する所得税を納付することとなったこと。
 - ・ 所法137の3⑮の規定により適用贈与者等に係る納税猶予分の所得税額に係る納付の義務を承継したその適用贈与者等の相続人が納税猶予分の所得税額に相当する所得税を納付することとなったこと。
 - ・ 所法137の3②の規定の適用を受ける相続人が納税猶予分の所得税額に相当する所得税を納付することとなったこと。

【参考法令・通達番号】

相令8①②、相基通32-1～32-4

2 贈与税の更正の請求の特則

(1) 更正の請求をすることができる事由

贈与税についても、贈与税の課税価格の計算の基礎に算入した財産のうち、相続開始の年に被相続人から贈与により取得した財産で、相続税の課税価格に加算されるもの（相法21の2④）があつたことにより納付すべき贈与税額が過大となった場合には、その事由が生じたことを知った日の翌日から4か月以内に更正の請求をすることができる（相法32①十）。

(2) 更正の請求をすることができる期間

一般的な更正の請求は、法定申告期限から「5年」以内にできる（通則法23）が、贈与税の申告書に係る更正の請求については、法定申告期限から「6年」以内にできる（相法32②）。この規定は、平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来するものに適用される。

第5節 更正及び決定の特則

申告納税制度においては、納税義務者が自ら正しい申告をし、その申告税額を期限までに納付することが理想的であるが、法解釈の相違、財産の評価の認定の相違等によって、申告額の過不足や、申告義務があるにもかかわらず申告されないという事態が発生する。

そこで、申告された課税価格若しくは税額に過不足がある場合又は申告義務のある者が申告をしなかった場合には、税務署長は、税の公正な負担を実現するため、課税価格及び税額を更正又は決定することとされている。

国税通則法では、一般的な場合の更正又は決定について規定しており（通則法24、25）、相続税法では、相続税や贈与税の特有の事情に基づく更正及び決定の特則を規定している（相法35）。

第6節 贈与税の更正、決定等の期間制限の特則

1 税務署長は、贈与税について、国税通則法第70条（国税の更正、決定等の期間制限）の規定にかかわらず、次に掲げる期限又は日から6年を経過する日まで、更正若しくは決定又は加算税の賦課決定をすることができる（相法37①）。

なお、これにより更正することができないこととなる日前6月以内にされた更正の請求に係る更正又はそれに伴う加算税の賦課決定は、当該更正の請求があった日から6月を経過する日まで、することができる（相法37②）。

- (1) 更正又は決定については、その更正又は決定に係る申告書の提出期限
- (2) 過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税の賦課決定については、その納稅義務の成立の日（法定申告期限の経過の時）

なお、賦課決定をすることができないこととなる日以前3月以内にされた贈与税等の申告書の提出に伴い贈与税等に係る無申告加算税（通則法66⑥の規定の適用があるものに限る。）についてする賦課決定は、当該贈与税等の申告書の提出があった日から3月を経過する日まで、行うことができる（相法37③、通則法70）。

2 税務署長は、贈与税について、偽りその他不正の行為によりその全部又は一部の税額を免れた場合等における更正若しくは決定又は加算税の賦課決定は、次に掲げる期限又は日から7年を経過する日まですることができる（相法37④）。

- (1) 更正又は決定については、その更正又は決定に係る申告書の提出期限
- (2) 過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税の賦課決定については、その納稅義務の成立の日（法定申告期限の経過の時）

第7章 税金の納付と延納及び物納

税金は、各納税義務者が納付期限内に金銭をもって一時に納付することを原則としているが、相続税や贈与税には連帯納付義務や延納制度が、更に、相続税には金銭納付の例外として物納制度が認められている。

第1節 税金の納付

学習のポイント

- 1 納付の時期はいつか。
- 2 連帯納付義務とは、どのようなものか。

1 相続税又は贈与税の納付時期

- (1) 期限内申告書を提出した者の納付期限は、申告書の提出期限である（相法33）。
- (2) 期限後申告書又は修正申告書を提出した者の納付期限は、それらの申告書を提出した日である（通則法35②一）。
- (3) 更正又は決定の通知を受けた者の納付期限は、これらの通知書が発せられた日の翌日から起算して1か月を経過する日である（通則法35②二）。

（注） 相続税の納付は、他の税金と同様に、その税額に相当する金銭を納期限までに納付するのが原則であるが、相続税が財産に対してその価額を課税標準として課税するものであるため、一時に納付することが困難である場合が考えられることから、相続税法独特の長期の延納制度及び物納制度が設けられている（第2節、第3節）。

2 連帯納付義務

相続税及び贈与税は、相続又は贈与により取得した財産に課税する財産税であるため、財産の取得者にとっては、金銭納付が必ずしも容易ではない。一方、国にとっても租税債権を確保し易くする必要がある。

これらのために、次のような連帯納付義務が設けられている。

(1) 相続人又は受遺者が2人以上ある場合の連帯納付の義務

相続人又は受遺者が2人以上ある場合には、これらの者は、その相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について、その相続又は遺贈により受けた利益の価額に相当する金額を限度として、相互に連帯納付義務がある（相法34①）。

(2) 被相続人が納付すべき相続税又は贈与税の連帯納付の義務

相続税又は贈与税の申告をすべき者が、これらの申告書を提出する前に死亡した場合で、その者の相続人又は受遺者が2人以上あるときは、これらの者は、被相続人の納付すべき相続税又は贈与税について、相続又は遺贈により受けた利益の価額に相当する金額を限度として、相互に連帯納付

義務がある（相法34②）。

(3) 贈与、遺贈又は寄附行為により財産を取得した者の連帯納付の義務

相続税又は贈与税の課税価格計算の基礎となった財産について贈与、遺贈又は寄附行為による移転があった場合には、その贈与若しくは遺贈により財産の取得をした者又は寄附行為により設立された法人は、その贈与、遺贈又は寄附行為をした者が納付すべき相続税又は贈与税の額のうち、相続又は贈与を受けた財産の価額に対応する部分の金額について、その受けた利益の価額に相当する金額を限度として、連帯納付義務がある（相法34③）。

(4) 財産を贈与した者の連帯納付の義務

財産を贈与した者は、その贈与により財産を取得した者のその年分の贈与税額のうち、贈与した財産の価額に対応する部分の金額について、その財産に相当する金額を限度として、連帯納付義務がある（相法34④）。

【参考法令・通達番号】

相基通34-1～34-3

(5) 連帯納付義務を負わない場合

平成24年4月1日以後に申告期限が到来する次の場合の相続税については、連帯納付義務を負わない。

- ① 申告期限から5年を経過した場合（相法34①一）
- ② 延納の許可を受けた場合（相法34①二）
- ③ 納税猶予（農地等、山林、特定の美術品、個人の事業用資産、非上場株式等、非上場株式等の贈与者が死亡した場合及び医療法人の持分の各相続税の納税猶予）の適用を受けた場合（相法34①三、相令10の2）

第2節 延 納

相続税又は贈与税の額が10万円を超え、かつ、納期限までに、又は納付すべき日に金銭で納付することを困難とする事由がある場合には、納税義務者の申請により、年賦延納が認められている（相法38）。

1 延納の許可の要件

(1) 相続税

相続税に係る延納の許可の要件は次のとおり。

- ① 申告・更正又は決定による納付すべき相続税額が10万円を超えること
- ② 金銭納付を困難とする事由があること
- ③ 必要な担保を提供すること（ただし、延納税額が100万円以下で、かつ、延納期間が3年以下である場合は、不要）

（注）担保に提供できる財産の種類は、次のとおり（通則法50）。

1 国債及び地方債

- 2 社債その他の有価証券で税務署長等が確実と認めるもの
 - 3 土地
 - 4 建物、立木、船舶などで保険に付したもの
 - 5 鉄道財団・工場財団・鉱業財団など
 - 6 税務署長等が確実と認める保証人の保証
 - 7 金銭
- ④ 相続税の納期限又は納付すべき日までに延納申請書を提出すること

(2) 贈与税

贈与税に係る延納の許可の要件は、相続税に係るものと同じである（相法38③、④）。

【参考法令・通達番号】

相令12～14、相基通38－1、38－2、38－5～38－8、38－10、38－11

2 延納の手続

延納の許可を申請しようとする者は、延納を求めようとする相続税又は贈与税の、

- ① 期限内申告書の提出による場合は、申告書の提出期限
- ② 期限後申告書又は修正申告の提出による場合は、その申告書を提出した日
- ③ 更正又は決定の通知を受けた場合は、この通知書が発せられた日の翌日から起算して1か月を経過する日

までに、延納の申請書及び担保の提供に関する書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない（相法39①）。

なお、災害等による期限の延長に該当する場合及びやむを得ない事由が生じた場合には、関係書類の提出期限が延長される（相法39②）。

【参考法令・通達番号】

相基通39－1

3 延納の許可又は却下の処分

税務署長は、相続税又は贈与税の延納の申請書の提出があった場合には、延納の要件に該当しているか否かを調査し、その調査に基づいて、当該申請書の提出期限の翌日から起算して原則3か月以内に延納申請された税額の全部又は一部について、その申請の条件若しくはこれを変更した条件によって延納を許可し、又はその申請を却下する（相法39②）。

なお、災害等による期限の延長に該当する場合、及びやむを得ない事由が生じた場合には、延納の許可又は申請却下の期限は、関係書類の提出期限の延長期間と同一の期間が延長される（相法39②）。

4 延納税額に対する利子税

国税を延納する場合に納付すべき利子税額については、国税通則法第64条の規定に基づき計算することになっているが、相続税法には、利子税の特則規定が設けられている。

延納の許可を受けた者は、その分納税額を納付する時に、利子税を併せて納付しなければならない

(相法52)。

なお、上記2及び3において延長された期間がある場合は、その期間は利子税の計算期間から除外される(相法52④)。

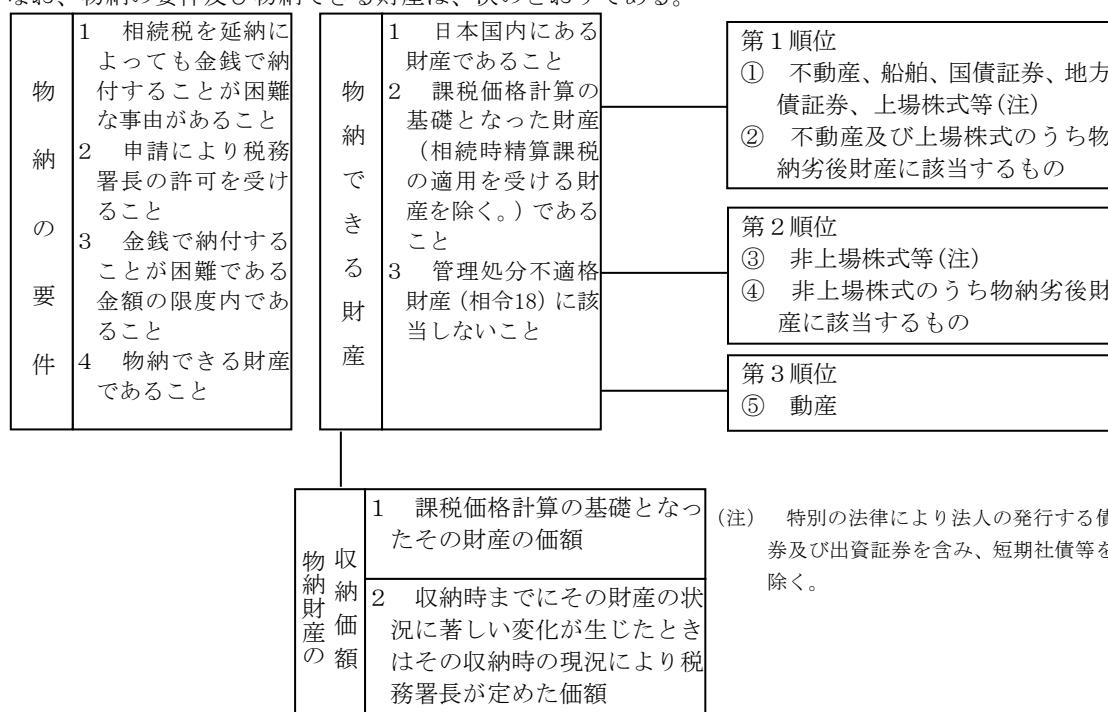
第3節 相続税の物納

物納制度は、相続税だけに設けられている制度である。

相続税の課税財産には、換金しにくい土地や家屋などもあり、延納の許可を受けてもその延納期間内に完納することができない場合も予測されるので、この制度が設けられている。

すなわち、申告による納付税額又は更正、決定による納付税額を金銭で納付することを困難とする事由がある場合には、その納付を困難とする金額を限度として物納を申請することができる(相法41)。

なお、物納の要件及び物納できる財産は、次のとおりである。



物納に充てようとする財産が特定登録美術品であるときは、申請により、上記の順位によることなく物納が認められる(相法70の12①)。

物納の許可を受けようとする者は、相続税の納期限又は納付すべき日までに、物納しようとする税額、物納に充てようとする財産の種類などを記載した物納申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない(相法42①)。

なお、災害等による期限の延長に該当する場合、及びやむを得ない事由が生じた場合には、関係書類の提出期限が延長される(相法42⑧)。

【参考法令・通達番号】

相令17、相基通41-1~41-3

第8章 相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例

第1節 農地等に対する贈与税の納税猶予及び免除の特例

1 制度の趣旨

この特例は、農業基本法の趣旨とする農業経営の近代化に資するため、均分相続等による農地の細分化防止と農業後継者の育成を税制面から助成することをねらいとして設けられたものである。

昭和39年に農地等に対する贈与税の納期限の延長の特例として創設され(当時は、相続税に関する同様の制度はなかった。)、その後、昭和50年に農地等に対する相続税の納税猶予の特例が創設されたことに伴い、贈与税についても「納期限の延長の特例」が「納税猶予の特例」に改められ、贈与税、相続税ともに「納税猶予の特例」として現在に至っている。

2 特例の概要

農地等（農地、採草放牧地及び準農地をいう。以下、この章において同じ。）の贈与があった場合において、その贈与が一定の要件に該当するときは、当該農地等の受贈者の当該贈与の日の属する年分に納付すべき贈与税のうち一定金額について、当該贈与者の死亡の日まで、その納税が猶予される（措法70の4①、措令40の6）。

なお、相続時精算課税適用者が、相続時精算課税に係る特定贈与者からの贈与により取得した農地等について、贈与税の納税猶予の適用を受ける場合には、納税猶予の適用を受ける農地等については相続時精算課税は適用しない（措法70の4③）。

(注) 特例の適用を受けるための要件を整理すれば、次のとおりである。

項目	要件
贈与者	贈与の日まで引き続き3年以上農業を営んでいた者であること
受贈者	贈与者の推定相続人の一人で、年齢が18歳以上であること、引き続き3年以上農業に従事していたこと、贈与により農地等を取得した日後速やかに農業経営を行うと認められること及びこれらの点を農業委員会が証明した者であること
贈与農地等	贈与者は、農業の用に供している農地（一定の市街化区域内の農地等を除く。）の全部、採草放牧地（一定の市街化区域内の農地等を除く。）の面積の3分の2以上及び準農地の面積の3分の2以上を一括して贈与すること
手続	贈与税の期限内申告書に、一定の事項を記載し、かつ、一定の書類を添付して提出すること
担保提供	納税猶予税額に見合う担保を提供すること

(1) 納税猶予の期限の確定

農地等の贈与者又は受贈者の死亡の日前に、受贈者が、贈与を受けた農地等の譲渡や転用をしたり農業経営を廃止した場合など、一定の事由に該当することとなったときは、納税が猶予されていた贈与税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定し、その贈与税額を利子税とともに納付しなければならない（措法70の4①ただし書）。

(2) 納税猶予を受けていた贈与税額の免除

農地等の贈与者が死亡した場合は、それまで納税猶予を受けていた贈与税は免除される（措法70の4④）。

この場合、それまで納税猶予の対象となっていた農地等は、贈与者である被相続人から受贈者が相続又は遺贈により取得したものとみなされ、相続税が課される。この相続税の課税価格に算入される農地等の価額は、贈与を受けた時の価額ではなく、贈与者が死亡した日における価額による（措法70の5①）。

また、農地等の贈与者よりも先に受贈者が死亡した場合にも、それまで納税猶予を受けていた贈与税は免除される。この場合、農地等は、当然に受贈者である被相続人の相続財産を構成し相続税の課税対象となる。

3 納税猶予税額の計算

その年に贈与を受けた財産が納税猶予の特例の適用を受ける農地等のみであるときは、算出された贈与税額の全部が納税猶予税額となる。

また、その年に贈与を受けた財産が納税猶予の特例の適用を受ける農地等及びそれ以外の財産であるときは、①その年の贈与税額から、②その年に農地等以外の財産のみの贈与を受けたものとして計算した贈与税額を控除した金額が、納税猶予税額となる。

第2節 農地等に対する相続税の納税猶予及び免除の特例

1 制度の趣旨

この特例は、昭和50年に、宅地化期待益の影響を受けた農地の価額に基づく相続税の課税による農地の細分化の防止を税制面から支援する観点から設けられたものである。

相続財産に含まれる農地の価額（時価）が、宅地化の進展により、将来宅地として売却すれば高く売れるという潜在的な期待益部分を含んだ価額となっており、多額の相続税課税が行われた場合は、農地を処分して納税せざるを得ない状況も考えられる。このようなことから、農地を相続し、農業を継続する相続人について、農地の価額のうち宅地化期待益部分に対応する相続税額については、納税を猶予するというのがこの制度の趣旨である。

2 特例の概要

農業を営んでいた被相続人から相続又は遺贈により、一定の農地、採草放牧地及び準農地を取得した相続人が、これらの農地等を引き続き農業の用に供していく場合には、これらの農地等の価額のうち農業投資価額を超える部分に対応する相続税について、一定要件の下に、納税を猶予する（措法70の6①、措令40の7）。

(注) 1 この特例の適用を受ける相続人を「農業相続人」といい、同様に、この特例の適用を受ける農地等を「特例農地等」といい、また、納税が猶予される一定の期限を「納税猶予期限」という。

2 特例の適用を受けるための要件を整理すれば、次のとおりである。

項目	要件
被相続人	①死亡の日まで特例の適用を受けようとする農地等で農業を営んでいた個人又は②農地等に対する贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける贈与をした個人であること
農業相続人	①相続又は遺贈により取得した農地等（あるいは、贈与税の納税猶予の特例の適用を受けた農地等）について相続税の申告書の提出期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者であり、又は②農地等の生前一括贈与を受けた者で一定の

	要件を満たす者であり、これらを農業委員会が証明した者であること
対象 農地等	対象農地等は、被相続人から相続又は遺贈により取得した農地、採草放牧地又は準農地(相続税の申告書の提出期限までに分割されていないものを除く。)であるもの又は贈与税の納税猶予の特例に係る農地等で相続又は遺贈により取得したものとみなされたものであること なお、特例の対象とする農地は、相続又は遺贈により取得した農地等のうち、農業相続人が特例を受けようとする農地等として選択したものとなる。
手続	相続税の期限内申告書に、一定の事項を記載し、かつ、一定の書類を添付して提出すること
担保提供	納税猶予税額に見合う担保を提供すること

(1) 納税猶予の期限の確定

納税猶予期限前に、農地等の譲渡・転用、農業経営の廃止等の一定の事由が生じた場合には、納税が猶予された相続税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定し、その相続税額を利子税とともに納付しなければならない（措法70の6①ただし書）。

(2) 納税猶予された相続税額の免除

次の①から③のいずれか早い日まで納税が猶予された相続税は、原則として免除される（措法70の6⑩）。

- ① 農業相続人の死亡の日
- ② 相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過する日
(注) 特例農地等のうちに都市営農農地等（三大都市圏特定市の生産緑地）がある場合及び市街化区域外の特例農地等を除く。
- ③ 上記②に該当する日前に、その特例農地等を農業後継者に生前一括贈与（措法70の4の適用）をした場合には、その贈与の日

3 相続人のうちに農業相続人がいる場合の相続税額の計算

相続人のうちに農業相続人がいる場合の相続税額の計算は、次のとおり（措法70の6②、措置令40の7⑫、⑬）。

(1) 相続税の総額の計算

相続税の総額として、次の二通りのものを計算する。

イ 通常の相続税の総額

各人の取得した全ての財産を通常の評価額によって計算し、それを基として相続税の総額（以下「通常の相続税の総額」という。）を計算する。

ロ 農業投資価格を用いた相続税の総額

農業相続人の課税価格の計算に当たっては、特例農地等の価額を農業投資価格により計算する（これにより計算した課税価格を「特例課税価格」という。）。これによる農業相続人の特例課税価格及び農業相続人以外の者の課税価格の合計額（以下「特例課税価格の合計額」という。）を基として相続税の総額（以下「特例相続税の総額」という。）を計算する。

(2) 農業相続人以外の者の相続税額

イ 算出相続税額

$$\text{農業相続人以外の者の算出相続税額} = \text{特例相続税の総額} \times \frac{\text{各人の課税価格}}{\text{特例課税価格の合計額}}$$

ロ 納付する相続税額

各人の実際に納付する相続税額は、イの算出相続税額を基として、それぞれ相続税額の2割加算、未成年者控除、配偶者の税額軽減などを適用して計算する。

この場合、配偶者の税額軽減額の計算をするための相続税の総額及び課税価格の合計額は、それぞれ特例相続税の総額及び特例課税価格の合計額を用いる。

(3) 農業相続人の相続税額

農業相続人の算出相続税額は、次のイの金額とロの金額との合計額となる。

イ 特例課税価格により計算した算出相続税額

$$\text{特例課税価格により計算した算出相続税額} = \text{特例相続税の総額} \times \frac{\text{農業相続人の特例課税価格}}{\text{特例課税価格の合計額}}$$

ロ 相続税の総額の差額

通常の相続税の総額から特例相続税の総額を控除した残額

この場合、農業相続人が2人以上いるときには、上記の残額を次の算式によって計算した各農業相続人の農業投資価格超過額の比によりあん分する。

$$\text{通常の評価額により計算した特例農地等の価額} - \text{農業投資価格により計算した特例農地等の価額} = \text{農業投資価格超過額}$$

第3節 贈与税の納税猶予の特例と相続税の納税猶予の特例との関係

1 贈与税の納税猶予の特例の適用を受けた農地等で、その贈与者の死亡の日までこの特例の適用を受けていたものについては、納税を猶予されていた贈与税額が免除される。

そして、その農地等は、既に受贈者の財産となっているが、相続税の課税上は、相続人（受贈者）が被相続人（死亡した贈与者）から相続又は遺贈により取得したものとみなされて、相続税の課税対象となる（措法70の5）。この場合、相続人（受贈者）は、この農地等について、農地等に対する相続税の納税猶予の特例を受けることができる（措法70の6）。

2 更に、相続税の納税猶予の特例の適用を受けた農地等について、農業相続人が、自分の農業後継者に贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける贈与をすれば、納税を猶予されていた相続税額は免除される（措法70の6⑨）。

3 このように、農地等について、農業を継続する限り、贈与税の納税猶予の特例及び相続税の納税猶予の特例の適用を順次受けいくことにより、農地についてその収益性に見合う価額に応ずる相続税の負担で、農業後継者に農地等を受け継いでいくことになる。

第4節 山林についての相続税の納税猶予及び免除の特例

1 制度の趣旨

わが国の森林・林業の再生を目的とした政策を支援する観点から、平成24年度税制改正において森林法による森林経営計画に基づく施業の継続を条件とし、施業の集約化及び路網の整備を行う山林について、その評価額の80%に対応する相続税の納税を猶予する特例が創設された。

2 特例の概要

特定森林経営計画が定められている区域内に存する山林（立木又は土地をいう。）を有していた個人として一定の被相続人から相続又は遺贈により特例施業対象山林の取得をした林業経営相続人が、その相続に係る相続税の期限内申告書の提出により納付すべき相続税額のうち、特例山林に係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、その相続税の申告書の提出期限までにその納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合に限り、その林業経営相続人の死亡の日まで、その納税が猶予される（措法70の6の6①）。

なお、この特例は、相続税の申告書の提出期限までに、その相続又は遺贈により取得した山林の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によって分割されていない場合には適用されない（措法70の6の6⑧）。

第5節 非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例

この特例は、中小企業の事業承継の円滑化を通じた雇用の確保や地域経済活力の維持を図る観点から、平成21年に設けられたものである。

（注） 我が国の中小企業は、経営上の意思決定を迅速化し、安定的な経営を行うため、経営者とその同族関係者で株式（議決権）の大半を所有している同族経営の会社が多数を占めている実態にあり、こうした中小同族会社の経営者の死亡等に伴う事業の承継に際しては、経営資源としての議決権株式の分散を防止し、安定的な経営の継続を確保することが重要となる。

さらに、相続以前の段階での早期の事業承継に取り組むことが重要になってきていることを踏まえ、基本的には、相続による経営の承継と同様に単なる財産としての株式等の贈与ではなく、経営の完全な承継に伴う株式等の贈与について、贈与税の特例措置を講じたものである。

1 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（措法70の7）の概要

後継者である受贈者が、先代経営者から贈与により、都道府県知事の認定を受ける非上場会社の株式等の全部又は一定以上を取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等（一定の部分に限る。）に対応する贈与税の全額について、贈与した先代経営者の死亡の日まで、納税を猶予する（措法70の7①）。

（注）1 この特例を受けるには、取得する株式等の発行会社の要件、後継者である受贈者の要件、先代経営者である贈与者の要件を満たし、贈与税の申告書の提出期限までに一定の担保を提供して、申告をする必要がある。

2 特例の適用を受けた後、特例の適用を受けた非上場株式等の一部を譲渡等するなど、一定の場合には、納税が

猶予されている贈与税の全額又は譲渡等をした部分に対応する部分と利子税を併せて納付する必要がある。

2 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（措法70の7の2）の概要

後継者である相続人等が、被相続人（先代経営者）からの相続又は遺贈により、都道府県知事の認定を受ける非上場会社の株式等を取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等（一定の部分に限る。）に係る課税価格の80%に対応する相続税について、後継者である相続人等の死亡の日まで、納税を猶予する（措法70の7の2①）。

- (注) 1 この特例を受けるには、取得する株式等の発行会社の要件、後継者である相続人等の要件、先代経営者である被相続人の要件を満たし、相続税の申告書の提出期限までに一定の担保を提供して、申告をする必要がある。
- 2 特例の適用を受けた後、特例の適用を受けた非上場株式等の一部を譲渡等するなど、一定の場合には、納税が猶予されている相続税の全額又は譲渡等をした部分に対応する部分と利子税を併せて納付する必要がある。

3 贈与税の納税猶予の特例と相続税の納税猶予の特例との関係

贈与税の納税猶予の特例の適用を受けた非上場株式等で、その贈与者の死亡の日までこの特例の適用を受けていたものについては、納税を猶予されていた贈与税額が免除される。

そして、その非上場株式等は、既に受贈者の財産となっているが、相続税の課税上は、相続人（受贈者）が被相続人（死亡した贈与者）から相続又は遺贈により取得（贈与時の価額により取得）したものとみなされて、相続税の課税対象となる（措法70の7の3）。この場合、相続人（受贈者）は、この非上場株式等について、非上場株式等に対する相続税の納税猶予の特例を受けることができる（措法70の7の4）。

4 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（措法70の7の5）の概要（特例措置）

特例経営承継受贈者が、特例認定贈与承継会社の非上場株式等を有していた特例贈与者（その特例認定贈与承継会社の非上場株式等について既にこの特例の適用に係る贈与をしているものを除く。以下「特例贈与者」という。）からその特例認定贈与承継会社の非上場株式等を贈与（平成30年1月1日から令和9年12月31日までの間の最初のこの特例の適用に係る贈与及びその贈与の日から特例経営贈与承継期間の末日までの間に贈与税の申告書の提出期限が到来する贈与に限る。）により取得した場合において、その贈与が次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ①又は②の贈与であるときは、その特例対象受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、その納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供した場合に限り、その特例贈与者（特例対象受贈非上場株式等が経営承継受贈者又は特例経営承継受贈者である特例贈与者の免除対象贈与（その特例対象受贈非上場株式等について受贈者がこの特例の適用を受ける場合における贈与をいう。）により取得したものである場合における贈与税については、免除対象贈与をした最初の経営承継受贈者又は特例経営承継受贈者にその特例対象受贈非上場株式等の贈与をした者）の死亡の日まで、その納税を猶予する（措法70の7の5①）。

- ① 特例経営承継受贈者が1人である場合

イ又はロに掲げる区分に応じそれぞれイ又はロに定める贈与

イ A≤Bの場合…A以上の数又は金額に相当する非上場株式等の贈与

□ A > B の場合…B の全ての贈与

$$A : \left[\begin{array}{l} \text{贈与の直前における特例認定贈与承継会社の議決権に制限のない発行済株式又は出資の総数又は総額} \end{array} \right] \times \frac{2}{3} - \left[\begin{array}{l} \text{贈与の直前において特例経営承継受贈者が有していたその特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額} \end{array} \right]$$

B : 贈与の直前において特例贈与者が有していた特例

認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額

② 特例経営承継受贈者が 2 人又は 3 人である場合

その贈与後におけるいずれの特例経営承継受贈者の有する当該特例認定承継会社の非上場株式等の数又は金額が特例認定贈与承継会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の 10 分の 1 以上となる贈与であって、かつ、その贈与後におけるいずれの特例経営承継受贈者の有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額がその特例贈与者の有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額を上回る贈与

5 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（措法70の7の6）の概要（特例措置）

特例経営承継相続人等が、特例認定承継会社の代表権を有していた一定の個人（以下「特例被相続人」という。）から相続又は遺贈によりその特例認定承継会社の非上場株式等の取得（平成30年1月1日から令和9年12月31日までの間の最初のこの特例の適用に係る相続又は遺贈による取得及びその取得の日から特例経営承継期間の末日までの間に相続税の申告書の提出期限が到来する相続又は遺贈による取得に限る。）をした場合には、その非上場株式等のうち特例対象非上場株式等に係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、相続税の申告期限までに一定の担保を提供了した場合に限り、その特例経営承継相続人等の死亡の日まで、その納税を猶予する（措法70の7の6①）。

なお、その相続に係る相続税の申告期限までに、共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていない非上場株式等は、この特例の適用を受けることはできない（措法70の7の6⑤）。

6 非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例及び相続税の納税猶予制度の特例（措法70の7の7）の概要

（1）相続税の課税の特例

一般贈与納税制度の贈与者が死亡した場合と同様に、非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度の特例の適用を受ける特例経営承継受贈者に係る特例贈与者が死亡した場合には、その特例贈与者の死亡による相続又は遺贈に係る相続税については、その特例経営承継受贈者がその特例贈与者から相続により非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度の特例の適用に係る特例対象受贈非上場株式等の取得をしたものとみなす。

この場合において、その死亡による相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき特例対象受贈非上場株式等の価額については、その特例贈与者から非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度の特例の適用に係る贈与により取得をした特例対象受贈非上場株式等のその贈与の時における価額を基礎として計算する（措法70の

7の7①)。

(2) 相続税の納税猶予制度の特例

特例経営相続承継受贈者が、上記(1)により特例対象受贈非上場株式等を特例贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた場合には、特例対象相続非上場株式等に係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、相続税の申告期限までに一定の担保を提供した場合に限り、非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例と同様に、その特例経営相続承継受贈者の死亡の日までその納税が猶予される（措法70の7の8①）。

なお、非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例は、相続又は遺贈による取得の期限が定められているが、この特例にはない。

したがって、非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度の特例の適用に係る贈与が期限内にされていれば、非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度の特例の適用に係る特例贈与者の死亡の時期にかかわらず、この特例の適用を受けることができる。

第6節 医療継続に係る納税猶予及び免除の特例

この特例は、地域において必要とされる医療を確保するため、経過措置医療法人（持分の定めのある医療法人）の新医療法人（持分の定めのない医療法人）への移行が促進されるよう、平成26年に設けられたものである。

1 医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除（措法70の7の9）の概要

認定医療法人の持分を有する個人（贈与者）がその持分を放棄したことにより、その持分が他の個人（受贈者）に帰属することとなり、その経済的利益について贈与税が課税される場合には、その年分の贈与税の額のうち、その経済的利益の額に対応する贈与税について、認定移行計画に記載された移行期限（厚生労働大臣の認定の日から5年以内）まで、納税を猶予する（措法70の7の9①）。

なお、相続時精算課税適用者が、相続時精算課税に係る特定贈与者の認定医療法人の持分の放棄をしたことによる経済的利益について、この特例の適用を受ける場合には、この適用を受ける経済的利益については、相続時精算課税は適用できない（措法70の7の9③）。

(注) 1 「認定医療法人」とは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成26年10月1日）から令和8年12月31日までの間に、持分の定めのない医療法人に移行する計画を作成し、その計画について厚生労働大臣の認定を受けた医療法人に限る。

2 この特例を受けるには、贈与税の期限内申告書に、その経済的利益につきこの納税猶予制度の適用を受けようとする旨を記載し、一定の書類を添付し、一定の担保を提供して、申告をする必要がある。

3 この特例の適用を受けた後、認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合など、一定の場合には、納税が猶予されている贈与税の額と利子税を併せて納付する必要がある。

2 医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除（措法70の7の12）の概要

個人（相続人等）が経過措置医療法人の持分を有していた他の個人（被相続人）から相続又は遺贈によりその持分を取得した場合において、その経過措置医療法人が認定医療法人であるときは、相続人等が納付すべき相続税の額うち、その持分の価額に対応する相続税について、認定移行計画に記載された移行期限（厚生労働大臣の認定の日から5年以内）まで、その納税を猶予する（措法70の7の12①）。

（注）1 相続税の申告期限までに相続又は遺贈により取得した経過措置医療法人の持分が分割されていない場合には、この特例の適用を受けることはできない。

2 この特例を受けるには、相続税の期限内申告書に、この納税猶予制度の適用を受けようとする旨を記載し、一

定の書類を添付し、一定の担保を提供して、申告をする必要がある。

3 特例の適用を受けた後、一定の場合には、納税が猶予されている相続税の額と利子税を併せて納付する必要がある。

第7節 特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除の特例

1 制度の趣旨

この特例は、美術品・文化財の次世代への確実な継承と美術館等のコンテンツ充実による観光拠点やインバウンドの促進を実現し、併せて、美術品・文化財の海外流出や散逸を防ぎ、その計画的な保存・活用を促進することを目的として、平成30年度税制改正において設けられたものである。

2 制度の概要

寄託先美術館の設置者と特定美術品の寄託契約を締結し、認定保存活用計画に基づきその特定美術品を寄託先美術館の設置者に寄託していた者からその特定美術品を相続又は遺贈により取得した相続人（以下「寄託相続人」という。）が、その特定美術品の寄託先美術館の設置者への寄託を継続する場合には、寄託相続人が相続税の申告書の提出により納付すべき相続税の額のうち、その特定美術品に係る納税猶予分の相続税額の相当する相続税については、相続税の申告書の提出期限までに納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合に限り、寄託相続人の死亡の日まで、その納税が猶予される（措法70の6の7①）。

（注）1 「寄託先美術館」とは、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設のうち、特定美術品の公開及び保管を行うものをいう。

2 「特定美術品」とは、認定保存活用計画に記載された次に掲げるものをいう。

① 一定の重要文化財

文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財として指定された絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産

② 一定の登録有形文化財

文化財保護法第58条第1項に規定する登録有形文化財（建造物であるものを除く。）のうち世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するもの

3 「認定保存活用計画」とは、文化財の種類に応じて次に掲げるものをいう。

- ① 文化財保護法第53条の2第3項第3号に掲げる事項が記載されている同法第53条の6に規定する認定重要文化財保存活用計画
- ② 文化財保護法第67条の2第3項第2号に掲げる事項が記載されている同法第67条の5に規定する認定登録有形文化財保存活用計画

第8節 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除の特例

この特例は、個人事業者について、高齢化が急速に進展する中で、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保が喫緊の課題となっていることなどを踏まえ、個人事業者の事業承継を促進するため、令和元年度税制改正において設けられたものである。

1 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（措法70の6の8）

特例事業受贈者（贈与の日において18歳（令和4年3月31日までの贈与については、20歳）以上である者に限る。以下同じ。）が、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間に、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その特例事業受贈者が納付すべき贈与税額のうち、贈与により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する贈与税の納税を猶予する（措法70の6の8①）。

(注) 1 「特例事業受贈者」とは、個人事業承継計画に記載された後継者であって、中小企業における経営の円滑化に関する法律の規定による認定を受けた者をいう。

2 「特定事業用資産」とは、贈与者の事業（不動産貸付事業等を除く。）の用に供されていた土地（面積400m²までの部分に限る。）、建物（床面積800m²までの部分に限る。）及び建物以外の減価償却資産（固定資産税又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象となっているものその他これらに準ずるものに限る。）で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているものをいう。

なお、令和3年4月1日以降に贈与により取得する減価償却資産について、贈与者の事業の用に供されていた自家用自動車で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているもの（取得価額500万円以下の部分に対応する部分に限る。）が特定事業用資産に追加された。

3 「個人事業承継計画」とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された特定事業用資産の承継前後の経営見通し等が記載された計画であって、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間に都道府県に提出されたものをいう。

4 特例事業受贈者が、特例受贈事業用資産に係る事業を廃止した場合等には、猶予税額の全額を、また、特定受贈事業用資産の譲渡等をした場合には、その譲渡等をした部分に対応する猶予税額を利子税と併せて納付する必要がある。

5 この特例は、平成31年1月1日以後に贈与により取得する特定事業用資産に係る贈与税について適用する。

2 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の特例（措法 70 の 6 の 10）

特例事業相続人等が、平成 31 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までの間に、相続等により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その特例事業相続人等が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税の納税を猶予する（措法 70 条の 6 の 10①）。

(注) 1 特例事業相続人等が、特定事業用資産に係る事業を廃止した場合等には、猶予税額の全額を、また、特定事業用資産の譲渡等をした場合には、その譲渡等をした部分に対応する猶予税額を利子税と併せて納付する必要がある。

2 この納税猶予の適用を受ける場合には、特定事業用宅地等について小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例を受けることができない。

3 この特例は、平成 31 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する特定事業用資産に係る相続税について適用する。

3 贈与税の納税猶予の特例と相続税の納税猶予の特例との関係

上記 1 の特例の適用を受ける特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した場合には、特例受贈事業用資産（既に納付した猶予税額に対応する部分を除く。）をその贈与者から相続等により取得したものとみなし、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税を計算する。その際、都道府県の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予の適用を受けることができる（措法 70 の 6 の 9①）。

第9章 相続開始の通知及び支払調書の提出

1 相続開始の通知

市町村長その他戸籍に関する事務をつかさどる者は、死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、その届書に記載された事項を、その届書を受理した日の属する月の翌月末日までにその事務所の所在地の所轄税務署長に通知しなければならない（相法58①）。

2 保険金、退職手当金などの支払調書の提出

相続税法の施行地に営業所、事務所その他これらに準ずるもの有する保険会社、退職手当金等の支給者又は信託の受託者は、その月中に支払った一定額以上の生命保険契約の保険金若しくは損害保険契約の死亡保険金若しくは支給した退職手当金等又は信託の効力が生じたことなどについての調書を翌月15日までに、その調書を作成した営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない（相法59①）。

第10章 雜則及び罰則

第1節 贈与税の申告内容の開示

1 制度創設の背景

我が国の相続税は、各相続人等が相続等により取得した財産の合計を一旦法定相続分で分割したものと仮定して相続税の総額を算出し、それを実際の遺産の取得額に応じてあん分するという計算の仕組み（法定相続分課税方式）を探っているため、一人の相続人の相続税額を算出するためには相続人等の全員の遺産の取得額に加えて、相続財産への加算の対象となる贈与財産（相続開始前7年以内の贈与財産及び相続時精算課税制度の対象となった贈与財産）の価額の把握も必要な仕組みとなっている。

このように、他の相続人の贈与財産の価額が分からないと相続税の計算ができないことから、平成15年度の税制改正における相続時精算課税制度の導入を機に、他の相続人等に対して贈与税の申告内容を開示する制度が創設された。

（注）この開示制度においても、贈与の申告が適正に行われていない場合など、必ずしも真実の贈与内容が開示されることは限らないことに留意する必要がある。

2 制度の仕組み（概要）

（1）開示請求者

相続又は遺贈（相続時精算課税の適用を受ける財産に係る贈与を含む。）により財産を取得した者は、他の共同相続人等がある場合には、被相続人に係る相続税の期限内申告書等の提出又は更正の請求に必要となるときに限り、他の共同相続人等がその被相続人から相続開始前7年以内に取得した財産又は相続時精算課税の適用を受けた財産に係る贈与税の申告書に記載された贈与税の課税価格の合計額について、開示の請求をすることができる（相法49①）。

（2）開示の内容

開示の請求があった場合には、税務署長は次に掲げる金額を請求後2月以内に開示しなければならない（相法49③）。

イ 被相続人から贈与により取得した財産で、次に掲げる区分に応じた贈与税の課税価額の合計額

- ① 相続開始前3年以内に取得した加算対象贈与財産 贈与税の申告書に記載された贈与税の課税価格の合計額
- ② ①に掲げる加算対象贈与財産以外の加算対象贈与財産 贈与税の申告書に記載された贈与税の課税価格から100万円を控除した残額

ロ 被相続人から贈与により取得した財産で、相続時精算課税適用財産に係る贈与税の申告書に記載された相続時精算課税に係る基礎控除後の贈与税の課税価格の合計額

【参考法令・通達番号】

相令27、相基通49-1

第2節 罰 則

1 脱税犯

偽りその他不正の行為によって相続税又は贈与税を免れた者は、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又は併科される。

免れた相続税額又は贈与税額が1,000万円を超えるときは、情状により、1,000万円を超えた金額で、その免れた相続税額又は贈与税額に相当する金額以下の罰金とすることができる（相法68①②）。

2 故意の申告書不提出による脱税犯

期限内申告書又は特別縁故者に対して相続財産が分与された場合の修正申告書（相法31②）をその提出期限までに提出しないことにより相続税又は贈与税を免れた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処せられる。

免れた相続税額又は贈与税額が500万円を超えるときは、情状により、500万円を超えた金額で、その免れた相続税額又は贈与税額に相当する金額以下の罰金とすることができる（相法68③④）。

3 無申告犯

① 正当な事由がなくて期限内申告書又は相続税法第31条第2項に規定する修正申告書をその提出期限までに提出しなかった者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。

ただし、情状によっては、その刑を免除することができる（相法69）。

② 正当な理由がなくて租税特別措置法第69条の3第1項若しくは第2項（在外財産等の価額が算定可能となった場合の修正申告等）、同法第70条第6項若しくは第7項（国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等）、同法第70条の2第4項（直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税）、同法第70条の3第4項（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）又は同法第70条の7の14第2項（医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例）の規定による修正申告書又は期限後申告書をこれらの申告書の提出期限までに提出しなかった者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。ただし、情状によっては、その刑が免除されることがある（措法70の13③）。

4 秩序犯

次のいづれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（相法70、通法128二、三）。

① 相続税法第59条に規定する生命保険金及び退職手当金などに関する支払調書を提出せず、又はその調書に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者

② 国税通則法第74条の3の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は当該規定による検査等を拒み、妨げ若しくは忌避した者

③ 国税通則法第74条の3の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

5 両罰規定

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、それぞれの規定による罰金刑が科せられる（相法71）。

- ① 相続税法第68条第1項【脱税犯】
- ② 同法第68条第3項【故意の申告書不提出による脱税犯】
- ③ 同法第69条【無申告犯】
- ④ 同法第70条【秩序犯】

6 秘密漏えいの罰

相続税又は贈与税の調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、その者は2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる（通法127）。

第11章 財産の評価

相続税及び贈与税の課税財産は、相続、遺贈又は贈与により無償で取得した財産であるため、その課税価格の計算に当たっては、取得した財産をいくらに見積もるかという「財産の評価」が必要となる。

相続税法では、財産の評価に関しては、地上権、永小作権、定期金に関する権利等の財産についてその評価方法が規定されているが、その他の財産の評価については、「時価」による（相法22）旨だけが規定され、「時価」の内容は法律の解釈に委ねられている。

第1節 評価の原則

学習のポイント

時価主義とは何か。

1 時価主義とは

財産の評価については、その財産の取得価額による原価主義と、その課税時期における時価による時価主義の二つの方法が考えられる。

相続税法では、時価主義を基本原則としている。

これは、相続税又は贈与税のような財産課税にあっては、相続又は贈与などにより取得した財産を、その取得時の時価により評価することが、納税者の側からみて最も共通的な判断基準として受け入れができるし、評価基準としても最も一般性、普遍性を持つ尺度として考えられることによるものである。

なお、相続税法は、地上権、永小作権などの特定の財産以外の財産については、具体的な評価方法を定めていないので、課税実務上は、「財産評価基本通達」に基づいて評価することとされている。

2 いつの時価か

上記1の時価の算定基準日は、相続、遺贈又は贈与により財産を取得した時点である。

財産を取得した時点とは、原則として、相続又は遺贈の場合は相続の開始の時とされ、贈与の場合は書面によるものはその契約の効力が発生した時、書面によらないものはその履行の時とされている。

財産評価基本通達では、この取得の日を「課税時期」といっている。

3 時価とは

財産評価基本通達では、「時価とは、課税時期において、それぞれの財産の現況に応

じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいう。」としている。

これは、客観的な交換価値を示す価額、すなわち、買い進みや売り急ぎがなかったものとした場合における価額である。

【参考法令・通達番号】

評基通1

第2節 法定評価

相続税法は、第3章に「財産の評価」に関する一章をおき、第22条には「評価の原則」、第23条から第26条までには「法定評価」（地上権、永小作権、定期金に関する権利及び立木の評価方法）について規定している。

1 地上権及び永小作権

地上権（借地借家法に規定する借地権又は区分地上権に該当するものを除く。）及び永小作権の価額は、その残存期間に応じてその目的となっている土地のこれらの権利が設定されていないとした場合の時価に一定の割合を乗じて計算した金額による（相法23）。

(注) 「地上権」とは、他人の土地において工作物又は竹木を所有するためその土地を使用する権利（民法265（地上権の内容））を、「借地権」とは、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権（借地借家法2（定義）一）を、「区分地上権」とは、地下又は空間を目的とする地上権（民法269の2（地下又は空間を目的とする地上権））を、「永小作権」とは、小作料を払い他人の土地において耕作又は牧畜をする権利（民法270（永小作権の内容））を、それぞれいう。

【参考法令・通達番号】

相基通23-1

2 配偶者居住権等

(1) 配偶者居住権（相法23の2①）

建物の時価 - 建物の時価 × (残存耐用年数 - 存続年数) / 残存耐用年数 × 存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

(2) 配偶者居住権が設定された建物（以下「居住建物」という。）の所有権（相法23の2②）

建物の時価 - 配偶者居住権の価額

(3) 配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利（相法23の2③）

土地等の時価 - 土地等の時価 × 存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

(4) 居住建物の敷地の所有権等（相法23の2④）

土地等の時価 - 敷地の利用に関する権利の価額

- (注) 1 「建物の時価」及び「土地等の時価」は、それぞれ配偶者居住権が設定されていないものとした場合の建物の時価又は土地等の時価をいう。
- 2 「残存耐用年数」とは、居住建物の所得税法に基づいて定められている耐用年数（住宅用）に1.5を乗じて計算した年数から居住建物の築後経過年数を控除した年数をいう。
- 3 「存続年数」とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める年数をいう。
- (1) 配偶者居住権の存続期間の配偶者の終身の間である場合
配偶者の平均余命年数
 - (2) (1)以外の場合
遺産分割協議等により定められた配偶者居住権の存続期間の年数（配偶者の平均余命年数を上限とする。）

3 定期金に関する権利

定期金に関する権利とは、契約によりある期間定期的に金銭その他の給付を受けることを目的とする債権であり、その価額は、その権利を取得した時において、その給付事由が発生しているかどうかに応じて、次のとおり区分して評価する。

- (1) 給付事由が発生している定期金に関する権利については、①解約返戻金相当額、②定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合における当該一時金相当額、③予定利率等を基に計算した金額のうち、いずれか多い金額により評価する（相法24）。
- (2) 給付事由が発生していない定期金に関する権利については、原則として、解約返戻金相当額により評価する（相法25）。

【参考法令・通達番号】

相基通24-1～24-4、25-1、評基通200～200-6

4 立木の評価についての特例

相続又は遺贈（包括受遺者及び被相続人からの相続人に対する遺贈に限る。）により取得した立木は、立木の時価の85%相当額により評価する（相法26）。

【参考法令・通達番号】

相基通26-1

第3節 時価評価の取扱い

相続税及び贈与税の課税対象となる財産は、土地、家屋などの不動産をはじめとして、動産、有価証券など多種多様であり、これら各種の財産の時価を的確に把握することは必ずしも容易なことではない。

財産を評価した価額が適正であるかどうかは、相続税又は贈与税の負担に直接影響するため、その課税上極めて重要なことである。

このようなことから、国税庁は、財産の評価方法について定めた財産評価基本通達を基に、毎年、基準となる土地の価額（路線価）などの財産評価基準を定めて、全国統一的な取扱いをしている。

1 基本的な考え方

財産評価基本通達においては、相続税法第22条に規定する時価とは、課税時期における財産の状況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいうものとし、その価額は、この通達の定めによって評価した価額による旨を定めている。

それぞれの評価方法について採用している共通原則のうち、主なものは次のとおりである。

(1) 個別評価の原則

財産の価額は、個々の評価単位ごとに評価し、その評価額の合計額をもってその財産の価額とすることを原則とする。

(2) 客観的な各種影響の加味

財産の価額は、それぞれの財産の現況に応じて評価した価額によるが、その評価に当たっては、その財産の価額に影響を及ぼすべき全ての事情を考慮する。

(3) 共有財産の持分

共有財産の持分の価額は、その財産の価額をその共有者の持分に応じてあん分した価額によって評価する。

(4) 区分所有されている財産

区分所有されている財産の各部分の価額は、その財産の価額を基とし、各部分の使用収益などの状況を勘案して計算した各部分に対応する価額により評価する。

(5) 元物と果実

天然果実の価額は、元物の価額に含めて評価し、法定果実の価額は、元物とは別に評価することを原則とする。

(6) 邦貨換算

外貨建てによる財産及び国外にある財産の邦貨換算（円換算）は、納税者の取引金融機関が公表する課税時期における最終の為替相場によることを原則とする。

(7) 基準年利率

財産の評価において適用する年利率は、年数又は期間に応じ、日本証券業協会において売買参考統計値が公表される利付国債に係る複利利回りを基に計算した年利率（基準年利率）による。

その基準年利率の具体的な数値は、短期（3年未満）、中期（3年以上7年未満）及び長期（7年以上）に区分し、四半期ごとに3月分をまとめて個別通達により定めている。

(8) 国外にある財産

国外にある財産の価額についても、財産評価基本通達に定める評価方法により評価する。

【参考法令・通達番号】

評基通1～4、4-3、4-4、5-2

2 主な評価方法

評価方法は、課税財産の全てに共通する同一の評価方法によるものではなく、種類の異なるそれぞれの財産に即した評価方法を採用することとし、財産評価基本通達で採用している評価方法とこれらの評価方法を適用する主な財産の種類を掲げると次表のとおりである。

○ 評価通達において採用している主な評価方法と適用する主な財産の概要

評価方法の種類		左の評価方法により評価する主な財産
1 売買実例価額による方法	(1) 同種の財産の売買実例価額を直接時価とする方法	上場株式、気配相場のある株式、証券投資信託の受益証券等
	(2) 類似財産の売買実例価額を基として評価する方法	路線価方式又は倍率方式により評価する宅地、標準伐期にある立木、血統書付牛馬、書画骨とう等
	ロ 類似財産の売買実例価額に比準して評価する方法	類似業種比準方式により評価する大会社の株式
2 調達価額又は取得価額による方法		一般動産、船舶、庭園設備等
3 再建築価額等を基とする方法		構築物、一般動産等
4 販売価額を基礎とする方法		商品、製品、半製品等
5 仕入価額を基礎とする方法		原材料、半製品、仕掛品等
6 投下資本を基とする方法		建築中の家屋、造成中の宅地、幼齢樹、樹齢1年以下の立木等
7 複利現価による方法		特許権、実用新案権、意匠権、商標権等
8 複利年金現価による方法		観覧用の鉱泉地、壯年期の成熟樹、鉱業権、租鉱権、営業権、著作権等
9 収益(配当)還元による方法		同族株主以外の株主等が取得した株式
10 その他の方法		預貯金、貸付金、受取手形等

3 土地及び土地の上に存する権利

土地の価額は、宅地、田、畠、山林、原野、牧場、池沼、鉱泉地及び雑種地の地目の別に評価する。

この場合の地目は、課税時期における現況により判定する。

また、土地の上に存する権利の価額は、地上権（借地借家法に規定する借地権及び区分地上権に該当するものを除く。）、区分地上権、永小作権、区分地上権に準ずる地役権、借地権（定期借地権等を除く。）、定期借地権等、耕作権（永小作権に該当するものを除く。）、温泉権（引湯権を含む。）、賃借権（借地権、定期借地権等、耕作権及び温泉権に該当するものを除く。）及び占用権の別に評価する。

宅地の価額については、次により、評価単位ごとに、財産評価基準書に定められた評価方式（路線価方式又は倍率方式）によって評価する。

【参考法令・通達番号】

評基通7、9、11

(1) 宅地の評価単位

宅地は、1画地の宅地（利用の単位となっている1区画の宅地をいう。）を評価単位とする。

この1画地の宅地は、必ずしも不動産登記法上の1筆の宅地からなるとは限らず、2筆以上の宅地からなる場合もあり、1筆の宅地が2画地以上の宅地として利用されている場合もあることに留意する（評基通7-2(注)1）。

なお、相続、遺贈又は贈与により取得した土地等の評価単位については、原則としてその取得し

た土地等ごとに判定する。

(注) 「1画地の宅地」の判定は、原則として、①宅地の所有者による自由な使用収益を制約する他者の権利（原則として使用貸借による使用借権を除く。）の存在の有無により区分し、②他者の権利が存在する場合には、その権利の種類及び権利者の異なるごとに区分する。

【参考】 不合理分割

贈与、遺産分割等による宅地の分割が親族間等で行われた場合において、例えば、分割後の画地が宅地として通常の用途に供することができないなど、その分割が著しく不合理であると認められるときは、その分割前の画地を「1画地の宅地」とする（評基通7-2(1)(注)）。

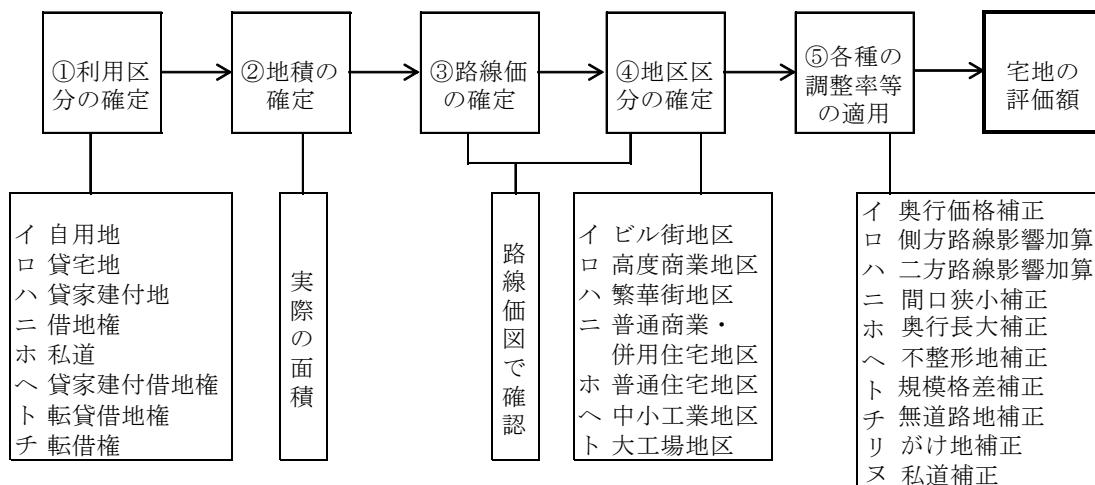
(2) 路線価方式

路線価方式とは、宅地の面する路線に付された路線価（1m²当たりの価額）を基とし、その宅地の奥行距離等に応じた奥行価格補正、側方路線影響加算などの画地調整をした価額によって評価する方式である。

評価の基となる「路線価」は、国税局長が毎年定め、財産評価基準書の路線価図として、インターネット等により公開しており、その路線価図の中で、宅地の価額がおおむね同一と認められる一連の宅地が面している路線（不特定多数の者の通行の用に供されている道路をいう。）ごとに設定されている。

また、奥行価格補正などの画地調整に必要な奥行価格補正率等は、財産評価基本通達に定められている。

路線価方式による評価手順を図示すると、次のとおりである。



【参考法令・通達番号】

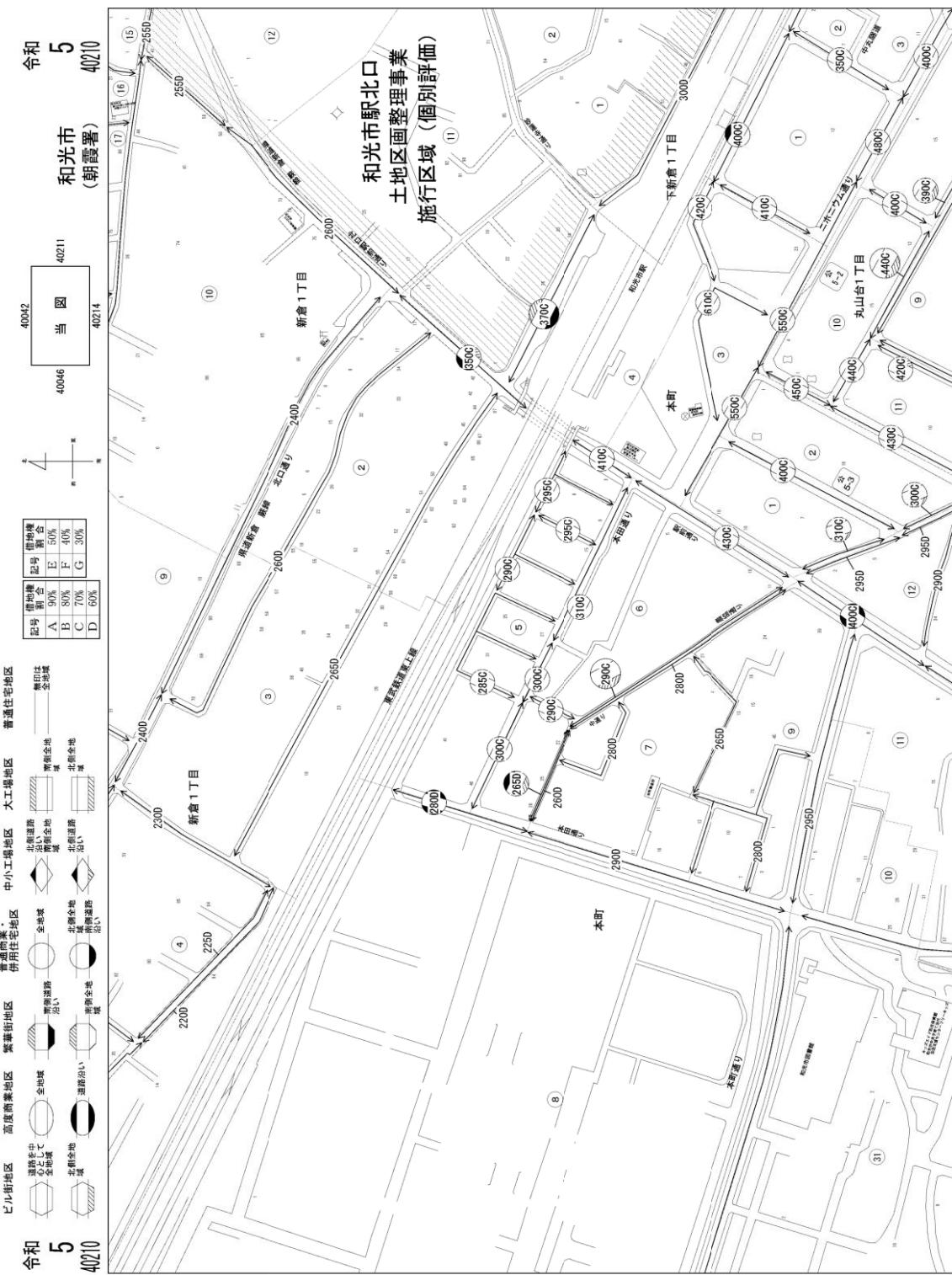
評基通13~20-7

財産評価基準書（路線価図）

地 区	表 示 方 法
ビル街地区	
高度商業地区	
繁華街地区	
普通商業・併用住宅地区	
普通住宅地区	
中小工場地区	
大工場地区	

地 区	表 示 方 法
道路を中心として全地域	
道路を中心として斜線のない側全地域	
道路沿いのみの地域	
道路を中心として黒塗り側の道路沿いと反対側全地域	
道路を中心として黒塗り側の道路沿いのみの地域	

記 号	A	B	C	D	E	F	G
借地権割合	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%



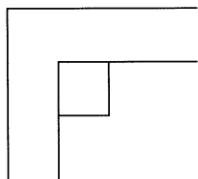
奥行価格補正率表

地区区分 奥行距離 (メートル)	ビル街 地 区	高度商業 地 区	繁華街 地 区	普通商業・ 併用住宅 地 区	普通住 宅 区	中小工場 地 区	大工場 地 区	
4未満	0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85	
4以上 6未満		0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90	
6〃 8〃	0.84	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	0.93	
8〃 10〃	0.88	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	0.95	
10〃 12〃	0.90	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96	
12〃 14〃	0.91	0.99	0.97	0.97				
14〃 16〃	0.92	1.00	1.00	1.00		0.98	0.98	
16〃 20〃	0.93					0.99	0.99	
20〃 24〃	0.94	1.00	0.98	0.97		1.00	1.00	
24〃 28〃	0.95							
28〃 32〃	0.96	1.00	0.98	0.95		1.00	1.00	
32〃 36〃	0.97							
36〃 40〃	0.98	1.00	0.98	0.95		1.00	1.00	
40〃 44〃	0.99							
44〃 48〃	1.00	0.90	0.91	0.90	1.00	1.00	1.00	
48〃 52〃		0.99	0.88	0.89				
52〃 56〃	1.00	0.98	0.87	0.88	0.83	0.96	0.96	
56〃 60〃		0.97	0.86	0.87				
60〃 64〃	1.00	0.96	0.85	0.86	0.86	0.99	1.00	
64〃 68〃		0.95	0.84	0.85	0.85	0.98		
68〃 72〃	1.00	0.94	0.83	0.84	0.84	0.97	0.96	
72〃 76〃		0.93	0.82	0.83	0.82	0.93		
76〃 80〃	1.00	0.92	0.81	0.82		0.90		
80〃 84〃		0.90	0.88	0.81	0.82		0.93	
84〃 88〃	0.80	0.88		0.80			0.90	
88〃 92〃		0.86						
92〃 96〃	0.99	0.84	0.80	0.80	0.81	0.90	0.90	
96〃 100〃	0.97	0.82						
100〃	0.95	0.80			0.80			

側方路線影響加算率表

地 区 区 分	加 算 率	
	角地の場合	準角地の場合
ビル街地区	0.07	0.03
高度商業地区 繁華街地区	0.10	0.05
普通商業・併用住宅地区	0.08	0.04
普通住宅地区 中小工場地区	0.03	0.02
大工場地区	0.02	0.01

(注) 準角地とは、次図のように一系統の路線の屈折部の内側に位置するものをいう。

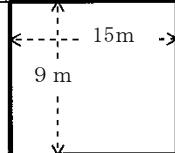


二方路線影響加算率表

地 区 区 分	加 算 率
ビル街地区	0.03
高度商業地区 繁華街地区	0.07
普通商業・併用住宅地区	0.05
普通住宅地区 中小工場地区	0.02
大工場地区	

【設例1】一方のみが路線に面する場合の宅地の評価

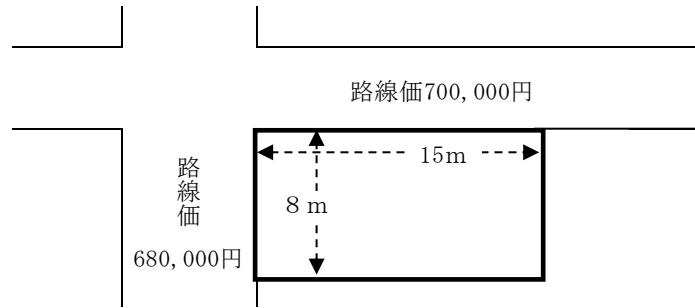
普通住宅地区における計算例

路線価 500,000円	(路線価)	(奥行 9 m に応ずる 奥行価格補正率(注))	(面積)
	500,000円	×	0.97 × 135m²
(評価額)			= 65,475,000円

(注) 奥行価格補正率は、財産評価基本通達の付表で定められている。

【設例2】二方が路線に面する場合の宅地の評価

いずれの路線も普通商業・併用住宅地区における計算例



1 正面路線の判定

$$700,000 \times 0.97 = 679,000 < 680,000 \times 1.00 = 680,000$$

∴ 680,000円の路線が正面路線

【参考】

正面路線は、「路線価×奥行価格補正率」の高い方の路線をいう（評基通16(1)）。

2 宅地の評価額

(正面路線価)

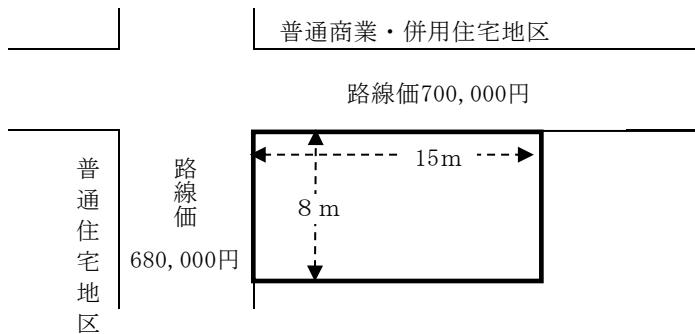
$$680,000 \times 1.00 + 700,000 \times 0.97 \times$$

(側方路線影響加算率) (1 m²当たりの価額)

$$0.08 = 734,320 \text{円}$$

$$@ 734,320 \times 120 \text{m}^2 = 88,118,400 \text{円}$$

【設例3】 地区の異なる2以上の路線に接する宅地の評価



1 正面路線の判定

$$700,000 \text{ 円} \times 0.97 = 679,000 \text{ 円} < 680,000 \times 1.00 = 680,000 \text{ 円}$$

∴ 680,000円の路線が正面路線

【参考1】

正面路線は、「路線価×奥行価格補正率」の高い方の路線をいう（評基通16(1)）。

2 宅地の評価額

(正面路線価)

$$680,000 \text{ 円} \times 1.00 + 700,000 \text{ 円} \times 0.97 \times$$

(側方路線影響加算率) (1 m²当たりの価額)

$$0.03 = 700,370 \text{ 円}$$

$$@ 700,370 \text{ 円} \times 120 \text{ m}^2 = 84,044,400 \text{ 円}$$

【参考2】

各種の調整率は、正面路線の地区的率を適用する。

(3) 倍率方式

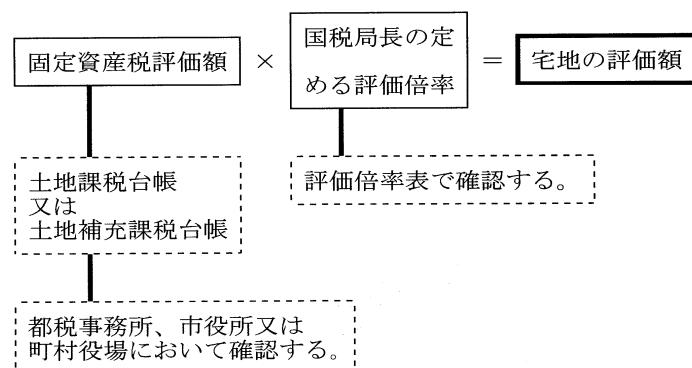
倍率方式は、評価する宅地の固定資産税評価額に一定の倍率を乗じて計算した金額によって評価する方式である。

この「固定資産税評価額」とは、地方税法第381条（固定資産課税台帳の登録事項）の規定により、土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録された基準年度の価格又は比準価格をいう。

また、「倍率」は、国税局長が、毎年、地価事情の類似する地域ごとに定め、財産評価基準書の倍率表として、インターネット等により公開している。

路線価方式によって評価することとしている地域内にある宅地以外の宅地は、全てこの方式によって評価する。

倍率方式による評価手順を図示すると、次のとおりである。



【参考法令・通達番号】

評基通21、21-2

(4) 貸宅地

宅地の上に存する権利の目的となっている宅地の評価は、原則として当該各権利の価額を控除した金額によって評価する（評基通25）。

財産評価基準書（倍率表）

令和 5年分

倍 率 表

1頁

順位	市区町村名：和光市 町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	朝霞税務署						
				固定資産税評価額に乘ずる倍率等						
				宅地	田	畠	山林	原野	牧場	池沼
し	下新倉	全域	% 50	1.1	中 68	中 77	中 135	—	—	—
	下新倉 1～2 丁目	和光市駅北口土地区画整理事業施行区域内	個別	個別	個別	個別	—	—	—	—
		市街化区域	—	路線	比準	比準	比準	—	—	—
	下新倉 3～4 丁目	全域	—	路線	比準	比準	比準	—	—	—
	下新倉 5 丁目 ※	市街化区域	—	路線	比準	比準	比準	—	—	—
		市街化調整区域								
		1 主要地方道和光インター線沿	50	1.1	—中 115	—	—	—	—	—
		2 上記以外の地域	50	1.1	—中 108	—	—	—	—	—
	下新倉 6 丁目 ※	市街化調整区域								
		1 主要地方道和光インター線沿	50	1.1	—中 115	—	—	—	—	—
		2 上記以外の地域	50	1.1	中 69	中 92	—中 0.4	—	—	—
	白子 1～2 丁目	全域	—	路線	比準	比準	比準	—	—	—
	白子 3 丁目	和光市白子三丁目中央土地区画整理事業施行区域内	個別	個別	個別	個別	—	—	—	—
		市街化区域	—	路線	比準	比準	比準	—	—	—
	白子 4 丁目	全域	—	路線	比準	比準	比準	—	—	—
す	諫訪	全域	—	路線	比準	比準	比準	—	—	—
	諫訪原団地	全域	—	路線	比準	比準	比準	—	—	—
ち	中央 1～2 丁目	全域	—	路線	比準	比準	比準	—	—	—
に	新倉	全域	% 50	1.1	中 58	中 77	中 135	—	—	—
	新倉 1 丁目	和光市駅北口土地区画整理事業施行区域内	個別	個別	個別	個別	—	—	—	—
		市街化区域	—	路線	比準	比準	比準	—	—	—
	新倉 2 丁目	全域	—	路線	比準	比準	比準	—	—	—
	新倉 3 丁目 ※	市街化区域	—	路線	比準	比準	比準	—	—	—
		市街化調整区域								
		1 主要地方道和光インター線沿	50	1.1	—中 117	—	—	—	—	—
		2 上記以外の地域	50	1.1	—中 109	—	—	—	—	—
	新倉 4 丁目 ※	市街化区域	60	1.1	比準	比準	比準	—	—	—
		市街化調整区域								

※ この大字内の一帯の地域については市街化区域への編入が予定されています。原則として、編入後は倍率等が異なることとなりますので、詳細につきましては税務署までご照会ください。

【参考】土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）				局(所)署	年分	ページ
(住居表示)	(所在地番号)	住所 (所在地) 所有者 氏名 (法人名)	使用者 氏名 (法人名)			
所在地番号						(平成三十一年一月分以降用)
地目	地積	路線価				
宅地 山林 田畠 雜種地 畑 ()	m ²	正面 m 円	側方 m 円	側方 m 円	裏面 m 円	地形図及び参考事項
間口距離	m 利用区分	自用地 貸家地 貸家建付地 転貸借地 借地権	私道 貸家建付地 転貸借地 借地権	地区 高度商業地区 繁華街地区 普通商業・併用住宅地区	ビル街地区 中小工場地区 大工場地区	普通住宅地区
奥行距離	m 利用区分	借地権		分	普通商業・併用住宅地区	
自用地	1 一路線に面する宅地 (正面路線価)	(奥行価格補正率)				(1 m ² 当たりの価額) 円 A
	円 × .					
	2 二路線に面する宅地 (A)	【側方・裏面 路線価】	(奥行価格補正率)	【側方・二方 路線影響加算率】		(1 m ² 当たりの価額) 円 B
	円 + (.)	円 × .	×	0.)		
	3 三路線に面する宅地 (B)	【側方・裏面 路線価】	(奥行価格補正率)	【側方・二方 路線影響加算率】		(1 m ² 当たりの価額) 円 C
	円 + (.)	円 × .	×	0.)		
	4 四路線に面する宅地 (C)	【側方・裏面 路線価】	(奥行価格補正率)	【側方・二方 路線影響加算率】		(1 m ² 当たりの価額) 円 D
	円 + (.)	円 × .	×	0.)		
	5-1 間口が狭小な宅地等 (AからDまでのうち該当するもの)	(間口狭小補正率)	(奥行長大補正率)			(1 m ² 当たりの価額) 円 E
	円 × (.)					
5-2 不整形地 (AからDまでのうち該当するもの)	不整形地補正率※				(1 m ² 当たりの価額) 円 F	
円 × 0.						
※不整形地補正率の計算 (想定整形地の間口距離) (想定整形地の奥行距離) (想定整形地の地積)						
m × (想定整形地の地積) m = m ²						
(想定整形地の地積) (不整形地の地積) (想定整形地の地積) (かげ地割合)	m ² - m ² ÷ m ² = %					
1 ト ル 当たり	(不整形地補正率表の補正率) (間口狭小補正率) (小数点以下2位未満切捨て) (不整形地補正率) [(①、②のいずれか低い)]	0. × . = 0. ①	0. ② } [(①、②のいずれか低い)]	0. 率、0.6を下限とする。]		
6 地積規模の大きな宅地 (AからFまでのうち該当するもの)	規模格差補正率※				(1 m ² 当たりの価額) 円 G	
円 × 0.						
※規模格差補正率の計算 (地積 (Ⓐ)) (Ⓑ) (Ⓒ) (地積 (Ⓐ)) (小数点以下2位未満切捨て)	{ (m ² × +) ÷ m ² } × 0.8 = 0.					
7 無道路地 (F又はGのうち該当するもの)	(※)				(1 m ² 当たりの価額) 円 H	
円 × (1 - 0.)						
※割合の計算 (0.4を上限とする。) (正面路線価) (通路部分の地積) (F又はGのうち) (該当するもの) (評価対象地の地積)	(F 又は G のうち) (該当するもの) (評価対象地の地積)					
円 × m ²) ÷ (円 × m ²) = 0.						
8-1 がけ地等を有する宅地 (△からHまでのうち該当するもの)	〔 南、東、西、北 〕 (△からHまでのうち該当するもの) がけ地補正率				(1 m ² 当たりの価額) 円 I	
円 × 0.						
8-2 土砂災害特別警戒区域内にある宅地 (△からHまでのうち該当するもの)	特別警戒区域補正率※				(1 m ² 当たりの価額) 円 J	
円 × 0.						
※がけ地補正率の適用がある場合の特別警戒区域補正率の計算 (0.5を下限とする。) 〔 南、東、西、北 〕 (特別警戒区域補正率表の補正率) (がけ地補正率) (小数点以下2位未満切捨て)	0. × 0. = 0.					
9 容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地 (AからJまでのうち該当するもの)	(控除割合 (小数点以下3位未満四捨五入))				(1 m ² 当たりの価額) 円 K	
円 × (1 - 0.)						
10 私道 (AからKまでのうち該当するもの)					(1 m ² 当たりの価額) 円 L	
円 × 0.3						
自評価 用地の額	自用地 1平方メートル当たりの価額 (△からLまでのうちの該当記号)	地積	総額 (自用地 1 m ² 当たりの価額) × (地積)		円 M	
()	円	m ²				

(注) 1 5-1の「間口が狭小な宅地等」と5-2の「不整形地」は重複して適用できません。

2 5-2の「不整形地」の「AからDまでのうち該当するもの」欄の価額について、AからDまでの欄で計算できない場合には、(第2表)の「備考」欄等で計算してください。

3 「がけ地等を有する宅地」であり、かつ、「土砂災害特別警戒区域内にある宅地」である場合については、8-1の「がけ地等を有する宅地」欄ではなく、8-2の「土砂災害特別警戒区域内にある宅地」欄で計算してください。

(資4-25-1-A4統一)

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第2表）

セットバックを必要とする宅地の評価額	(自用地の評価額) 円 - $\left(\text{円} \times \frac{\text{（該当地積)}}{\text{（総地積)}} \times 0.7 \right)$	(自用地の評価額) 円 N	(平成三十一年一月分以降用)
都市計画道路予定地の区域内にある宅地の評価額	(自用地の評価額) 円 × 0.	(自用地の評価額) 円 O	
大規模工場用地等額	○ 大規模工場用地等 (正面路線価) 円 × (地積) $\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2} \times$ (地積が20万m ² 以上の場合は0.95)	円 P	
	○ ゴルフ場用地等 (宅地とした場合の価額) (地積) $\left(\frac{1\text{m}^2\text{当たり}}{\text{の造成費}} \right)$ (地積) (円 × $\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2} \times 0.6$) - (円 × $\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$)	円 Q	
総額にによる計算による権利額	利用区分	算式	総額
	貸宅地	(自用地の評価額) (借地権割合) 円 × (1 - 0.)	円 R
	貸家建付地	(自用地の評価額又はT) (借地権割合) (借家権割合) (賃貸割合) 円 × (1 - 0. × 0. × $\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$)	円 S
	（目的的いとる権な土のつ地）	(自用地の評価額) (割合) 円 × (1 - 0.)	円 T
	借地権	(自用地の評価額) (借地権割合) 円 × 0.	円 U
	貸借家地建付権	(U, ABのうちの該当記号) (借家権割合) (賃貸割合) () 円 × (1 - 0. × $\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$)	円 V
	転貸借地権	(U, ABのうちの該当記号) (借地権割合) () 円 × (1 - 0.)	円 W
	転借権	(U, V, ABのうちの該当記号) (借地権割合) () 円 × 0.	円 X
	借有する家の権利	(U, X, ABのうちの該当記号) (借家権割合) (賃借割合) () 円 × 0. × $\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$	円 Y
	（権）	(自用地の評価額) (割合) 円 × 0.	円 Z
備考	権する地が場競合の	(R, Tのうちの該当記号) (割合) 円 × (1 - 0.)	円 AA
	他競合の権利と場	(U, Zのうちの該当記号) (割合) () 円 × (1 - 0.)	円 AB

(注) 区分地上権と区分地上権に準ずる地役権とが競合する場合については、備考欄等で計算してください。

(資4-25-2-A4統一)

4 家屋

家屋の価額は、1棟の家屋ごとに、その家屋の固定資産税評価額により評価する。

(1) 自用家屋

自用家屋の価額は、財産評価基本通達において、固定資産税評価額に倍率を乗じて計算した金額により評価するとされているが、この倍率は、「1.0」とされている。

【参考法令・通達番号】

評基通88、89、別表1「耕作権割合等一覧表」

(2) 貸家

貸家の価額は、次の算式により計算した価額によって評価する。

$$\text{自用家屋の価額 (A)} - A \times \text{借家権割合} \times \text{賃貸割合}$$

(注) 1 「自用家屋の価額」とは、前記(1)の定めにより評価した家屋の価額をいう。

2 「賃貸割合」は、その家屋に係る各独立部分（構造上区分された数個の部分の各部分をいう。以下同じ。）がある場合に、その各独立部分の賃貸の状況に基づいて、次の算式により計算した割合による。

$$\frac{\text{Aのうち賃貸している各独立部分の床面積の合計}}{\text{当該家屋の各独立部分の床面積の合計 (A)}}$$

3 借家権割合は、平成18年分からは全地域において30%とされている。

【参考法令・通達番号】

評基通93、94

5 株式及び株式に関する権利

株式の価額は、上場株式、気配相場等のある株式及び取引相場のない株式の別に、また、株式に関する権利の価額は、株式の割当てを受ける権利、株主となる権利、株式無償交付期待権、配当期待権及びストックオプションの別に、それぞれの銘柄の異なるごとに、1株又は1個ごとに評価する。

【参考法令・通達番号】

評基通168

主なものは、次のとおりである。

(1) 上場株式

上場株式は、市場で毎日取引が行われ、その取引価格がそのまま時価を示しているといえることから、上場株式の価額は、その株式が上場されている金融商品取引所の公表する次の①の価額によって評価する。ただし、①の価額が、②～④のうち最も低い価額を超える場合には、その最も低い価額によって評価する。

- ① 課税時期の最終価格
- ② 課税時期の属する月の毎日の最終価格の月平均額

- ③ 課税時期の属する月の前月の毎日の最終価格の月平均額
 - ④ 課税時期の属する月の前々月の毎日の最終価格の月平均額
- この場合において、その株式が2以上の金融商品取引所に上場されているときは、納税義務者が選択した金融商品取引所の公表する額により評価する。
- なお、負担付贈与又は個人間の対価を伴う取引により取得した上場株式の価額は、その株式が上場されている金融商品取引所の公表する課税時期の最終価格によって評価することとしている。

(注) 1 **上場株式**とは、金融商品取引所（金融商品取引法2^⑯）に上場されている会社の株式をいう。

2 **最終価格**とは、いわゆる終値のことをいう。

【参考法令・通達番号】

評基通169～172

(2) 取引相場のない株式

取引相場のない株式には、金融商品取引所における市場取引や証券会社の店頭取引で成立するような取引価格というものがない。仮に、取引事例があったとしても、それは通常、特定の当事者間の取引で成立した価格あるいは特別の事情の下で成立した価格であって、その価格を相続税法第22条に規定する時価すなわち客観的な交換価値として株式の評価に採用することは適当ではないといえる。

また、取引相場のない株式を発行している会社の事業規模は大小様々であり、またその株主構成も様々で株主相互間の実質的な会社支配力にも大きな差があることから、その株式の評価に当たっては、それぞれの会社の規模等の実態に応じて評価する必要がある。

そこで、財産評価基本通達では、取引相場のない株式の価額を客観的・合理的に、かつ、その実態に即して評価することができるようにするため、その評価する株式の発行会社（評価会社）の規模に応じて、大会社、中会社、小会社に区分し、その規模区分に従いそれぞれの会社に適用すべき原則的な評価方式（原則的評価方式）を定めるとともに、その例外として、少数株主など会社支配権のない株主の取得した株式についての特例的な評価方式（特例的評価方式）を併せて定めている。

(表) 会社規模による評価方式の区分

評価方式 会社規模	原 則 的 評 価 方 式	特例的評価方式
大 会 社	類似業種比準方式 (純資産価額方式の選択可)	
中 会 社	類似業種比準方式と純資産価額方式 との併用方式 (類似業種比準価額について純資産 価額を選択可)	配当還元方式
小 会 社	純資産価額方式 (中会社と同じ併用方式選択可)	

(注) 1 類似業種比準方式とは、類似業種（評価会社の事業内容と類似する業種の上場会社）の株価を基として、評価会社と類似業種の1株当たりの配当金額、利益金額及び純資産価額の3要素を比較して求めた比準割合を乗じ、その70%^(注)相当額によって評価する方式をいう。

(注) 中会社を評価する場合は60%、小会社を評価する場合は50%とする。

2 純資産価額方式とは、「課税時期における評価会社の各資産の相続税評価額の合計額」から、「課税時期における評価会社の各負債の金額の合計額」及び「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」を控除した金額を、「課税時期における評価会社の発行済株式数」で除して求めた金額により評価する方式をいう。

3 配当還元方式とは、その評価会社の株式を所有することによって受ける利益、すなわち配当金額を、一定の利率で還元して元本である株式の価額を求めようとする方式である。

【参考法令・通達番号】

評基通179～183－2、185～186－3、188、188－2

[参考]

民法の相続制度の概要

～相続税法を理解するために～

第1章 相 繙

1 相続の意義

「相続」とは、個人が死亡した場合に、その者の有していた財産上の権利義務をその者の配偶者や子など一定の身分関係にある者に承継させる制度のことをいう。この場合、財産上の権利義務を承継される者を「被相続人」といい、これを承継する者を「相続人」という。したがって、相続とは被相続人から相続人に対する財産上の権利義務の承継ということになる。

2 相続の開始

相続は、死亡によって開始する（民法882（相続開始の原因））。つまり、被相続人の死亡という事実があれば当然に開始し、被相続人の死亡を相続人が知っていたかどうかを問わず、相続人は被相続人の財産上の権利義務を当然に承継することとなる。

この死亡には、自然の死亡だけでなく、「失踪宣告」の制度による擬制死亡も含まれる。

[失踪宣告]

失踪宣告とは、生死不明の者に対して法律上死亡したものとみなす効果を生じさせる制度である。

失踪には、普通失踪と危難失踪の2種類あり、普通失踪の場合には不在者の生死が7年間不明のときに、また、危難失踪（特別失踪）の場合には戦争、船舶の沈没、震災などの死亡の原因となる危難に遭遇した者の生死がその危難が去った後1年間不明のときに、家庭裁判所は利害関係人の請求により失踪の宣告をすることができる（民法30（失踪の宣告））。

失踪の宣告を受けた者は、普通失踪の場合には失踪期間満了時に、危難失踪の場合には危難が去った時に、それぞれ死亡したものとみなされる（民法31（失踪の宣告の効力））。

なお、失踪宣告を受けた者の生存が判明した場合には、家庭裁判所は失踪者本人又は利害関係人の請求により失踪宣告を取り消すこととなる（民法32（失踪の宣告の取消し））。

失踪の種類	失踪期間	死亡の時期
普通失踪	不在者の生死が7年間不明であること	7年間が満了した時
危難失踪 (特別失踪)	戦争、船舶の沈没、震災などの死亡の原因となる危難に遭遇した者の生死が、その危難が去った後1年間不明であること	危難が去った時

3 相続の効果

相続の開始により、相続人は、相続開始の時から、被相続人の一身に専属したものを除き、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する（民法896（相続の一般的効力））。

この場合の「権利」とは一般的に「財産」と、また、「義務」とは「債務」と考えられている。つまり、相続によって被相続人から相続人に承継されるものには、積極的な財産（プラスの財産）のみならず、消極的な財産（マイナスの財産）も含まれる。

「一身に専属したもの（被相続人の一身専属権）」とは、その権利が専ら特定人の一身に属し、他人が取得したり、他人に移転できないものをいう。例えば、相続による譲渡禁止特約のあるゴルフ会員権、身元保証人の義務、税理士資格、年金受給権などが考えられる。

4 相続開始の場所

相続は、被相続人の住所において開始する（民法883（相続開始の場所））。

この被相続人の住所により、相続に関する訴訟、審判事件等の管轄が確定される。

（注） 相続税の納税地

相続税法では相続税の申告書の提出先は、納税地の所轄税務署長とされている（相法27）。

この場合の納税地は、相続又は遺贈によって財産を取得した者の住所地であるが（相法62①）、当分の間、被相続人の死亡の時における住所地とされている（昭和25年法附則3）。

したがって、相続人の住所地が北海道や大阪であっても、被相続人の死亡時の住所地が東京であれば、相続人全員が東京の被相続人のその住所地を所轄する税務署長に相続税の申告書を提出することになる。

第2章 相続人と相続人の順位

1 相続人の範囲と順位

相続人となり得る者は、被相続人の①子（又はその代襲者）、②直系尊属（父母、祖父母など）、③兄弟姉妹（又はその代襲者）並びに④配偶者（法律上婚姻関係にある者で、内縁関係を含まない。）である。

これらの者のうち、相続開始時において生存していた者が複数あるときは、一定の順位により相続人となり、同順位の相続人が複数ある場合には、それらの複数の相続人が共同で相続することになる。

なお、これらの者は、戸籍に基づいて判断し、相続を放棄した者、相続の欠格に該当する者及び推定相続人の廃除となる者は除かれる。

相続人の順位は、次の表のとおりで、被相続人の配偶者は、常に相続人となる（民法887条（子及びその代襲者等の相続権）、889条（直系尊属及び兄弟姉妹の相続権）、890条（配偶者の相続権））。

順位	相続人	相続人・代襲相続人の範囲等
第一順位	子と配偶者	<ul style="list-style-type: none"> 子は、実子であるか養子であるか、また、「嫡出子」であるか「非嫡出子」であるかを問わない。 子が相続開始以前に死亡しているときや相続欠格又は廃除により相続権を失っているときは、その者の子・孫等が代襲して相続人となる。 配偶者の連れ子を相続人とするには養子縁組が必要である。
第二順位	直系尊属と配偶者	<ul style="list-style-type: none"> 直系尊属の中に親等の異なる者がいるときは、その親等の近い者が相続人となる（例えば、父母と祖父母がいる場合には、父母が優先して相続人となる。）。 実父母と養父母とは同順位で相続人となる。 (直系尊属とは父母、祖父母、曾祖父母などであるが、姻族を含まない。)
第三順位	兄弟姉妹と配偶者	<ul style="list-style-type: none"> 兄弟姉妹は、親の実子であるか養子であるか、「半血」であるか「全血」であるかを問わない。 兄弟姉妹が相続開始以前に死亡しているときや相続の欠格又は廃除により相続権を失っているときは、その兄弟姉妹の子が代襲して相続人となる（再代襲はなし）。 親の実子と養子、養子と養子でも同順位で相続人となる。

(注) 被相続人に子がいる場合には、子と配偶者が第1順位で相続人となる。また、被相続人に直系卑属（子や孫）がいない場合で、直系尊属がいるときには、直系尊属と配偶者が第2順位で相続人となる。さらに、被相続人に直系卑属も直系尊属もいない場合に、兄弟姉妹と配偶者が第3順位で相続人となる。

(1) 養子

具体的な血縁とは無関係に、人為的にいわば法律の擬制によって本人の子として扱われるものが養子である。養子は、養子縁組の届出をした日から養親の嫡出子としての身分を取得する（民法809条（嫡出子の身分の取得））。したがって、養親に相続が開始すると養子は、第1順位の相続人となる。

〔普通養子と特別養子〕

養子には、普通養子と特別養子がある。

普通養子縁組は、養親と養子の合意に基づき、養子縁組の届出をすることで成立する（民法802（縁組の無効））。普通養子となつても、実親との親族関係は維持される。

特別養子縁組は、養親となる者の請求により、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適当であることその他特別な事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに家庭裁判所が成立させるものである（民法817の7（子の利益のための特別の必要性）、817の2（特別養子縁組の成立））。

特別養子縁組によって、特別養子は、その実親及びその血族との親族関係が終了する。ただし、夫婦の一方が他の相手方配偶者の嫡出子（連れ子）を特別養子とする場合は、その子と配偶者及びその血族との親族関係は終了しない（民法817の9（実方との親族関係の終了））。つまり、子が実親に対する相続権、扶養請求権を失っても、実親と絶縁させる方がその子の利益になると家庭裁判所が判断すれば、養子縁組は成立する。

○ 普通養子と特別養子制度の比較

区分	普通養子	特別養子
養親の制限	成人である者	満25歳以上の夫婦（一方が25歳未満の場合は、その者が20歳以上）で共に養親
養子の制限	養親より年少者	原則として15歳未満
縁組の手続	養子が未成年でなければ当事者の届出のみ	家庭裁判所の審判が必要
実親等の同意	養子が満15歳未満のときは、法定代理人が承諾	実父母の同意が必要
親子関係等	実方との親族関係は存続	実方との親族関係は終了
戸籍の記載	養子と明記される。	「養子」ではなく「長男、長女」等と、身分事項欄に「〇年〇月〇日民法第817条の2による裁判確定」と記載される。
離縁	当事者の協議で可能。養子、養親のいいずれでも訴えの提起可能	家庭裁判所の審判が必要。 養親からの請求不可

(注) 相続税法では、「法定相続人の数」の計算上、養子の数に一定の制限を設けている（相法15②）。

これは、子の配偶者や孫、孫の配偶者を被相続人の養子として相続人の数を増やすことにより、基礎控除額や非課税限度額（生命保険金、退職手当金）を大きくし、相続税の税負担を回避する事例が見受けられるに至ったことから、昭和63年の税制改正で措置されたものである。

(2) 「嫡出子」と「非嫡出子」

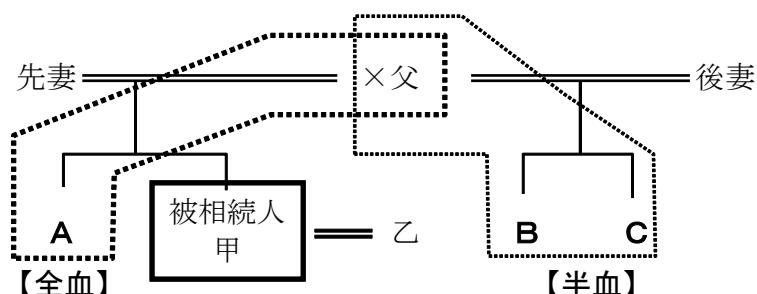
嫡出子は、嫡出である子、つまり、法律上の婚姻関係にある男女間で生まれた子（婚内子）をいう（民法772（嫡出の推定））。養子は、養子縁組により養親の嫡出子となる（民法809（嫡出子の身分の取得））。

非嫡出子は、嫡出でない子、つまり、法律上の婚姻関係にない男女間に生まれた子(婚外子)をいう。母子関係は分娩の事実があれば認められ、父子関係は認知によって生じ、相続権が発生する(民法779(認知))。

(3) 「全血」と「半血」の兄弟姉妹

父母の双方を同じくする兄弟姉妹を「全血の兄弟姉妹」といい、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹を「半血の兄弟姉妹」という。

(注) 相続分については、後述のとおり、半血の兄弟姉妹は全血の兄弟姉妹の2分の1とされている(民法900(法定相続分)四)。



(4) 相続の欠格

欠格事由に該当する相続人の相続権を、何らの手続を経なくとも当然に剥奪する制度をいう(民法891(相続人の欠格事由))。

[欠格事由]

①	故意に被相続人又は相続について先順位若しくは同順位にある者を死亡するに至らせ、又は至らせようとしたため、刑に処せられた者
②	被相続人の殺害されたことを知って、これを告発せず、又は告訴しなかった者
③	詐欺又は強迫によって、被相続人が相続に関する遺言をし、撤回し、取り消し、又は変更することを妨げた者
④	詐欺又は強迫によって、被相続人に相続に関する遺言をさせ、撤回をさせ、取り消させ、又は変更させた者
⑤	相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿した者

(5) 推定相続人の廃除

廃除事由がある場合において、被相続人自らの請求(遺言も可能)に基づいて、家庭裁判所が推定相続人(相続が開始した場合に相続人となるべき者)の相続権を剥奪する制度をいう(民法892(推定相続人の廃除))。

なお、廃除の対象者は、遺留分を有する推定相続人(被相続人の子及びその代襲者、

直系尊属並びに配偶者) に限られる。

[廃除事由]

①	推定相続人が、被相続人に対して虐待をし、又はこれに重大な侮辱を加えたとき
②	推定相続人にその他の著しい非行があったとき

2 胎児の相続

胎児は、相続については、既に生まれたものとみなされるが、死体で生まれたときは、相続について胎児は初めからいなものとして取り扱われる(民法886(相続に関する胎児の権利能力))。

(注) 相続税法では、相続人となるべき胎児が相続税の申告書を提出するまでに出生していない場合、胎児の相続税の納税義務は、出生により発生するものとして取り扱うこととしている。

(関連通達)

相基通11の2-3(胎児が生まれる前における共同相続人の相続分)

15-3(胎児がある場合の相続人の数)

27-4(「相続の開始があったことを知った日」の意義)

27-6(胎児がある場合の申告期限の延長)

32-1(「その他の事由により相続人に異動が生じたこと」の意義)

3 同時死亡の推定

海難事故や飛行機事故などで家族数人が死亡した場合において、死亡時期が定かでない場合には、同時に死亡したものと推定がなされる(民法32の2)。

つまり、ある一人が死亡(相続開始)したときに、他の者も同時に死亡したものとされるので、両者の間に相続関係は発生しないことになる。

【例】本人Aと子Cが同時に死亡した場合

父親D



本人A

妻B

本人Aの相続人は、妻B(2/3)と父親D(1/3)となる。

子Cの相続人は、妻B(1/1)となる。

※ 先に本人Aが死亡し、その後子Cが死亡した場合

本人Aの相続人は、妻B(1/2)と子C(1/2)となる。

子Cの相続人は、妻B(1/1)となる。

先に子Cが死亡し、その後本人Aが死亡した場合

子Cの相続人は、妻B(1/2)と本人A(1/2)となる。

本人Aの相続人は、妻B(2/3)と父親D(1/3)となる。

4 代襲相続

代襲相続とは、相続人となるべき者（被代襲者）が、相続開始以前に死亡しているときや相続欠格又は廃除により相続権を失ったときにおいて、その被代襲者の直系卑属（代襲者）が被代襲者に代わって、その受けるはずであった相続分を相続することをいう（民法887（子及びその代襲者等の相続権）②、889（直系尊属及び兄弟姉妹の相続権）②）。

この代襲相続は、被代襲者の死亡などにより、その直系卑属が不利益を受けないようにするための制度である。

(1) 要件

① 代襲原因	被代襲者の相続開始以前の死亡（同時死亡を含む。）
	被代襲者の相続欠格
	被代襲者の廃除
② 代襲者が被代襲者の子（被相続人の直系卑属に限る。）であること	
③ 代襲者は被代襲者に対する関係でも相続権を失った者でないこと	
④ 代襲者は相続開始時に存在すること	

(注) 1 代襲原因には、「相続の放棄」（民法915（相続の承認又は放棄をすべき期間）、938（相続の放棄の方式））は含まれない。

2 被代襲者の子であれば、実子・養子、嫡出子・非嫡出子を問わないが、被代襲者が被相続人と養子縁組した際に既に生まれていた被代襲者の子は、被相続人の直系卑属とはならないため、代襲相続できない（民法727（縁組による親族関係の発生））。

(2) 代襲者が代襲相続権を失った場合（再代襲の可否）

代襲者が、被相続人の直系卑属である場合には、さらにその子に代襲（再代襲）される（民法887（子及びその代襲者等の相続権）③）。

しかし、代襲者が、被相続人の兄弟姉妹の子である場合には、さらにその子（兄弟姉妹の孫）には代襲（再代襲）されない（民法889（直系尊属及び兄弟姉妹の相続権）②）。

【例】

被代襲者	代襲者	再代襲の可否
被相続人の子	被相続人の孫（直系卑属）	可（被相続人の曾孫）
被相続人の兄弟姉妹	被相続人の兄弟姉妹の子（直系卑属ではない）	否（兄弟姉妹の孫）

(注) 1 兄弟姉妹の代襲相続を規定している民法889条2項では、同法887条2項を準用するにとどまり、再代襲を規定している同条3項を準用していない。

2 兄弟姉妹に再代襲相続が認められていない理由として、①核家族化の進行により、甥姪の子となると、通常親戚付き合いもなく、相続制度の根柢である生活保障の観点からは問題があること、②相続関係者が広範囲になると代襲相続人の存否・所在

を把握するのが容易ではなく、その結果、遺産分割が長期化し、相続人に不利益であるとともに、遺産活用の妨げにもなるためとしている。

第3章 相続分の意義とその内容

1 相続分の意義と種類

相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属し、各相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する（民法898（共同相続の効力）、899）。

また、相続財産は、相続人間の遺産分割協議等によって分割されることとなる。

したがって、共同相続人は、分割されるまでは、その共有に属する相続財産に対してそれぞれの相続分に応じた持分を有していることになる。

この相続分は、民法の規定によって定められており（民法900（法定相続分））、これを**法定相続分**という。

また、被相続人は、遺言で共同相続人の相続分を自由に定めることができ（民法902（遺言による相続分の指定））、これを**指定相続分**という。相続分の指定がある場合には、遺留分の規定（後述第7章を参照）に違反しない限り、その指定が優先される。

なお、民法では、これらその他、**特別受益がある場合と寄与分がある場合**の調整について規定が設けられているほか、平成30年民法改正で特別寄与料の制度が創設されている。

2 法定相続分

「法定相続分」は、被相続人が遺言で相続分を指定していない場合に、遺産分配の基準となるものであり、「相続分」とは、共同相続人の相続すべき割合、つまり相続分率を意味する。

「法定相続分」は、共同相続する相続人の身分によって異なり、次のとおりとなる（民法900（法定相続分））。

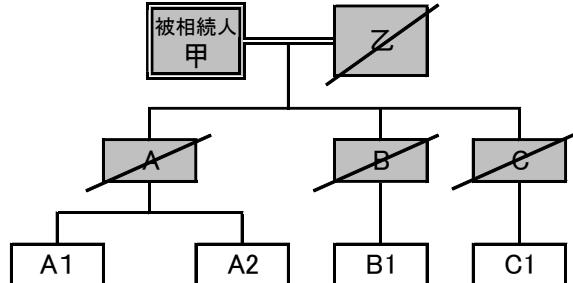
相続人	法定相続分	留意事項
子と配偶者	子 2分の1 配偶者 2分の1	子が数人あるときは、子の法定相続分を均分する。
直系尊属と配偶者	直系尊属 3分の1 配偶者 3分の2	同じ親等の直系尊属が数人あるときは、直系尊属の法定相続分を均分する。
兄弟姉妹と配偶者	兄弟姉妹 4分の1 配偶者 4分の3	兄弟姉妹が数人あるときは、兄弟姉妹の法定相続分を均分する。 ただし、父母の一方と同じくする兄弟姉妹(半血兄弟姉妹)の相続分は、父母の双方と同じくする兄弟姉妹(全血兄弟姉妹)の相続分の2分の1とする。

3 代襲相続分

代襲相続人の相続分は、相続人となるべきであった者(被代襲者)の相続分をそのまま受け継ぐ。同一の被代襲者について複数の代襲相続人がいる場合には、それぞれの相続分は被代襲者の相続分を均分する(民法901(代襲相続人の相続分))。

【例】

被代襲者	代襲相続人	代襲相続分
A	A 1	$1/3 \times 1/2$
	A 2	$1/3 \times 1/2$
B	B 1	$1/3$
C	C 1	$1/3$



4 指定相続分

相続人が複数いる場合、被相続人は遺言で相続人の一部又は全部について、相続分を指定することができる(民法902(遺言による相続分の指定)①)。

例えば、甲、乙、丙の3人の子が相続人であった場合に、甲に6分の1、乙に6分の3、丙に6分の2というように指定する。

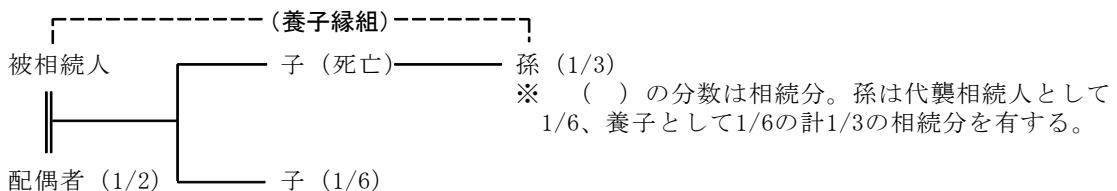
また、甲に5分の2と指定して他の2人は指定されなかったときは、乙と丙は法定相続分に従うことになる(この場合、5分の2の残り5分の3を乙と丙で均分することになる。)。

5 身分が重複する場合の相続分

(1) 双方の相続分を取得する場合

下図のような場合において、孫は、子(孫からみると親)の代襲相続人であり、かつ、被相続人の子である。

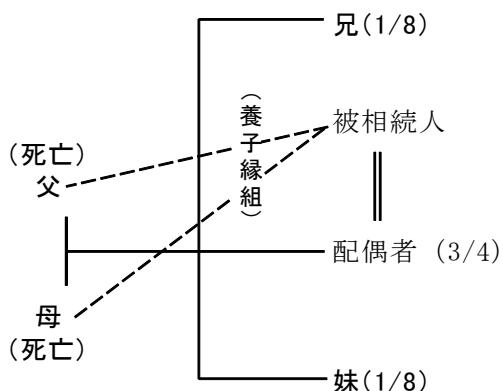
このようなときには、孫は代襲相続人としての相続分と子としての相続分の双方の相続分を取得することとしている（昭26.9.18民甲1881号回答）。



(注) 相続税法上の法定相続人の数の計算においては、この孫は「実子1人」として計算される（相基通15-4）。

(2) 一方のみの相続分を取得する場合

下図のような場合において、配偶者は、被相続人の兄弟姉妹としての身分も持ち合わせているが、行政先例では、配偶者は、配偶者としての相続分のみを取得し、兄弟姉妹としての相続分は取得しないとしている（昭23.8.9民甲2371号回答）。



6 特別受益者の相続分

共同相続人の中に、被相続人から遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者（特別受益者）があるときは、これらの遺贈、贈与を考慮して相続分を修正する（民法903（特別受益者の相続分））。

遺贈や生前贈与による特別受益があった場合には、「被相続人が相続開始の時において有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなす」ものであり、このように贈与分を相続財産に計算上戻すことを「持戻し」という。

$$\left(\text{相続開始時の} + \text{特別受益額} \right) \times \frac{\text{法定相続分}}{\text{代襲相続分}} - \text{特別受益額} = \text{特別受益者の} \frac{\text{具体的相続分}}{\text{指定相続分}}$$

(例)

被相続人の財産が1億円で、長男と二男が相続人とする。被相続人が相続分について何も指定していないければ長男と二男がともに5千万円ずつ相続することになる。

しかしながら、長男が被相続人の生前中に被相続人から1千万円の贈与を受けていたとすれば、長男、二男が5千万円ずつ相続するとバランスがとれなくなる。

そこで、持戻しの計算をすると、次のとおりとなる。

- ① 生前贈与の持戻し 1億円 + 1千万円 = 1億1千万円
- ② 長男、二男の法定相続分により配分 長男、二男とも5千5百万円
- ③ 長男について生前の贈与分1千万円を差し引く 長男4千5百万円
- ④ 被相続人の遺産1億円については、長男4千5百万円、二男5千5百万円

7 寄与分がある者の相続分

共同相続人中に、被相続人の財産の維持又は増加につき特別の寄与をした者があるときは、その者の寄与分を考慮して相続分を修正する（民法904の2（寄与分））。

この特別の寄与とは、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加に係る特別の寄与をいう。

なお、寄与分は、原則として共同相続人の協議によって定める。

$$\left(\text{相続開始時の} - \text{寄与分} \right) \times \frac{\text{法定相続分}}{\text{代襲相続分} + \text{寄与分}} = \frac{\text{寄与分のある者の}}{\text{具体的相続分}}$$

8 特別寄与料

被相続人に対し、無償で療養看護その他の労務を提供したことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした親族（相続人など一定の者を除く。以下「特別寄与者」という。）は、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭の支払いを請求することができる（民法1050）。

第4章 相続の承認と放棄

1 相続の承認と放棄

相続の開始により相続人は被相続人に属する一切の権利義務を承継することになるが、債務が多いような場合には相続人にとって酷となるときもある。

そこで、民法は、相続は当然に生じるものであるとの原則の一方、相続人に対して相続財産を承継するかどうかについて選択権を与えていている。

(1) 相続の承認

イ 単純承認

単純承認とは、債務を含めた相続財産の全てを受け入れることである。相続人は、単純承認をしたときは、無限に被相続人の権利義務を承継する（民法920（単純承認の効力））。また、相続人が相続財産の全部又は一部を処分したときや、相続の放棄又は限定承認をしなかったときは、単純承認をしたとみなされる（民法921（法定単純承認）一、二）。

ロ 限定承認

限定承認とは、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して行う相続の承認である（民法922（限定承認））。つまり、一種の有限責任の承継である。

限定承認は、相続の開始を知った日から3か月以内に家庭裁判所に相続財産の目録を作成して提出し、限定承認する旨の申述をして行う。なお、相続人が数人あるときは、共同相続人の全員が共同してのみ行うことができる（民法915（相続の承認又は放棄をすべき期間）、923（共同相続人の限定承認）、924（限定承認の方式））。

限定承認がされると、被相続人の財産は直ちに相続人に承継されるのではなく、一旦清算されることになる（民法927～937）。

(2) 相続の放棄

相続の放棄とは、債務を含めた相続財産の全ての承継を拒否することをいう。

相続の放棄は、相続の開始を知った日から3か月以内に家庭裁判所に相続を放棄する旨の申述をして行う（民法915（相続の承認又は放棄をすべき期間）、938（相続の放棄の方式））。したがって、単に遺産分割で相続財産を取得しなかったことは、法的には「相続の放棄」ではない。

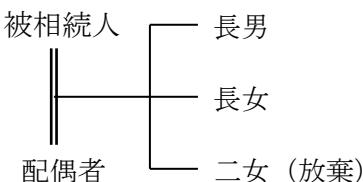
また、相続の放棄は撤回することはできない（民法919（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し））。ただし、民法の一般規定に基づく無効（錯誤等）や取り消せる場合（詐欺・強迫等）はあり得る。この意味で取消しを認めている（民法919②）。

2 相続の放棄に係る相続人と相続分

相続の放棄をすると、その放棄した者は、その相続に関しては初めから相続人とならなかったものとみなされる（民法939（相続の放棄の効力））。

したがって、相続放棄した者を被代襲者として、その者の子に代襲相続は発生せず、相続の放棄があつたことにより、相続人や相続分に変更が生ずることになる場合がある。

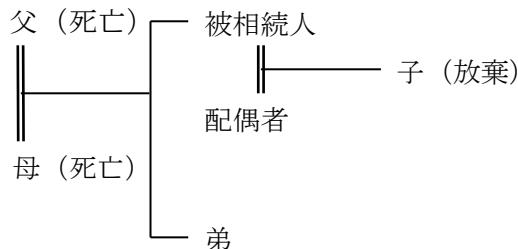
〔ケース 1〕



この場合、二女が相続の放棄をしているので相続人の民法上の法定相続分は、配偶者 $1/2$ 、長男と長女は各 $1/4$ ($1/2 \times 1/2$)となる（二女の放棄がなければ、配偶者 $1/2$ 、長男、長女及び二女は各 $1/6$ ）。

区分	配偶者	長男	長女	二女
二女の放棄がない場合	$1/2$	$1/6$	$1/6$	$1/6$
二女の放棄がある場合	$1/2$	$1/4$	$1/4$	放棄

〔ケース 2〕



この場合、子が相続を放棄したことから、第二順位の直系尊属（父母）が相続人となるが、いずれも死亡しているので第三順位の兄弟姉妹、ここでは弟が相続人となる。したがって、相続人の民法上の法定相続分は、配偶者 $3/4$ 、弟 $1/4$ となる（子の放棄がなければ、配偶者 $1/2$ 、子 $1/2$ ）。

区分	配偶者	子	父母	弟
子の放棄がない場合	$1/2$	$1/2$	—	—
子の放棄がある場合	$3/4$	放棄	—	$1/4$

第5章 遺産の分割

1 遺産分割の考え方

相続が開始すると被相続人の財産は、ひとまず相続人全員の共有財産（この共有財産の持分が相続分である。）となり、その後、相続人全員が具体的にその財産を各人ごとに分けることになる。これを遺産の分割という。

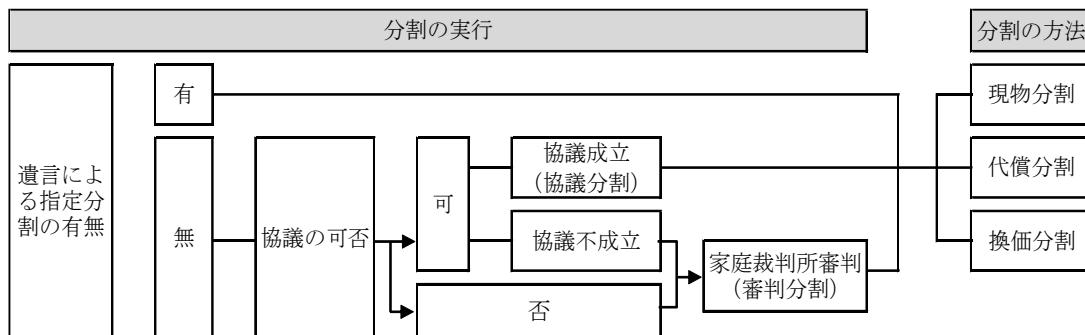
(1) 遺産分割の基準

遺産分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して行う（民法906（『遺産の分割の基準』））。

また、相続人間の合意があれば、法定相続分や指定相続分と異なった分割を行うことができる。

(2) 遺産分割の実行

被相続人が遺言で遺産の分割を禁じた場合を除き、共同相続人はいつでも遺産の分割をすることができる（民法907（『遺産の分割の協議又は審判等』））。



《分割の方法とその内容》

分割の方法	分割の内容
現物分割	遺産を現物のまま分割する方法で、分割の原則的な方法
代償分割 (家事事件手続法195)	共同相続人又は包括受遺者のうちの一人又は数人が相続又は包括遺贈により取得した財産の現物を取得し、その現物を取得した者が他の共同相続人又は包括受遺者に対して債務を負担する分割の方法
換価分割 (家事事件手続法194)	共同相続人又は包括受遺者のうちの一人又は数人が相続又は包括遺贈により取得した財産の全部又は一部を金銭に換価し、その換価代金を分割する方法

(注) 「代償分割」における「債務を負担する」とは、具体的には例えば相続人固有の財産である預金を取り崩して代償金として現金を交付したり、借入金により代償金を支払ったりする行為をいう。

《遺産分割協議書》

相続人間（受遺者を含む。）で遺産分割が成立した場合、それらの意思を確認するために「遺産分割協議書」を作成する。

相続人全員の合意に基づいて作成し、署名かつ実印で押印した遺産分割協議書は、相続を証明する書面であることから、不動産の登記（相続登記）や動産の名義書換手続（たとえば、預貯金の名義変更）などに必要となる。

(注) 相続税法では、配偶者の税額軽減（相法19の2）などの特例の適用を受ける場合に

は、相続税の申告書に遺産分割協議書の写しを添付しなければならないとされている。

2 遺産分割の効力

遺産の分割は、相続開始の時に遡ってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない（民法909（『遺産の分割の効力』））。

また、遺産分割が瑕疵なく成立すると、原則として、相続人全員の合意がなければやり直すことはできない（合意なくしてやり直しができるのは、当初の遺産分割に瑕疵があつて協議そのものが無効である場合などに限られている。）。

（注） 相続税法では、課税の公平の見地から、たとえ遺産が未分割であっても民法の規定による相続分で遺産を取得したものとして課税価格を計算するよう規定している（相法55）。

第6章 遺贈と死因贈与

1 遺言

（1） 遺言の意義

遺言を一言でいうと、被相続人の生前における最終的な意思を、死後に実現させるための制度である。

遺言は、一定の方式に従ってされる相手方のない単独行為で、遺言者の死亡の時から効力が発生する（民法985（『遺言の効力の発生時期』））。

遺言を行った者を「遺言者（遺贈者）」、遺言により財産を取得する者を「受遺者」という。

また、遺贈者は、自由に受遺者を決められることから、その受遺者は、相続人でもそれ以外の第三者でも、また、個人でも法人でもよい。

（注） 相続税法では、町内会やP T Aといった人格のない社団等が遺贈を受けた場合は、その人格のない社団等を相続税の納税義務者としている（相法66）。

（2） 遺言の方式

遺言は、民法に規定された方式に従ってしなければならず（民法960（『遺言の方式』））その方式に反した遺言（要件を具備していない遺言）は無効となる。

公正証書以外の遺言は、遺言執行の準備手続として、家庭裁判所に提出して「検認」を受けなければならない（民法1004（『遺言書の検認』））。遺言の検認とは、遺言書の偽造・変造を防止し、その保存を確実にするために行われる証拠保全手続であり、遺言の内容の真偽、遺言の有効・無効を判断するものではない。

なお、令和2年7月10日に施行された「法務局における遺言の保管等に関する法律」

の適用を受けるものは、検認が不要である。

○ 遺言の方式とその概要

遺言の方式		概 要
普通方式	自筆証書遺言 (民法968)	遺言者がその全文、日付及び氏名を自書し、押印したもの (注1)
	公正証書遺言 (民法969)	遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授するなど一定の要件を備えた公正証書により行ったもの
	秘密証書遺言 (民法970)	遺言者が署名押印して封印した遺言書を公証人及び証人の前に提出し、遺言者の遺言書であることの証明を受けたもの
特別方式 (注2)	死亡危急者遺言 (民法976)	疾病等により死亡の危急が迫った者が、証人3人以上の前で遺言の趣旨を口授、証人が筆記するなど一定の要件を備えたもの。遺言の日から20日以内に家庭裁判所に請求しその確認を得なければ効力を失う(民法976④)。
	船舶遭難者遺言 (民法979)	遭難した船舶中に在って死亡の危急に迫った者が、証人2人以上の立会いをもって口頭で行ったもの。遅滞なく家庭裁判所に請求しその確認を得なければ効力を失う(民法979③)。
	伝染病隔離者遺言 (民法977)	伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者が、警察官1人及び証人1人以上の立会いをもって作成したもの
	在船者遺言 (民法978)	船舶中にある者が、船長又は事務員1人及び証人2人以上の立会いをもって作成したもの

(注) 1 平成30年民法改正により、財産目録等を添付する場合には、その目録については、
自書することを要しないこととされた。

2 特別方式の遺言は、遺言者が普通方式による遺言をすることができるようになった時から6か月生存するときは効力を失う(民法983(《特別の方式による遺言の効力》))。

(3) 遺言の撤回

遺言者は、いつでも、遺言の方式に従って、その遺言の全部又は一部を撤回することができる(民法1022(《遺言の撤回》))。

前の遺言が後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなされる(民法1023(《前の遺言と後の遺言との抵触等》))。また、遺言者が故意に遺言書を破棄したときは、破棄した部分については撤回したものとみなされる(民法1024(《遺言書又は遺贈の目的物の破棄》))。

2 遺贈

(1) 遺贈の意義

遺贈とは、遺言者が死後に財産を人(相続人に限らない。)に無償で譲与することである。

遺贈には、包括遺贈と特定遺贈がある(民法964(《包括遺贈及び特定遺贈》))。

○ 包括遺贈と特定遺贈

包括遺贈	<p>財産の全部又は一部を包括的に遺贈するもので、財産に対する一定の割合を示してする遺贈をいう。</p> <p>包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する（民法990）。つまり、被相続人の権利義務を包括的に承継することから、包括受遺者は、相続財産に対して相続人とともに遺産共有の状態となり、債務も承継し、遺産分割に参加することになる。</p> <p>※ 厳密には、包括受遺者は、①遺留分がない、②法人も包括受遺者となる、③代襲相続は生じない、④相続放棄があったとしても相続分は変化しないといった違いがある。</p>
特定遺贈	<p>特定の物や権利、あるいは一定額の金銭を与えるというように、財産を特定してする遺贈（割合で示されていない遺贈）をいう。</p> <p>受遺者は、その特定された財産を取得することができるが、それ以外の財産を取得するものではなく、また、遺言にない債務を承継することもない。</p>

(注) 一般的に、被相続人が、子や配偶者など相続人に遺贈する場合には特定遺贈による。また、相続人に対して「3分の1を与える」といった遺言は、一般的には「相続分の指定」と考えられている。

(2) 遺贈の効果

遺贈は、遺言者の死亡の時（遺言の効力発生の時）から効力を生じる（民法985（『遺言の効力の発生時期』））。

(注) 遺贈は、遺言者の死亡による財産の移転という点において相続と同一の経済的效果があるので、相続税法では、相続税の課税対象としている（相法1の3）。

(3) 遺贈の放棄

受遺者は、遺言者の死亡後、いつでも遺贈の放棄をすることができる。遺贈の放棄は、遺言者の死亡の時に遡ってその効力を生ずる（民法986（『遺贈の放棄』））。

また、遺贈の放棄は撤回することができない（民法989（『遺贈の承認及び放棄の撤回及び取消し』））。

3 死因贈与

死因贈与は、贈与者の死亡により効力を生ずる贈与である。

例えば、「私が死んだらあなたに1,000万円贈与する。」といったものである。

死因贈与は、贈与の一種であり契約であるので、法律的には単独行為である遺贈と異なる。

しかしながら、贈与者の死亡を原因として効力が生ずること、財産が無償で受贈者に承継されることなどの点で、遺贈と非常に類似している。

したがって、民法では死因贈与は遺贈に関する規定を準用するとされている（民法554（死因贈与））。

(注) 死因贈与は遺贈に類似するため、相続税法では、死因贈与を遺贈に含め、相続税の課税対象としている（相法1の3）。

第7章 遺留分

1 遺留分制度

元来、被相続人は、死後においても自由に自己の財産を処分する権利があり、民法ではこのような意思を尊重する制度として遺贈や相続分の指定を認めている。

しかしながら、そもそも相続は遺族の生活保障も十分に考慮されたものでなければならず、こうした意味から相続財産の一定割合を一定の範囲の相続人に留保するという制度を民法は設けている。これが遺留分制度である。

2 遺留分権利者と遺留分の割合

遺留分制度は、相続人のうち一定の者には必ず一定の割合の相続分を確保できる制度であるが、この割合を「遺留分」といい、遺留分を有する相続人を「遺留分権利者」という。

民法では、遺留分権利者及び遺留分を次のとおり定めている（民法1042《遺留分の帰属及びその割合》）。

遺留分権利者	遺留分の割合
相続人が直系尊属（父母など）のみ	遺留分算定の基礎となる財産の1/3
上記以外（配偶者や子供など）	遺留分算定の基礎となる財産の1/2

なお、兄弟姉妹には遺留分権がない。したがって、相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合に、「配偶者に全ての財産を遺贈する」旨の遺言があったときには、全ての財産を配偶者が取得することになる。

(注) 総体的遺留分と個別的遺留分

民法1042条《遺留分の帰属及びその割合》で規定されている遺留分は、遺留分権利者の全員に帰属する相続財産全体に対する割合（総体的遺留分）であり、遺留分権利者が複数いる場合には、各遺留分権利者の遺留分は、総体的遺留分が法定相続分の割合にしたがって配分され、算定される。これを個別的遺留分といいう。

したがって、配偶者と子供2人が相続人である場合には、総体的遺留分は1/2、配偶者の個別的遺留分は1/4（1/2×1/2）、それぞれの子供は1/8（1/2×1/2×1/2）が個別的遺留分となる。

3 遺留分の算定の基礎となる財産の価額

遺留分の算定の基礎となる財産の価額は次のとおりとなる（民法1043（『遺留分を算定するための財産の価額』））。

$$\boxed{\text{遺留分の算定の基礎となる財産の価額}} = \boxed{\text{相続開始時の財産の価額(遺贈を含む。)}} + \boxed{\text{被相続人が生前に贈与した財産の価額}} + \boxed{\text{特別受益額}} - \boxed{\text{相続債務}}$$

(注) 1 「被相続人が生前に贈与した価額」に算入される贈与の範囲は、相続開始前の1年間にしたものに限る。ただし、1年以上前の贈与でも、契約当事者が遺留分権利者に損害を与えることを知って行ったものは算入される（民法1044）。

2 相続人に対する贈与で、かつ、婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本としてなされたものは、相続開始前の10年間にされた贈与が算入される（民法1044）。

4 遺留分の額の算定

遺留分の額は、次のとおり算定する。

$$\boxed{\text{各人の遺留分の額}} = \boxed{\text{遺留分算定の基礎となる財産の価額}} \times \boxed{\text{個別的遺留分の割合}}$$

なお、被相続人の財産が新たに発見されたり、相続の放棄があつて相続分が変わったりした場合には、遺留分額の算定をし直すことになる。

(注) 具体的な遺留分の侵害額

相続開始時の財産の価額に1年前までの生前贈与の価額を加え、これから債務額を控除したのに遺留分を主張する者の個別的遺留分を乗じ、その額からその者が受けた生前贈与・遺贈の額を控除し、さらにその者が得た相続額（相続債務額を差し引いた正味の相続額）を控除したものが具体的な遺留分侵害額となる。

5 遺留分侵害額の請求

遺留分権利者及びその承継人は、受遺者又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することができる（民法1046（『遺留分侵害額の請求』））。

第8章 贈与

贈与とは、当事者一方（贈与者）が自己の財産を無償にて相手方（受贈者）に与える意思表示をし、相手方（受贈者）が受諾することによって成立する契約である（民法549（『贈与』））。

贈与は、財産権の無償移転という点で、相続や遺贈に類似するが、相続や遺贈が被相続人

(遺言者) の死亡という事実の発生によってその効力が生ずるのに対し、贈与は、当事者間の契約によりその効力が生ずる点で、両者は異なっている。

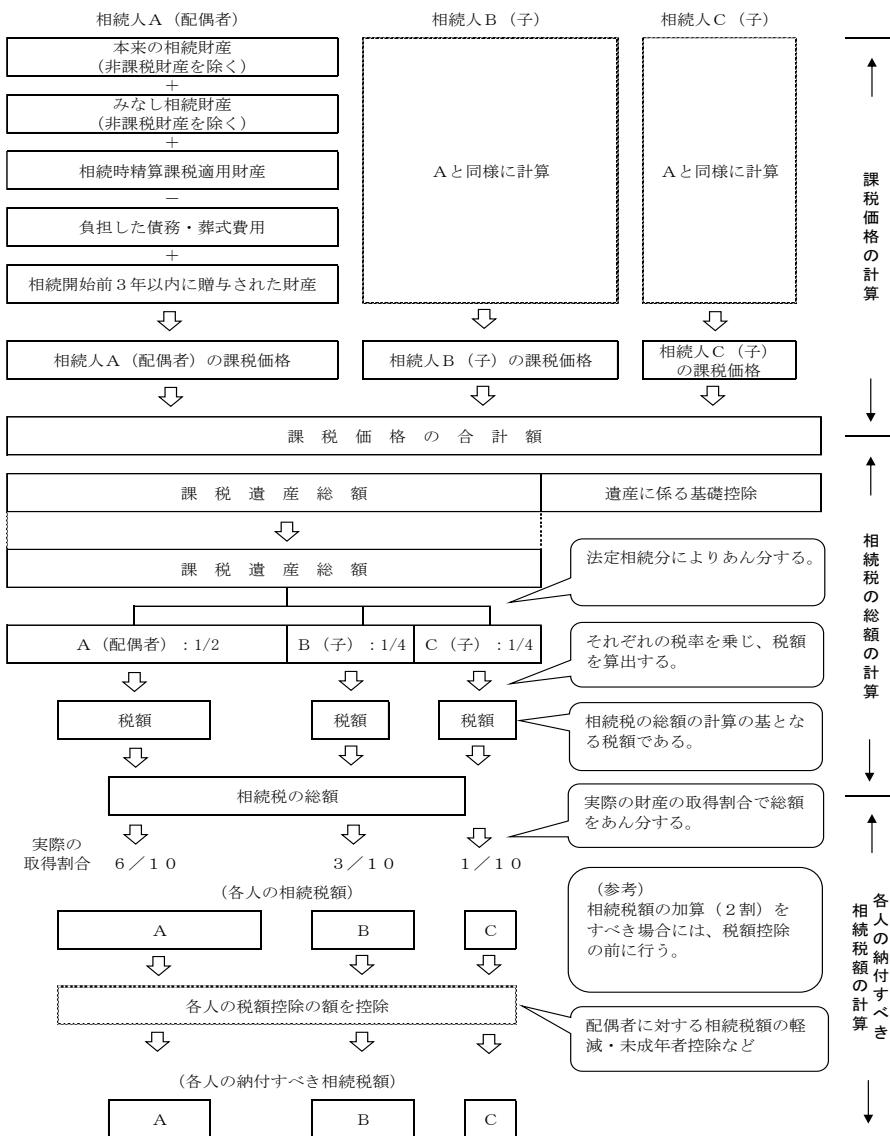
また、贈与は書面によることを要しないが、書面によらない贈与は、既に履行した部分を除き、各当事者は、いつでもその契約を解除することができるることとし（民法550（書面によらない贈与の解除））、書面による贈与と口頭による贈与とはその法的取扱いを異にしている。

更に、夫婦間の契約は、婚姻中は夫婦の一方からいつでも取り消すことができる。ただし、第三者の権利を害することはできない（民法754（夫婦間の契約の取消権））。

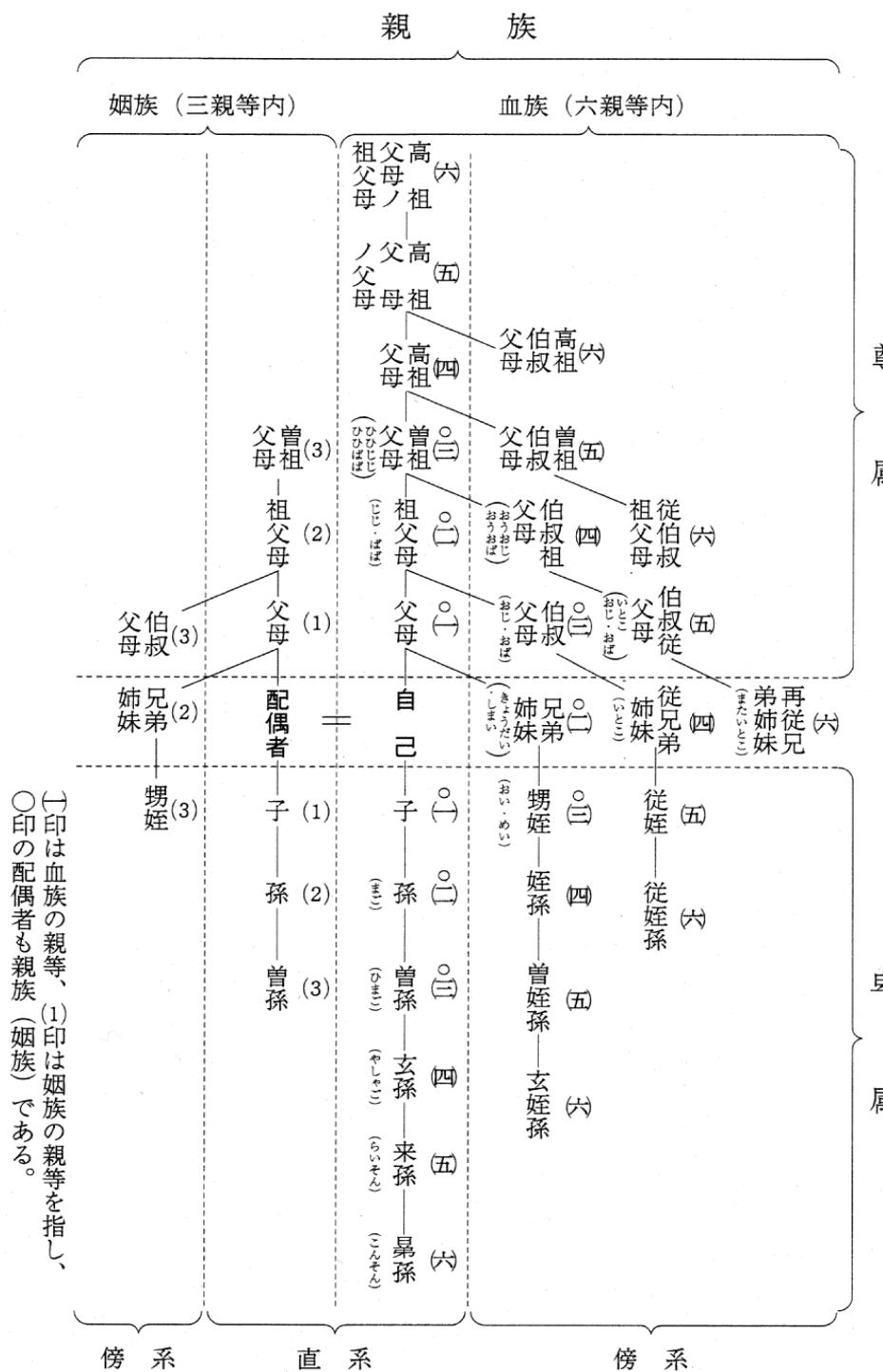
一般的な贈与の他、特殊な形態の贈与として、次のものがある。

贈与の種類	贈与の形態
定期贈与 (民法552)	「毎年100万円ずつ10年間贈与する」というように、定期の給付を目的とする贈与。贈与者の死亡により終了する。
負担付贈与 (民法553)	「不動産の贈与に当たり、その取得時の借入金の一部を負担させる」というように、受贈者に一定の給付をなすべき義務も負わせる贈与
死因贈与 (民法554)	「自分が死んだら、この家をやる」というように、財産を贈与する者が死亡したときに効力が生ずる贈与（不確定期限付の贈与である。）

【参考 1】 相続税の計算の流れ（相続人が配偶者及び子 2 人の場合の例）



【参考2】 親族・親等図表



裁判所書記官研修所教材第117号『新訂 親族法相続法講義案』(法曹会) 31頁より

索引

あ

あん分割合 39

い

遺産課税方式 2

遺産取得課税方式 2

遺産分割 14, 132

遺産分割協議書 133

遺産分割の効力 134

遺贈 14, 135

一時居住者 7

遺留分 137

遺留分額の算定 138

遺留分権利者 137

遺留分侵害額の請求 138

え

永小作権 101

延納 82

か

外国人被相続人 7

外国税額控除 45

家屋の評価 116

各人の課税価格 25

各相続人等の相続税額 39

貸付事業用宅地等 28

課税価格（相続税） 25, 70

課税価格（贈与税） 52, 68

課税価格の合計額 25

換価分割 14, 133

き

期限後申告の特則 77

基準年利率 103

基礎控除（相続時精算課税） 68

基礎控除（相続税） 35

基礎控除（贈与税） 53

教育資金 59

教育資金管理契約 58

教育資金支出額 59

教育資金の一括贈与 57

教育資金非課税申告書 60

兄弟姉妹 12, 13, 122, 124

共同相続人 13

居住制限納税義務者（相続税） 7

居住制限納税義務者（贈与税） 10

居住無制限納税義務者（相続税） 6

居住無制限納税義務者（贈与税） 10

寄与分 130

け

結婚・子育て資金 62

結婚・子育て資金支出額 62

結婚・子育て資金の一括贈与 62

原価主義 100

原則的評価方式 117

限定承認 13, 131

現物分割 14, 133

こ

更正及び決定の特則 80

更正の請求の特則 78

個人から財産を無償で取得した場合 5

さ

財産の所在	11
財産の評価	100
財産の無償取得	5
財産の名義変更	47
財産評価基準書	106, 113
再代襲	126
債務控除（債務）	30
債務控除（葬式費用）	32
債務免除等	50

し

死因贈与	14, 47, 136
時価	100
時価主義	100
時価評価	102
失踪宣告	12, 120
指定相続分	127, 128
受遺者	14, 136
修正申告の特則	77
住宅取得等資金の贈与（相続時精算課税）	71
住宅取得等資金の贈与（非課税）	55
受贈者課税方式	4
純資産価額方式	118
障害者控除	44
小規模宅地等	26
上場株式	116
申告書の提出（相続税）	73
申告書の提出（贈与税）	76

す

推定相続人の廃除	124
----------	-----

せ

生命保険金等	17, 49
生命保険契約に関する権利	19

選択特例対象宅地等	26
-----------	----

そ

相次相続控除	44
相続開始の場所	121
相続開始前3年以内の贈与	33
相続財産	15
相続時精算課税	30, 63
相続時精算課税選択届出書	64
相続税額の加算（2割加算）	41
相続税額の計算手順	15
相続税の課税財産	15
相続税の課税方式	1
相続税の総額	35
相続税の速算表	37
相続税の超過累進税率	36
相続税の納税義務者	6
相続税の持つ機能	1
相続人	12
相続人の順位	122
相続人の範囲と順位	12, 121
相続の意義	120
相続の開始	12, 120
相続の欠格	124
相続の効果	120
相続の承認	13, 130
相続の放棄	13, 131
相続分	127
贈与	47, 138
贈与税額控除	42, 70
贈与税の課税方式	4
贈与税の申告内容の開示	97
贈与税の税率	53
贈与税の速算表	54
贈与税の超過累進税率	54
贈与税の納税義務者	10

贈与税の持つ機能	3
贈与の時期	48
側方路線影響加算率表.....	109
その他の利益の享受	50

た

胎児の相続	125
代襲相続	126
代襲相続人	12
代襲相続人の範囲	122
代襲相続分	13, 128
代償分割	14, 133
代償分割が行われた場合の課税価格..	25
退職手当金等	18
単純承認	13, 131

ち

地上権	101
直系尊属	12

て

低額譲受	49
定期金に関する権利	20, 102
定期贈与	47

と

同時死亡	125
特定遺贈	14, 136
特定居住用宅地等	28
特定計画山林	29
特定事業用宅地等	27
特定贈与者	63
特定同族会社事業用宅地等.....	27
特定納税義務者	8
特別寄与料	20, 130
特別控除額	68

特別受益者.....	129
特別養子縁組.....	123
特例対象宅地等.....	26
特例的評価方式.....	117
土地及び土地の上に存する権利.....	104
取引相場のない株式.....	117

に

二方路線影響加算率表.....	109
-----------------	-----

の

納税義務者の区分と債務控除の範囲..	31
納税地（相続税）	74
納税地（贈与税）	76
納税猶予の特例（医療法人）	92
納税猶予の特例（個人の事業用資産）	94
納税猶予の特例（山林）	89
納税猶予の特例（農地等に対する相続税）	86
納税猶予の特例（農地等に対する贈与税）	85
納税猶予の特例（特定の美術品）	93
納税猶予の特例（非上場株式等）	89

は

配偶者居住権.....	101
配偶者控除（贈与税）	53
配偶者に対する相続税額の軽減.....	42
配当還元方式.....	118
売買実例価額.....	104
倍率表.....	113
倍率方式.....	112
罰則.....	98

ひ

非課税拠出額.....	59
非課税限度額（生命保険金等）	23
非課税限度額（退職手当金等）	24

非課税財産（相続税）	22	みなし贈与財産	49
非課税財産（贈与税）	51	未分割の場合の課税価格	26
非居住制限納稅義務者（相続税）	7	 め	
非居住被相続人	7	名義変更	47
非居住無制限納稅義務者（相続税）	7	 も	
非居住無制限納稅義務者（贈与税）	10	持戻し	129
被相続人	1	 ψ	
非嫡出子	123	遺言	134
評価の原則	100	遺言の方式	134
 ふ		 よ	
負担付贈与	47	養子	23, 122
物納制度	84	 り	
 ほ		利子税	83
邦貨換算	103	立木の評価についての特例	102
包括遺贈	14, 136	 る	
法人から財産を無償で取得した場合	5	類似業種比準方式	118
法定相続主義	12	 れ	
法定相続人の数	23, 35	連帶納付義務	81
法定相続分	13, 127	 ろ	
法定相続分課税方式	3	路線価図	106
法定評価	101	路線価方式	105
本来の相続財産	16		
本来の贈与財産	48		
 み			
未成年者控除	43		
みなし相続財産	16		

